

Y E L
FOR
S M I L E

福井県

こども・子育て
応援計画

令和7年3月

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 策定コンセプト	3
1 コンセプト（新たな観点）	
2 リデザインの視点	
3 策定プロセス	
第3章 本県の結婚、子育てをめぐる現状	5
1 出生率と人口の推移	
2 結婚	
3 子育て	
4 こども家庭福祉	
5 こども・子育て施策の評価・認知度	
第4章 こども・若者、子育て当事者からの意見	31
第5章 本計画の方向性	35
第6章 本計画の最重点プロジェクト	39
第7章 具体的な施策の内容	47
1 「ふく育安心モデル」一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会	
2 「ふく育希望モデル」一人ひとりの夢が叶い、幸せが実感できる社会	
3 「ふく育共感モデル」子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会	
第8章 計画の推進体制	65
第9章 幼児教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進	69
1 教育・保育の提供	
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	
資料編	89
寄 稿 子どもたちのよりよい人生のための子育て支援	97

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県においては、これまで平成8年度からの「ふくいっ子エンゼルプラン」、平成13年度からの「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成22年度からの「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成27年度からの「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」そして、令和2年から「福井県子ども・子育て支援計画」を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のための様々な施策を実施してきました。

特に、「福井県子ども・子育て支援計画」では、AIを活用したマッチングシステム導入など、若い世代の出会いを応援するとともに、日本一幸福な子育て県「ふく育県」を宣言し、保育料無償化の対象拡充や全天候型の遊び場整備、男性育休を促進する企業への奨励金制度など、本県独自かつ全国トップクラスの子育て施策を展開してきました。その結果、待機児童ゼロの継続、男性育休取得率の向上など、子育てしやすい環境づくりが進んでいます。

一方、本県で子育てをする上での特長でもあった三世代同居・近居の減少や一人暮らしを含めた核家族世帯の増加など、地域における支え合いの力が弱まっている傾向にあるほか、子育てやこどもを持つことに関して希望するライフコースを歩めていない人が一定数いることから、誰もが安心して、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる環境の充実がより一層求められます。

また、令和5年4月には、こども基本法が施行され、次世代の社会を担う全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で「こども施策」を進めていくこととされました。本県においても、今後のこども・子育て施策のあり方について、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保など同法に掲げられた基本理念に沿って検討を進めることが重要と考え、様々な環境におかれたり子育て当事者に加えて、こども・若者からの意見を積極的に聴きながら、丁寧に議論を重ねてきました。

こうした議論などを踏まえ、今回、新たに「福井県こども・子育て応援計画」を策定することとし、地域の支援団体や関係機関、市町等との協働により、こども・若者・子育て当事者一人ひとりの多様な夢や希望を社会全体で応援する風土を醸成するとともに、子育ての幸せや楽しさを実感できる「ふく育県」の実現に向けて、施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく都道府県こども計画として策定するほか、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく都道府県計画、成育医療等基本方針を踏まえた成育医療等に関する計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度～2029年度）までの5年間とします。

〔「こども」の考え方について〕

こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しています。全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められている同法の基本理念を踏まえ、その期間を一定の年齢で区切ることのないよう、本計画においても基本的に「こども」表記を用います。

なお、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では特に青年期の全体が範囲に入ることを明確にする場合に「若者」の言葉を使用しており、本計画においても同様の趣旨で「若者」を用います。

こども	<ul style="list-style-type: none">・心身の発達過程にある者（こども基本法第2条）・若者も含む・法令に根拠がある語、固有名詞等を用いる場合を除き、基本的に「こども」を用いる
若者	<ul style="list-style-type: none">・青年期（概ね18歳以降から30歳未満）の全体が範囲に入ることを明確にする場合に用いる

第2章 策定コンセプト

1 コンセプト（新たな観点）

子育ての幸せや楽しさが実感できる社会の実現に向けては、こども基本法およびこども大綱の理念を踏まえ、全てのこども・若者の社会参画や権利擁護を図りながら、子育て当事者も含めて一人ひとりの多様な夢や希望を社会全体で応援する風土が重要です。

このため、「“こども・若者に寄り添う視点”で「ふく育県」をリデザイン」を策定コンセプトに掲げ、策定のプロセスにおいてこども・若者を含めて多くの県民の方々の意見・提案をいただき、問題意識の共有を図るとともに、目指す姿について議論を深めました。

策定コンセプト（新たな観点）

“こども・若者に寄り添う視点”で「ふく育県」をリデザイン

2 リデザインの視点

これまで「ふく育県」として進めてきた取組みや、これから新たに展開していく取組みについて、以下の3つの観点を念頭に、こども・若者に寄り添う視点で政策のリデザインに努めていきます。

包括目線

あらゆる環境に置かれた当事者が利用あるいは参画できる仕組みになっているか

利用者目線

利用者にとって分かりやすく、利用しやすい制度になっているか

将来目線

将来の当事者にも訴求できる内容になっているか

3 策定プロセス

策定過程に参加いただいた皆さんは、延べ12,000名を超える（アンケート調査含む）。そのうち、約6割がこども・若者など、若い世代からの意見や提案です。多くの方々の参加により策定した「福井県こども・子育て応援計画」を、今後5年間で本県が進めることと子育て施策の共通指針として市町や支援団体、関係機関等と共有し、関係者が協働してこども・子育て施策を総合的に進めています。

[県民アンケートの実施]

子ども・若者や子育て世帯、未婚者を対象に、当事者がおかれた現状やニーズを把握するための調査（福井県子ども・子育てニーズ調査（令和6年度）、福井県子育て意識調査（令和5年度））や、小中学生とその保護者を対象とした生活状況実態調査等を実施し、全体で延べ7,000名を超える方から回答をいただきました。

[子ども・若者への意見聴取の実施]

子ども・若者の意見を本県の子ども・子育て施策に反映するため、子どもたちが学校で使っているタブレット等からいつでも自由にアクセスできるWeb上の意見発信フォームを開設し、「こんなことに困っている」「こんなことができると良いな」と思う意見や提案について募集しました。

初めての取組みでしたが、約5,000名もの子ども・若者から回答をいただき、若い世代ならではの視点で、今の自身の家庭や、社会のことを捉え、前向きに福井県の未来を考えている姿勢が多く見受けられました。

今後も若い世代への継続的な意見聴取に取り組み、県の施策に反映させていきます。



意見募集のチラシ

[子ども・若者・子育て当事者との意見交換会の実施]

多くの当事者からより広く意見を聞くため、様々な環境の子ども・若者や子育て当事者と意見交換を実施しました。特別支援学校や盲学校等に通う子どもたちと「福井の未来」について一緒に考えるワークショップ、ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児を育てる家庭の保護者との意見交換などを通して、一人ひとりに寄り添うための施策について検討してきました。

[子ども・子育て応援会議（分科会含む）の開催]

各分野で積極的に活動されている団体関係や有識者等からなる「福井県子ども・子育て応援会議」では、県として目指すべき方向性や成果指標等について、「福井県子ども応援分科会・子育て応援分科会」では、当事者目線を特に重視し、取り組むべき施策の方向性や改善点等について、議論を進めてきました。



子ども応援分科会での意見を見る化した
グラフィックレコード



子育て応援分科会での意見を見る化した
グラフィックレコード

第3章 本県の結婚、子育てをめぐる現状

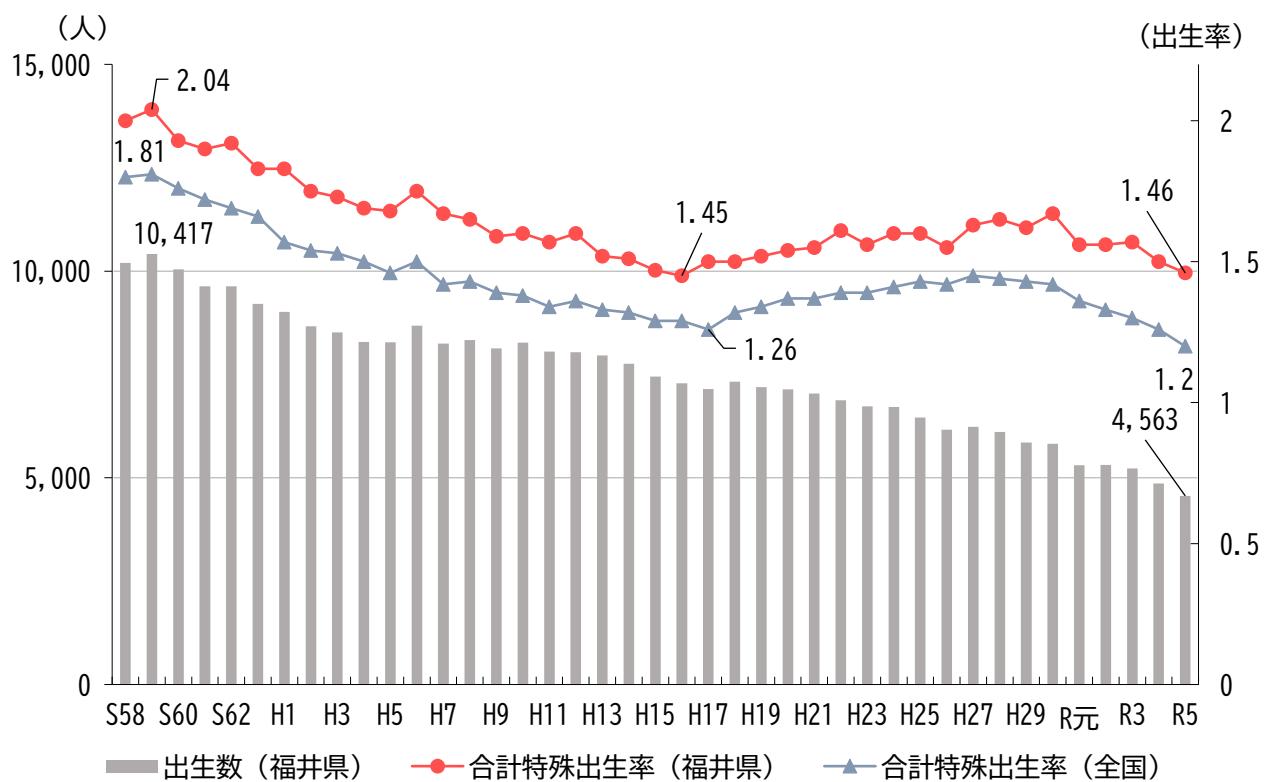
1 出生率と人口の推移

全国の合計特殊出生率^(※)は、昭和59年に1.81を記録して以降、減少傾向が続き、令和5年には1.20と過去最低を記録し、同年の出生数も、約73万人と過去最低を記録しました。

本県の合計特殊出生率は、平成16年に1.45と過去最低を記録し、それ以降は上昇傾向が続いていました。しかし平成30年以降は減少傾向となり、令和5年は全国上位(8位)を維持するものの、過去2番目に低い1.46となっています。また、出生数は、昭和61年に1万人を下回り、令和5年は、4,563人と過去最低になりました(図1)。

本県の人口(10月1日現在)は、既に平成11年(831,222人)をピークに減少に転じ、令和5年は744,568人となっています(図2)。

(図1) 出生数・合計特殊出生率の推移



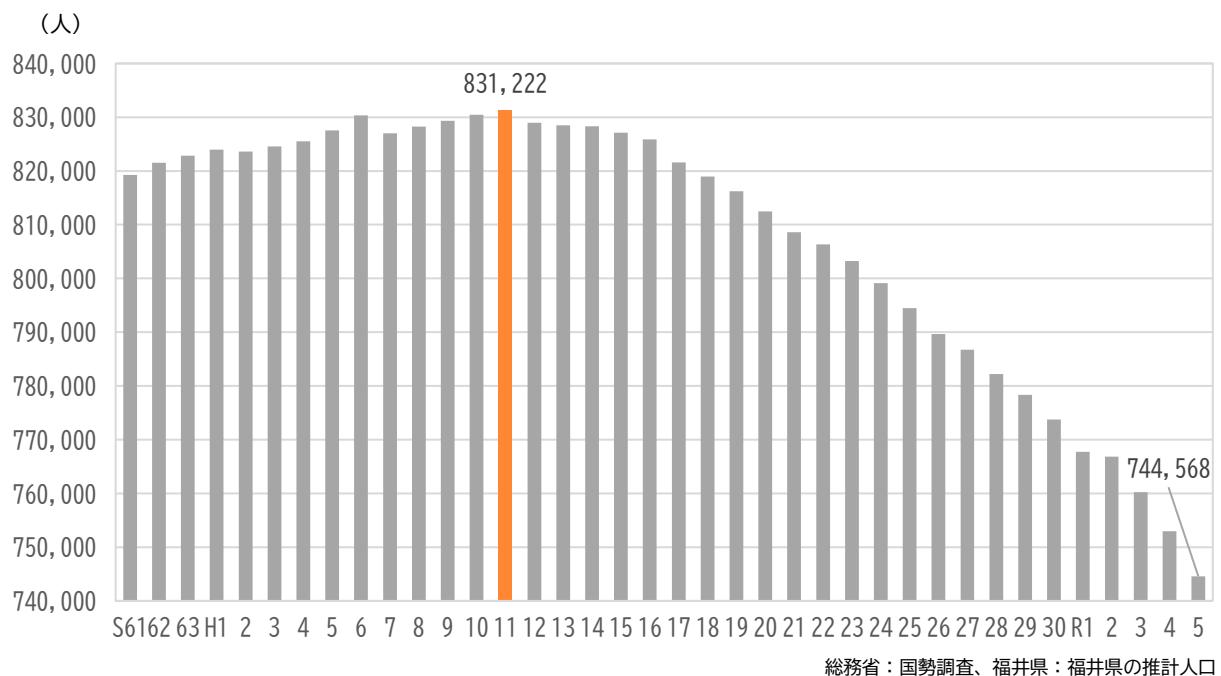
出典：厚生労働省「人口動態統計」

(※) 合計特殊出生率：女性が一生の間に生むと推定される子どもの数を示す。

15～49歳までの女性の年齢別出生率（ある年齢階級の母の出生児数／ある年齢階級の女性の人口）の合計値。

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」（現在の日本の人口置換水準2.07（令和4年、国立社会保障・人口問題研究所））といい、この水準を下回ると人口が減少することとなる。

(図2) 本県の人口の推移



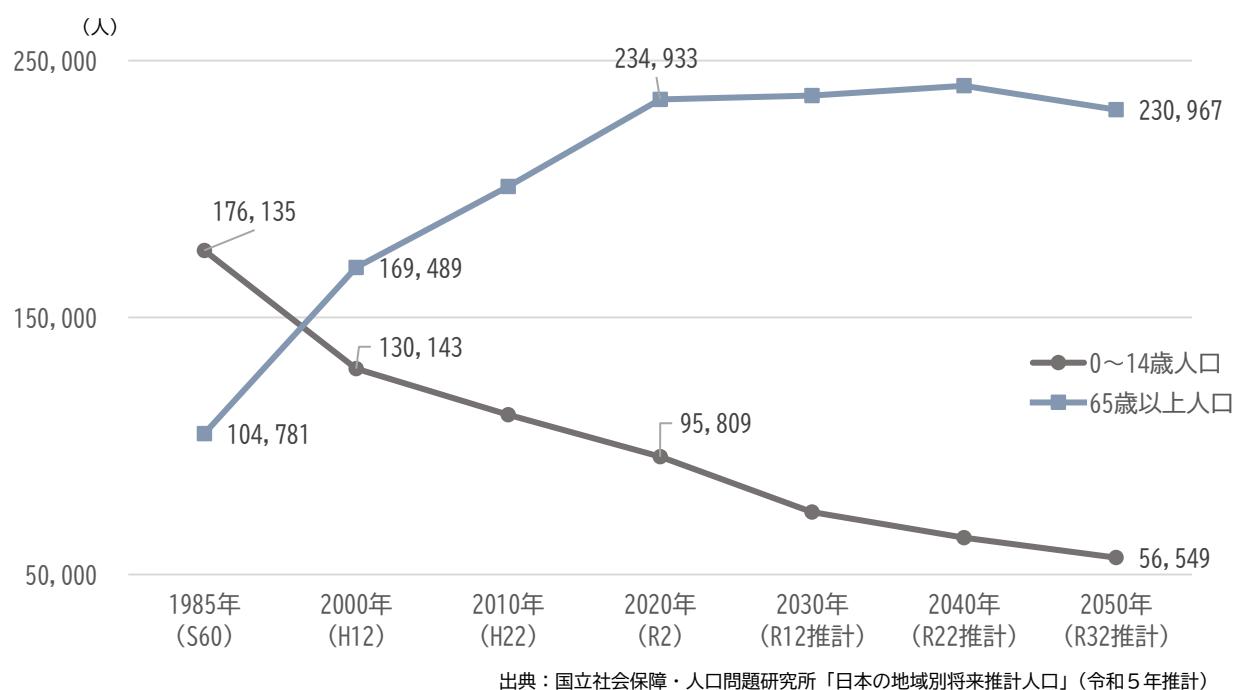
出生数の減少が続き、深刻な人口減少時代を迎える中、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2020年から2050年にかけて、65歳以上の人口はほぼ横ばいであるものの（約0.2%減）、0～14歳の人口は、95,809人から56,549人となり、約41.0%の減少となる見込みです（図3）。

背景には、経済的な事情、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担感など様々な要因から、結婚や出産、子育ての希望を必ずしも実現できない現実があると考えられます。一人ひとりが希望するライフコースを実現できるよう、今後、結婚や子育ての当事者となりうる若い世代に寄り添った対応が必要です。

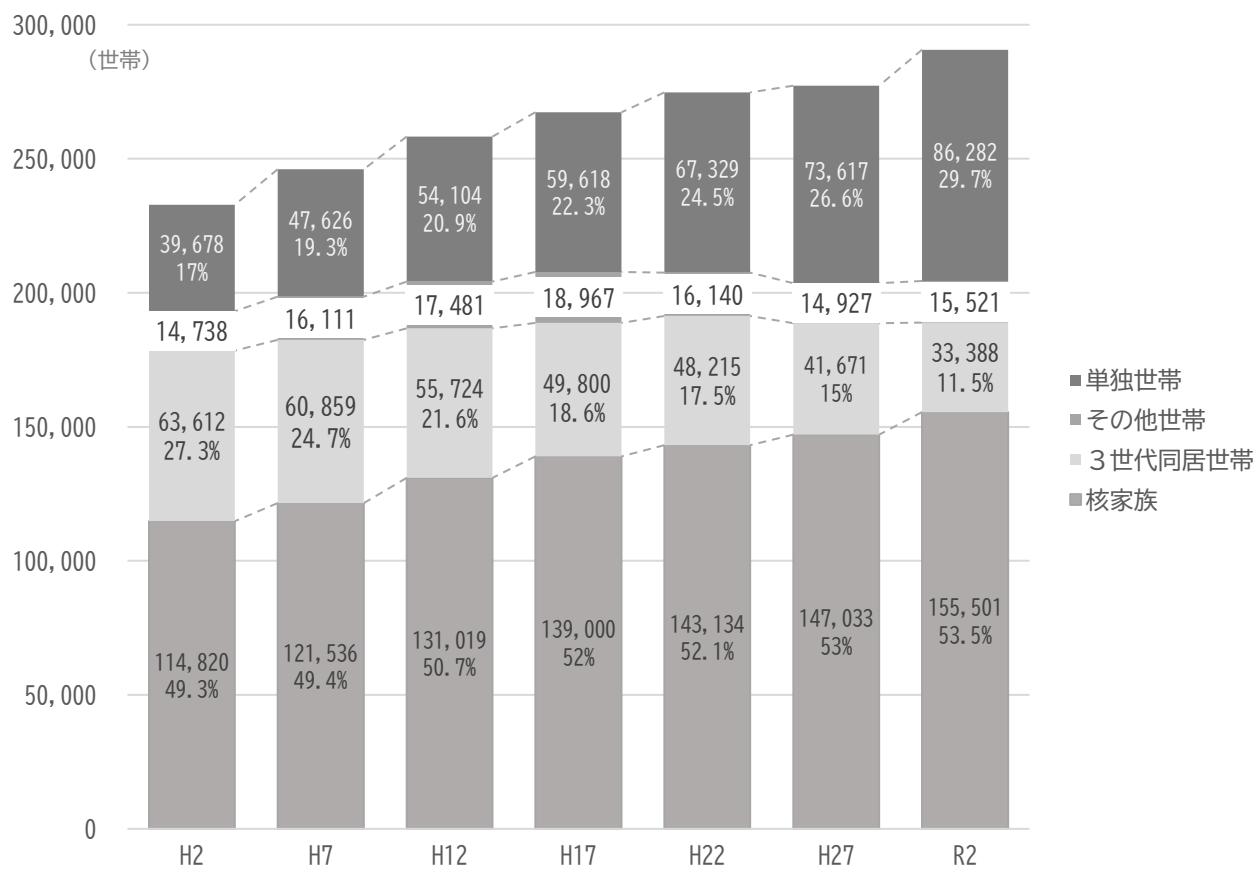
また、核家族世帯の増加、地域のつながりの弱まりなど家庭をめぐる環境が変化している中で（図4）、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

今後は、行政、地域で活動する支援団体や関係機関、企業等と協働し、社会全体でこども・子育ての“よろこび”を分かち合い、次世代につないでいく「ふく育県」を目指すことが重要です。

(図3) 本県の将来人口推移（0～14歳人口、65歳以上人口）



(図4) 本県の世帯類型別世帯数の推移



2 結婚

本県の婚姻数は、人口の推移と同様に年々減少しており、人口推移に伴い今後も減少が続くとみられます（表1）。

本県は、50歳時未婚率が全国と比較して低い状況（男性全国2位、女性全国1位）（表2）であり、20～40代の配偶者がいる割合が全国と比較して高い状況（男性全国12位、女性全国1位）（表3）ですが、全国の傾向と同様に本県の未婚率は上昇を続けており、30代前半では、男性47.9%、女性32.2%と、30年前のそれぞれ約2倍、約5倍になっています（図5）。

一方、本県の平均初婚年齢は男性30.6歳、女性29.0歳ですが、初婚年齢の最頻値（婚姻数が最も多い年齢）は男性26歳、女性25歳であり（図6）、この年齢を過ぎると未婚者の数が大きく減少する傾向にあります（図7）。

福井県が行ったこども・子育てニーズ調査（令和6年度）（以下、こども・子育てニーズ調査という。）のうち、未婚者対象の調査結果によると、「できるだけ早く結婚したい」、「いずれは結婚したい」との回答の合計は69.0%に上ります（図8）。また、福井県子育て意識調査（令和5年度）（以下、子育て意識調査という。）によると、20代から30代の独身者が独身でいる理由としては、「まだ適当な相手にめぐりあっていない」との回答が最も多く、続いて「結婚資金が足りない・結婚生活にお金がかかる」（図9）ことから、出会いの機会の不足や経済的不安が主な要因となっています。

さらに、こども・子育てニーズ調査によると、交際相手を求める未婚者の約7割が、恋人探しを意識した活動を行っていません（表4）。令和5年に結婚した女性の68%、男性の58%が20代である現状を踏まえると（表5）、結婚の希望を叶えるためには、若い世代への応援が重要です。

（表1）福井県の婚姻数の推移

	2003年 (平成15年)	2008年 (平成20年)	2013年 (平成25年)	2018年 (平成30年)	2023年 (令和5年)
婚姻件数(件)	4,385	4,124	3,744	3,274	2,620
人口(人)	827,110	812,479	794,492	773,731	744,568

厚生労働省：人口動態、福井県：福井県の推計人口

（表2）福井県と全国の50歳時未婚率

	男性	女性
福井県	23.4%（全国2位）	12.1%（全国1位）
全国	28.3%	17.8%

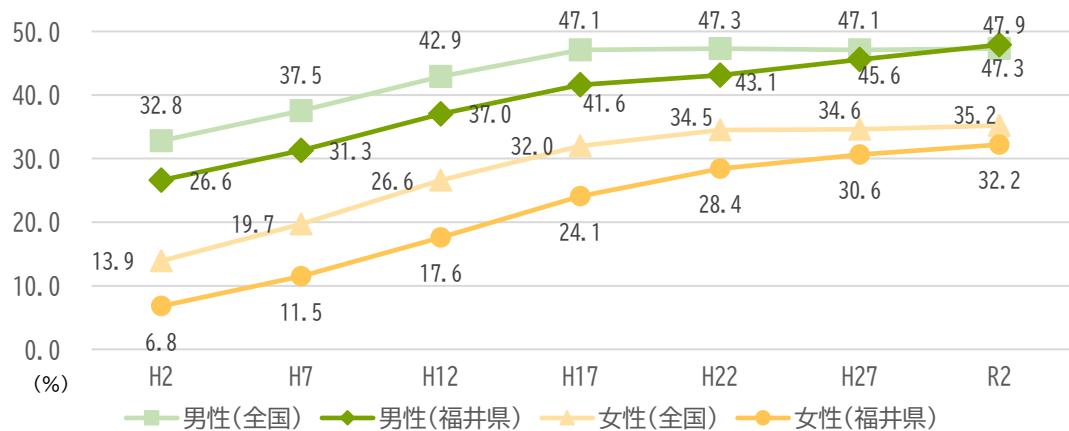
出典：総務省「国勢調査」（R2）

（表3）福井県と全国の20～40代有配偶率

	男性	女性
福井県	50.1%（全国12位）	59.5%（全国1位）
全国	47.0%	54.3%

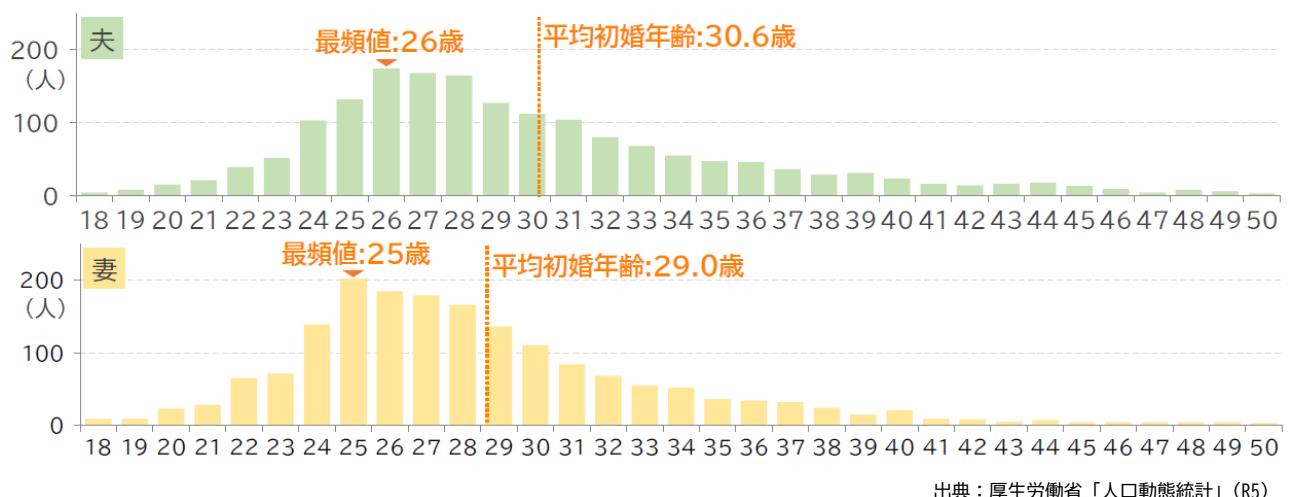
出典：総務省「国勢調査」（R2）

(図5) 30～34歳の未婚率（全国および福井県）



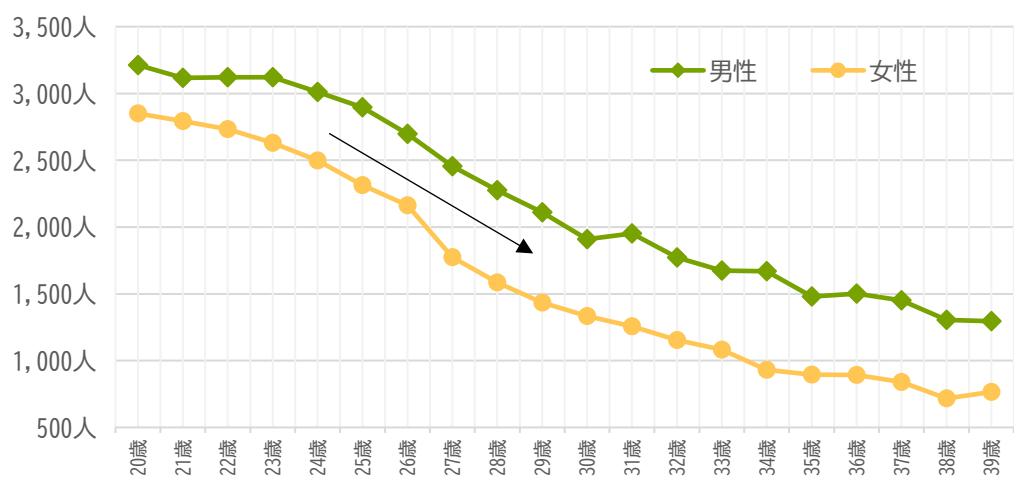
出典：総務省「国勢調査」

(図6) 初婚夫婦の年齢別婚姻人数（福井県）



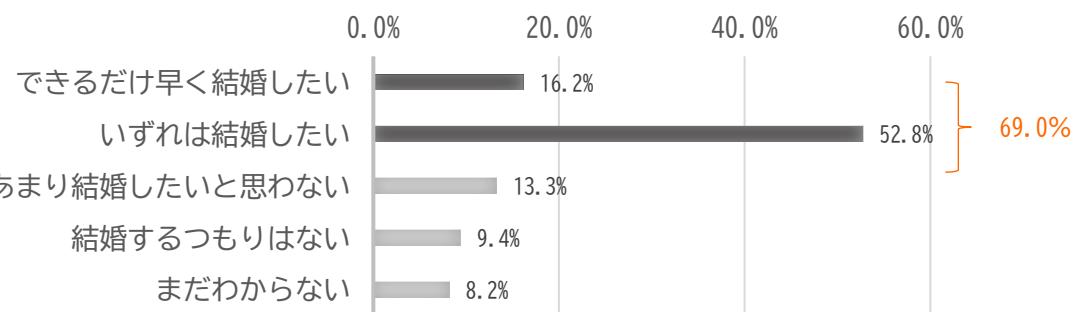
出典：厚生労働省「人口動態統計」(R5)

(図7) 年齢別男女未婚者数（福井県）



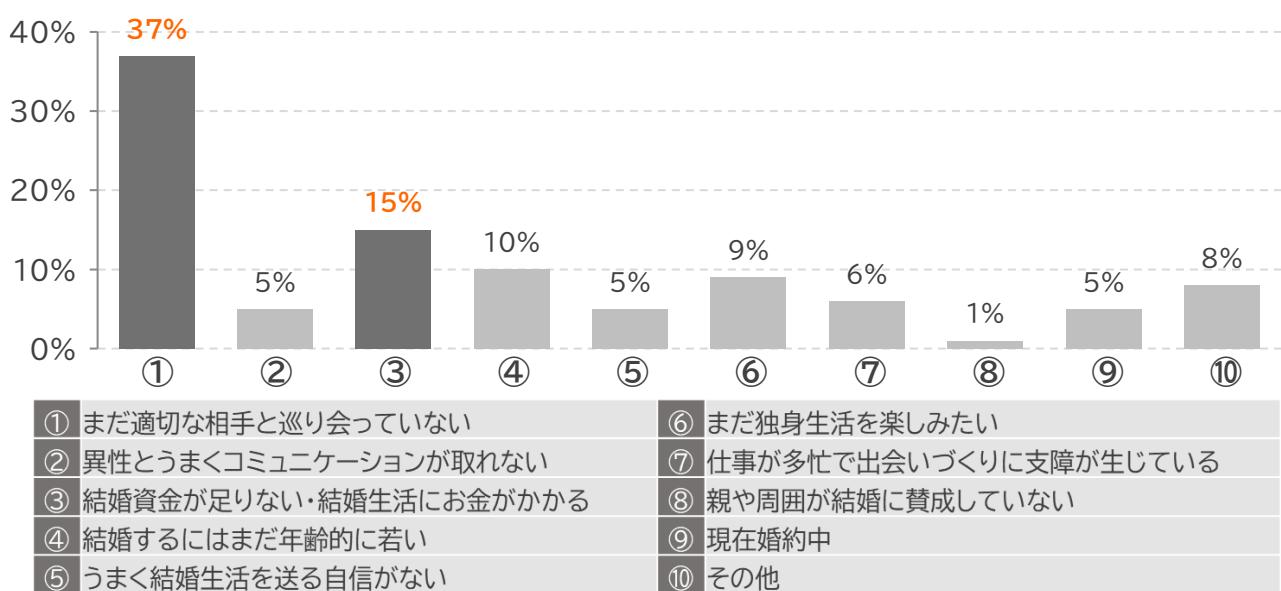
出典：総務省「国勢調査」(R2)

(図8) 20～39歳の結婚についての考え方（福井県）



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(図9) 結婚意欲のある方が、結婚に至っていない理由（福井県）



出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

(表4) 交際希望者のうち、恋人探しを意識した活動の実施状況（福井県）

活動している	29.0%
活動していない	71.0%

出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(表5) 各年代の初婚人数に占める割合（福井県）

	男性	女性
～20代	57%	68%
30代	34%	28%
40代～	9%	4%
計	100%	100%

出典：厚生労働省「人口動態統計」(R5)

〔これまでの取組み〕

結婚は、個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えてはならず、多様な価値観・考え方を尊重し、支援を強制することがないよう留意する必要があります。県ではこうした点に留意し、若者の結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組みを実施しています。

本県では、これまで全国に先駆け、平成6年度に結婚支援事業を開始し、お見合い支援として結婚相談所の設置や、平成22年度からはボランティアの「地域の縁結びさん」による活動支援を展開し、「人の手」による温かできめ細かなサポートを進めてきました。平成27年度からは、企業・団体など職域にも縁結び活動の拡大を図るため、県の結婚支援施策に賛同する「ふくい結婚応援企業」登録制度を開始し、これまで、企業が設置する「職場の縁結びさん」とともに、独身者の出会いを応援してきました。

さらに、県と市町が広域的に連携して結婚応援事業に取り組むため、令和2年4月に県と県内全市町で組織する「ふくい結婚応援協議会」を設立しました。同年11月には支援の拠点となる「ふくい婚活サポートセンター」を開設するとともに「ふく恋」AIマッチングシステムの運用を開始し、県全域どこでもいつでも婚活ができる環境を整えています。令和4年11月には「ふくい結婚応援ポータル」を開設し、県と市町が協働する広域イベントだけでなく民間が主催する婚活イベント情報も数多く発信しており、多くの方に閲覧されています。

加えて、令和3年度から若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減し、希望する時期に結婚できるよう、国の交付金を活用した引越費用などの結婚新生活の支援に加えて、使途制限のない支援金の給付を開始しました。令和5年度からは福井県独自の支援金を拡充し、最大100万円の全国一手厚い支援を進めています。

これらの取組みにより、県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数が令和6年4月に累計2,000件を超えるなど、人の手とシステムの両輪での結婚支援は、一定の成果を上げています。

しかし、新型コロナ感染拡大による出会いの機会が減少するなど、婚姻数が伸び悩んでいることから、出会いの機会を増やしていく必要があります。また、交際相手が欲しいが恋人探しを意識した活動を行っていない若者が多数いることから、若い世代を対象に結婚の前段階である恋愛に踏み出すための応援を進めていくことも必要となっています。

このため、令和6年度に大手マッチングアプリ会社と恋愛および結婚支援に関する連携協定を締結し、若者を対象に恋愛気運の醸成や出会いの機会の拡大を図っています。

今後も若者の結婚の希望を叶えるためには、若者のニーズに応じた出会いの機会の提供や、恋愛活動への心理的ハードルを下げる取組みなど、恋愛から結婚までの切れ目ない支援を充実させることが重要です。

〔実績〕

項目	2018年度末 (平成30年度)	2023年度末 (令和5年度)
県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数（件）	163	109
出会い・交流イベント参加人数（人）	8,628	7,658

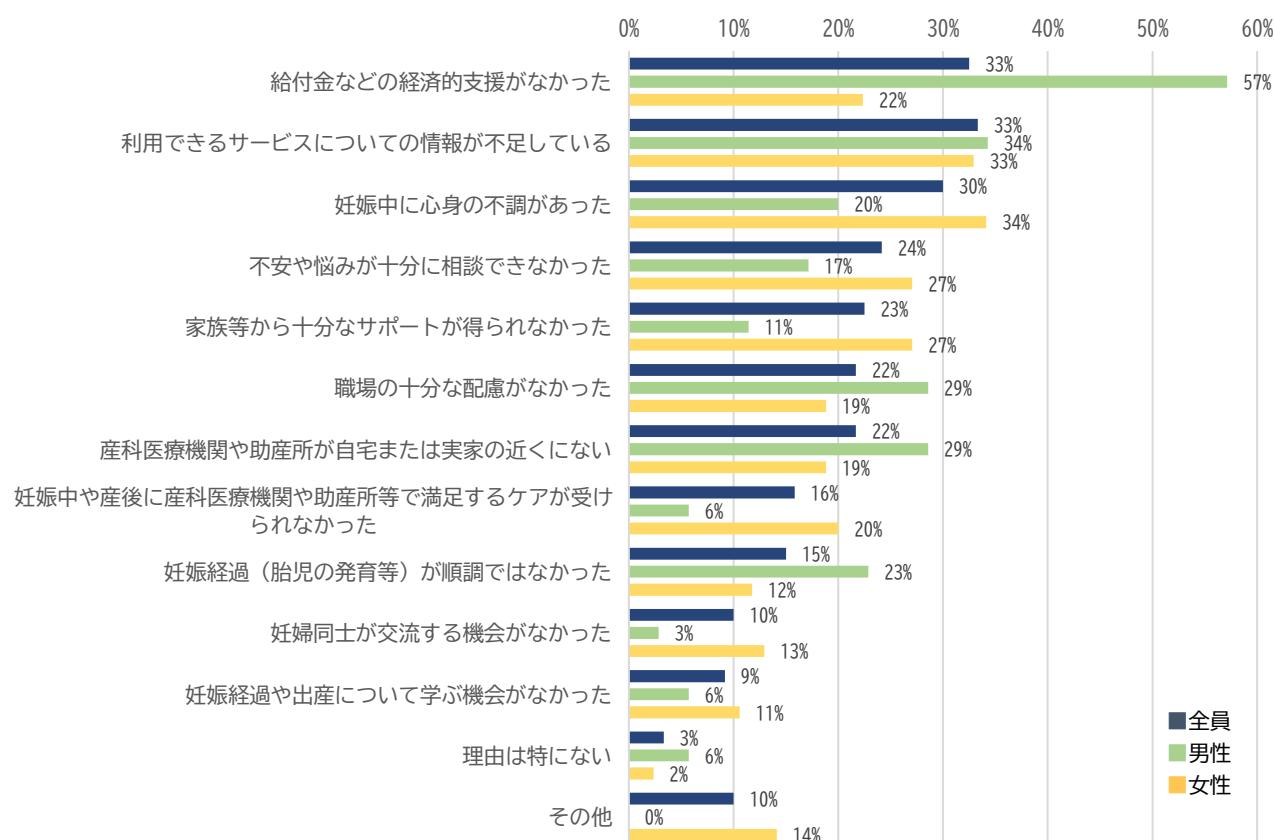
3 子育て

○妊娠期から出産期の支援

子どもの育ちを支えるはじめの一歩として、妊産婦が孤立感や不安・負担を感じることなく安心して出産・子育てができるよう、妊産婦やその家族を社会全体で支援していくことが重要です。子どもの誕生を迎える父母の準備期において、母親となる女性の心身の健康を支えるだけでなく、父親となる男性も含めて、保護者・養育者が、今後の子育てに対して前向きな気持ちを持つことができるよう、様々な機会を活かした伴走型の相談支援が重要です。

子ども・子育てニーズ調査においても、本人が希望する妊娠・出産の実現のためには、経済的支援や情報の充実化が求められている一方で、身体的負担の軽減や、精神的負担の軽減など、本人に寄り添った幅広いサポートの重要性が示されています（図10）。子どもを持つことを希望する方が必要なサポートを必要なタイミングで受けることができるよう、より一層の相談支援や情報提供の充実が求められます。

（図10）妊娠・出産に対して満足できなかった理由



出典：福井県「子ども・子育てニーズ調査」(R6)

〔これまでの主な取組み〕

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、市町は、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が連携・協働して一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。令和7年4月には全ての市町においてこども家庭センターが設置され、公的サービスに民間の自主的な活動などを組み合わせて具体的な支援を届けていく中核的な機能を担っていきます。

また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産育児関連用品の購入等の経済的支援を一体的に実施するとともに、産後訪問・乳幼児健診、困難事例への対応など県・市町・関係機関の連携体制の強化を進めました。早期の養育支援を必要とする家庭の把握と継続支援は、児童虐待防止の観点からも重要であり、把握した困難を抱えているこどもや家庭に対しては、訪問・通所・入所等を組み合わせたサポートプランを作成し、当事者に寄り添いながら支援を行っています。さらに、「要保護児童対策地域協議会」が全市町に設置されており、支援が必要な児童や妊産婦等に対して関係機関が連携して適切に対応するため、情報共有や支援内容・役割分担の協議、進行管理を行っています。

そのほか、こどもを持つことを望む夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成するなど安心して必要な治療を受けられる環境づくりを進めています。令和4年度から特定不妊治療に公的医療保険が適用されたことを受けて、県独自で、保険適用となる治療および先進医療の自己負担額の一部を新たに助成するなど、不妊治療への支援を大幅に強化しています。また、家族や職場を含め社会全体に不妊治療への理解を広げていくため、令和2年度から、不妊治療のための休暇を取得しやすい職場環境づくりを進める企業に対し奨励金を支給し、治療と仕事を両立するための支援を行っています。

〔実績〕こども家庭センターの設置状況

項目	2018年度末 (平成30年度)	2025年度 (令和7年度)
こども家庭センター設置市町数 (2018年度末の数値は「子ども家庭総合支援拠点設置市町数」)	5市町	17市町 (見込み)

○子育て支援・子どもの居場所づくり

子ども・子育てニーズ調査では、理想の子どもの数を3人とする人が48.3%と最も多くなっていますが、実際に予定している子どもの数は2人とする人が最も多く50.5%となっています（図11）。その理由として、63.5%の人が「子育てにお金がかかる」としており、次いで40.5%の人が「精神的・肉体的負担が大きい」としています（図12）。

県内では、県と市町の助成により、ほぼ全ての市町で高校3年生までの医療費が無償化されているほか、保育料無償化や高校授業料無償化、大学授業料の減免等の対象が拡充されるなど、子育て世帯の経済的な負担感は徐々に減少しつつあります。

他方、近年、三世代同居の割合が減少するとともに（表6）、働く祖父母世代が増加し、核家族での子育てが増えてきています（表7）。また、地域社会の変化や価値観の多様化などにより、かつての「子どもが地域コミュニティの中で育つ」環境が大きく変わっていくなかで、全ての子ども・若者が、「安全に安心して過ごせる居場所」の重要性が増しています。将来を見据えながら、多様な体験活動や地域貢献活動等の機会に接することで学びを深め、本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していくような居場所づくりが必要です。

男性の家事・育児への関わり方を見ると、子ども・子育てニーズ調査では、平日の子どもとのふれあい時間は男女ともに1～2時間未満で最も割合が高いものの、女性の方が、子どもとのふれあい時間を長くとっている傾向があります。（図13）。子育てにあたっては、保護者・養育者が子どもと共に育ち、成長していく視点も重要であり、子ども本人の人生の基盤となる時期である乳幼児期から、性別にかかわらず、子どもとの時間を十分に確保することが、子ども・子育ての幸せや楽しさの実感につながっていくものと考えられます。

（表6）本県の三世代同居割合

	2010年度 (平成22年度)	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (令和2年度)
福井県	17.6%	15.0%	11.5%

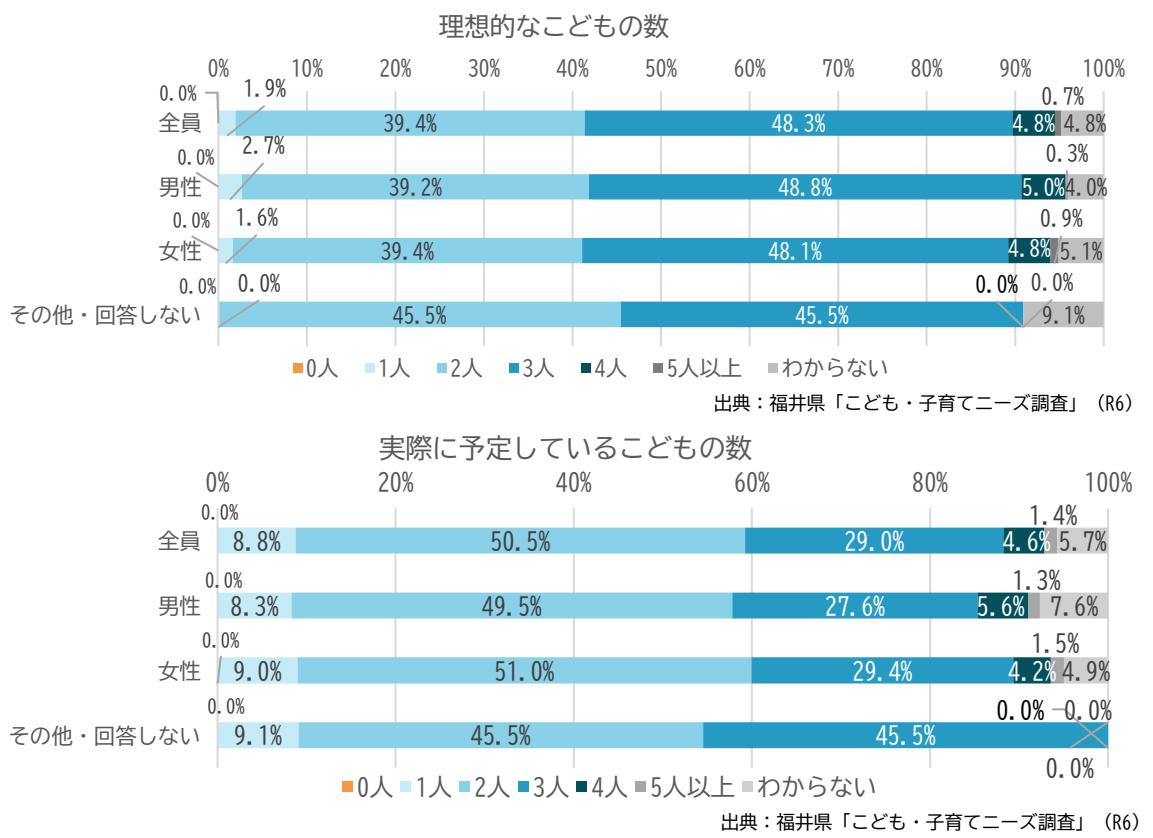
出典：総務省「国勢調査」

（表7）65～69歳の労働力率

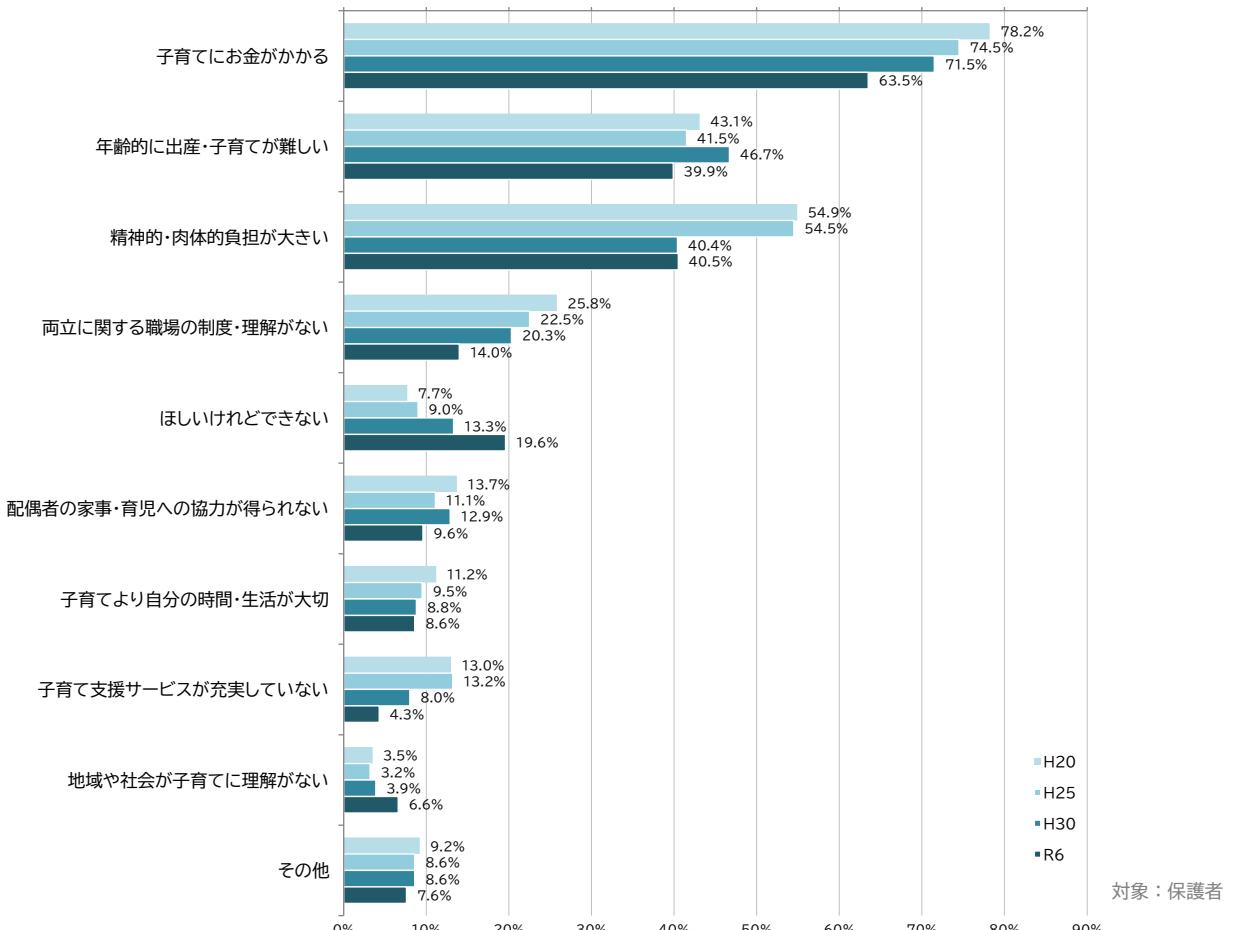
	2015年度 (平成27年度)	2020年度 (令和2年度)
福井県	51.7%	57.9%

出典：総務省「国勢調査」

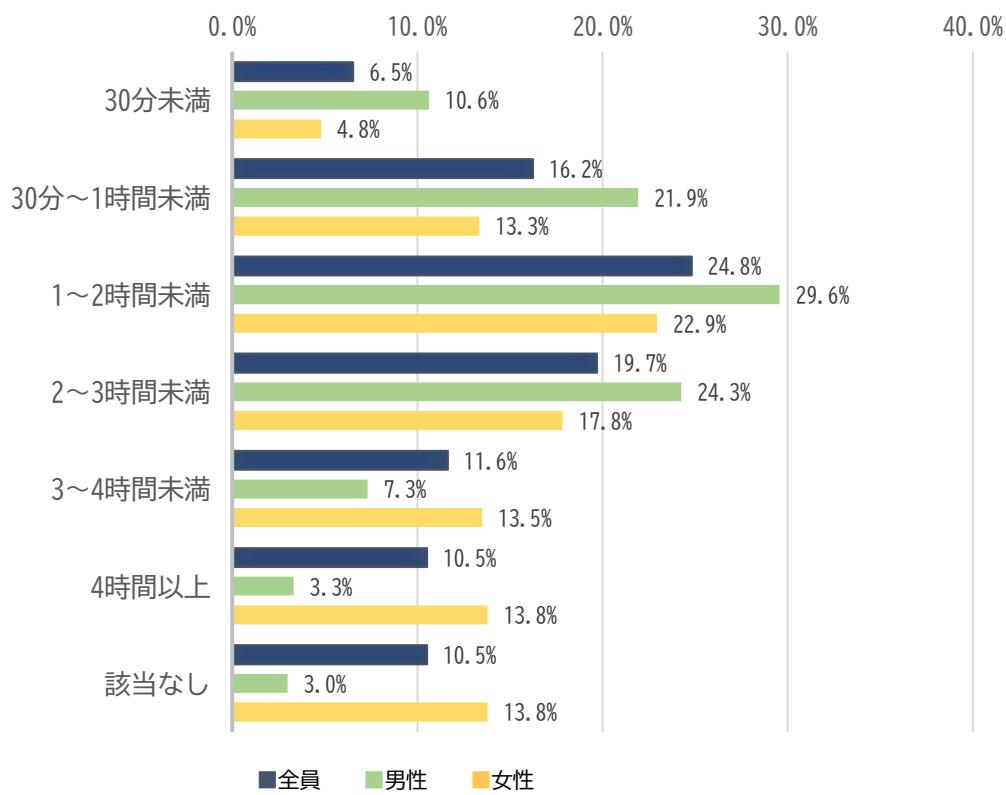
(図11) 子育て家庭が理想とすることの数と実際に予定していることの数



(図12) 理想の子どもの数より実際に予定している子どもの数が少ない理由



(図13) こどもとのふれあいの時間（平日）



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

[これまでの主な取組み]

令和2年度から「子だくさんふくいプロジェクト」として、保育料の無償化や、病児保育・一時預かりの利用料無償化の対象を第3子以降から第2子以降へ拡充するとともに、令和6年9月からは第2子以降の保育料無償化と在宅育児応援手当の所得制限を撤廃しました。高校授業料の無償化や県内大学の授業料減免についても、令和6年4月から、2人以上の子どもを育てる全ての世帯が対象となっています。また、潜在保育者の就職支援や現役保育者の悩み事相談、就職面談会の実施など、保育人材センターにおいて保育人材の確保を進めています。そのほか、児童生徒が放課後に安心して活動することができる、家庭でも学校でもない居場所づくりを進めました。

[実績] 子だくさんふくいプロジェクト

項目	数値	
合計特殊出生率	1.67 (2018年)	1.46 (2023年)
保育所等の待機児童	10人 (2019.4.1)	待機児童ゼロ (2020年度～)
福井県保育人材センターによる保育者就職者数 (累計)	— (2019.10.4 開所)	199人 (2023年度)

○仕事と家庭の両立支援

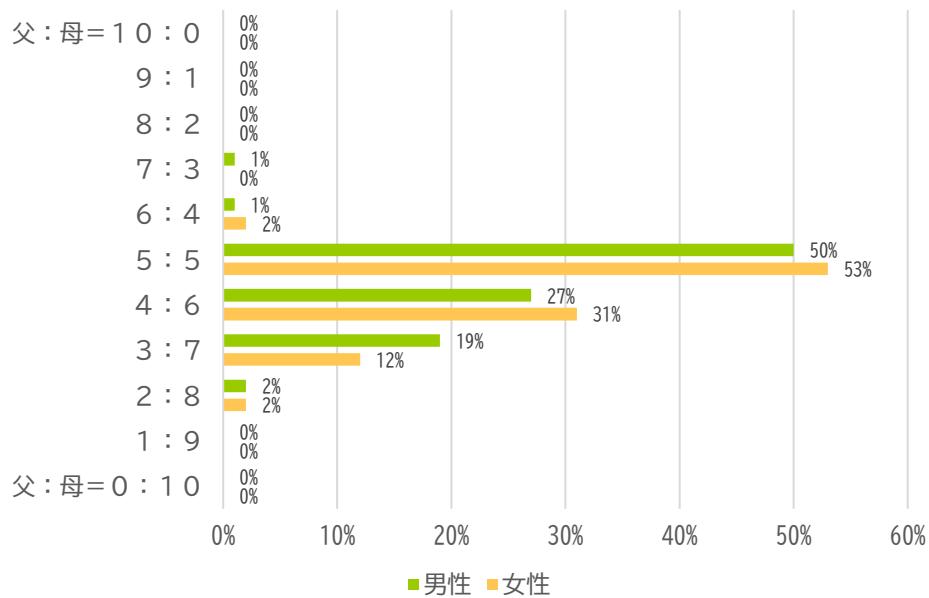
本県は、共働き世帯数の割合（61.2%、全国1位）と女性の就業率（55.6%、全国2位）が高く、多くの女性が働きながら子育てをしています。また、家事・育児の分担割合で見ると、5割以上の人人が男女の平等な家事育児分担を理想としているものの、実際は女性の負担が大きくなっています。（図14、15）

こども・子育てニーズ調査によると、出産や子育てを契機に「仕事を辞めた」女性は16.0%と、約6人に1人が退職しており（図16）、その理由は「子育てに専念したい」との回答が多い一方で、「両立支援制度が整っていない」、「仕事と子育ての両立に自信がない」、「子育て支援制度を利用しにくい職場の雰囲気」といった両立への不安に関する回答が多くを占めています（図17）。女性の家事・育児の負担を減らす方法の一つとして、男性の家事・育児への参画を進めることが重要です。実際に、男性の半数が、「子育てに専念したい」、「両立支援制度が整っていない」と回答しており（図17）、こどもとのふれあい時間が十分でない理由を男性に聞くと、「仕事が忙しい」との理由が7割以上となっています（図18）。男性の育児休業取得率が31.4%（令和5年度福井県勤労者就業環境基礎調査）と過去最高になる中、男性も女性も希望どおりに育児休業を取得できるよう、一層の環境整備が求められます。

また、子育て意識調査によると、不妊治療を受けるにあたり、仕事と不妊治療の両立に対する不安を挙げる人が多く、両立のために、「治療のための休暇制度」、「通院・休息時間を認める制度」を会社に希望する声が多くあります（図19）。

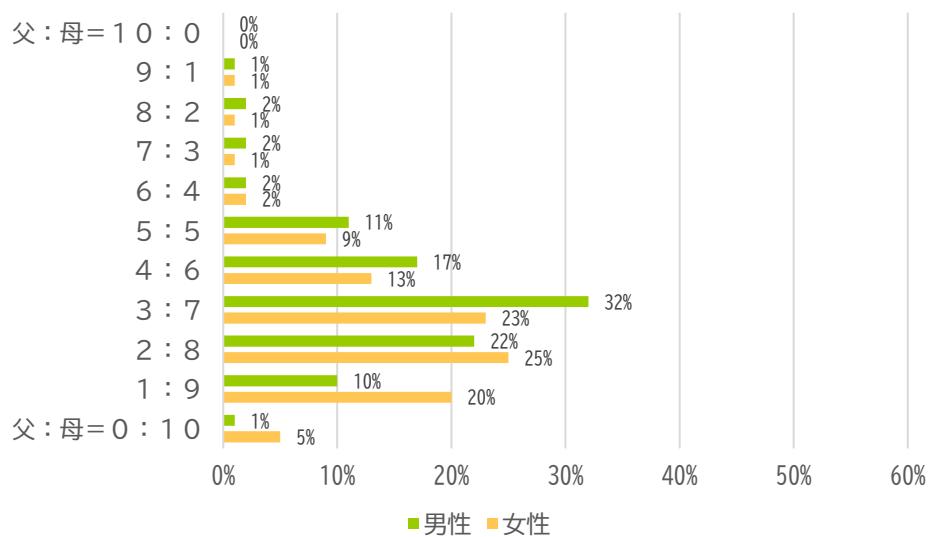
このため、柔軟な働き方や長時間労働の見直しなど、働きながら安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりを進めることができます。

（図14）理想の家事育児分担割合

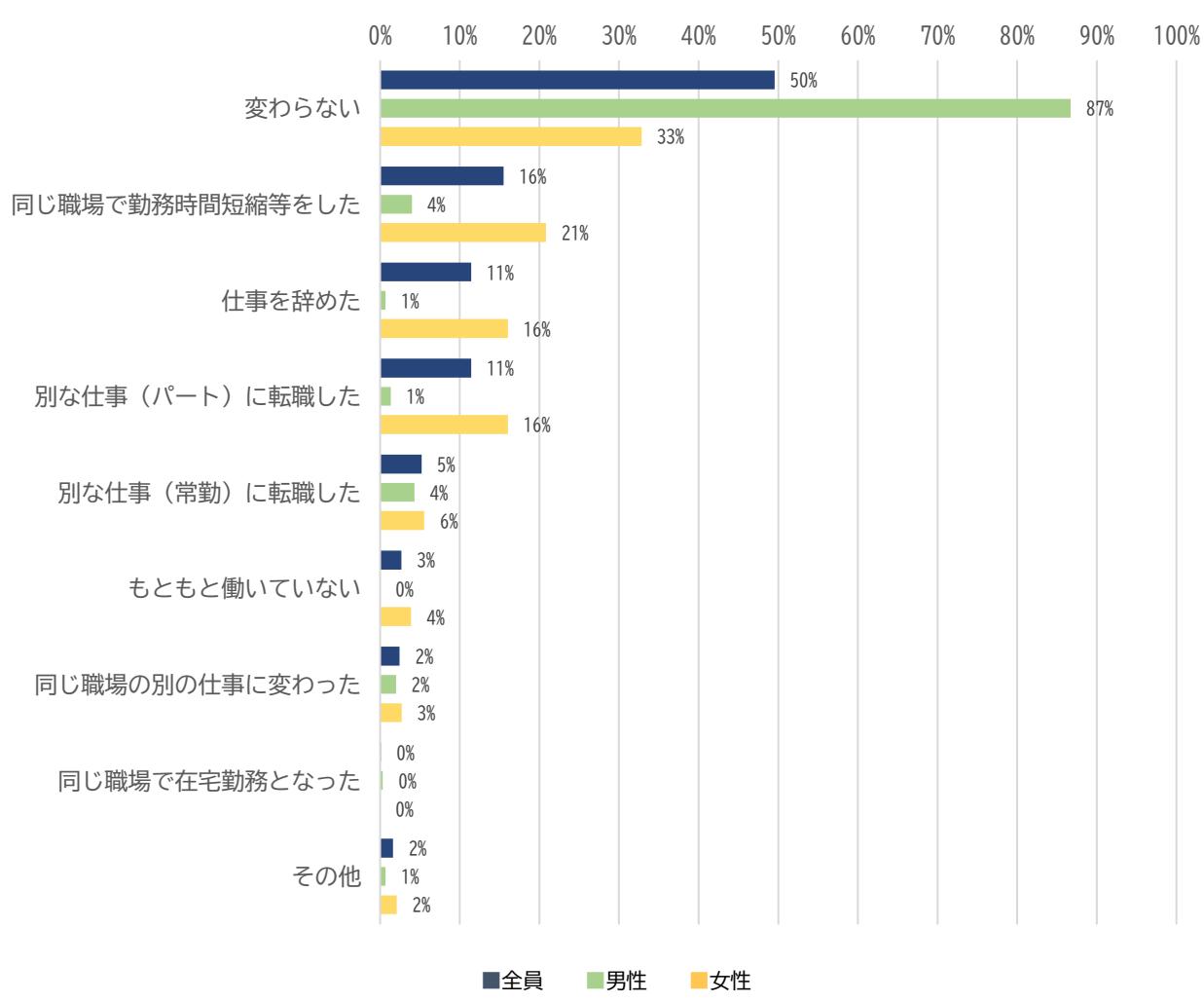


出典：福井県「子育て意識調査」（R5）

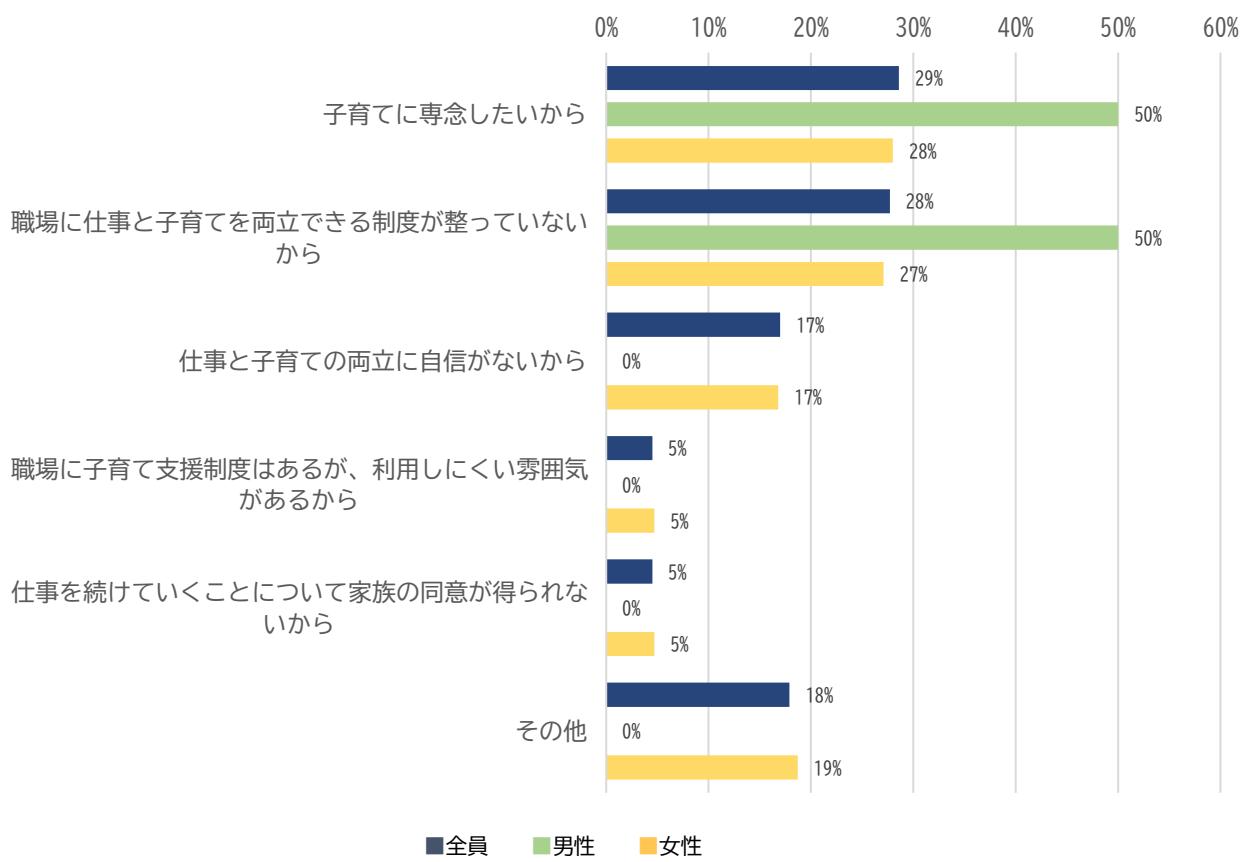
(図15) 実際の家事育児分担割合



(図16) 出産や子育てを契機とした仕事の形態の変化

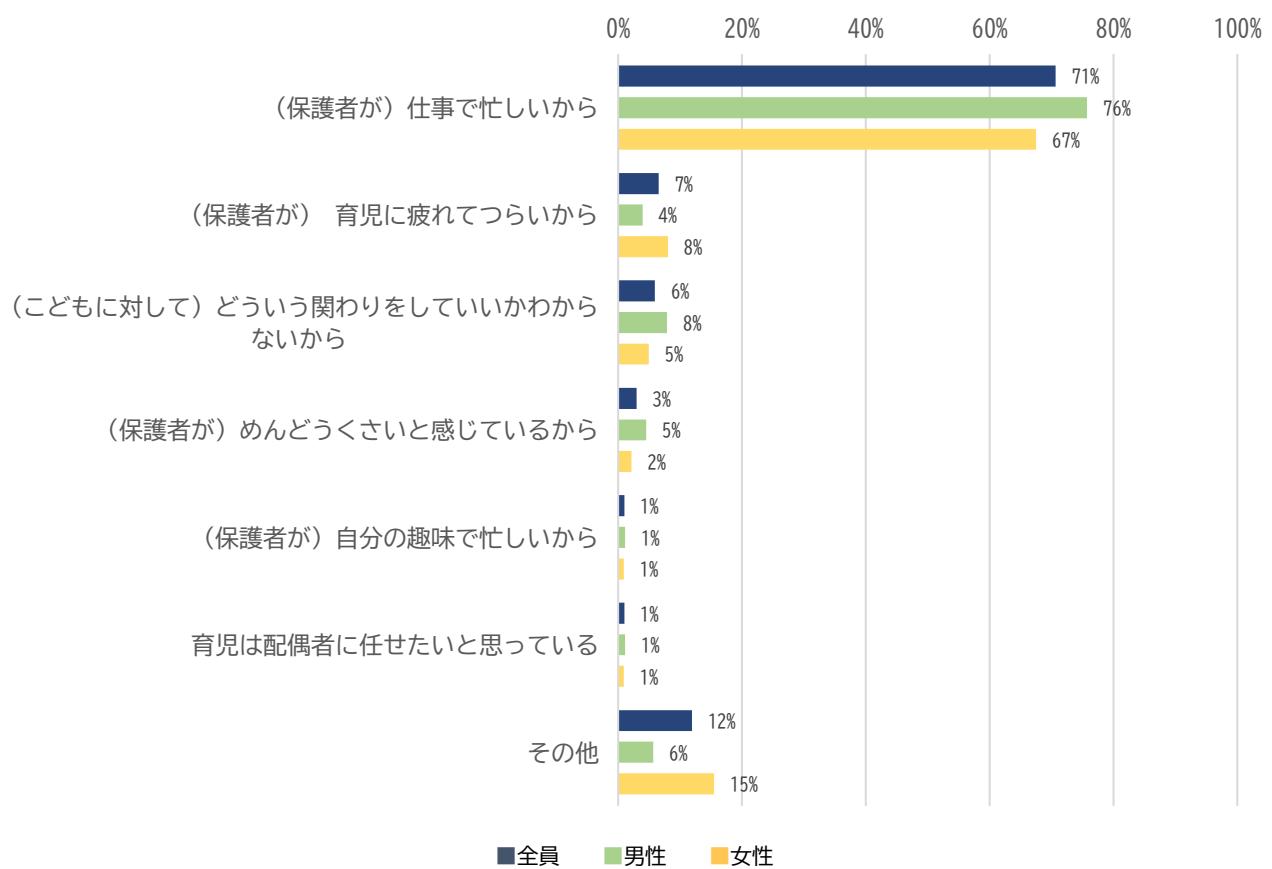


(図17) 出産や子育てを契機に仕事を辞めた理由



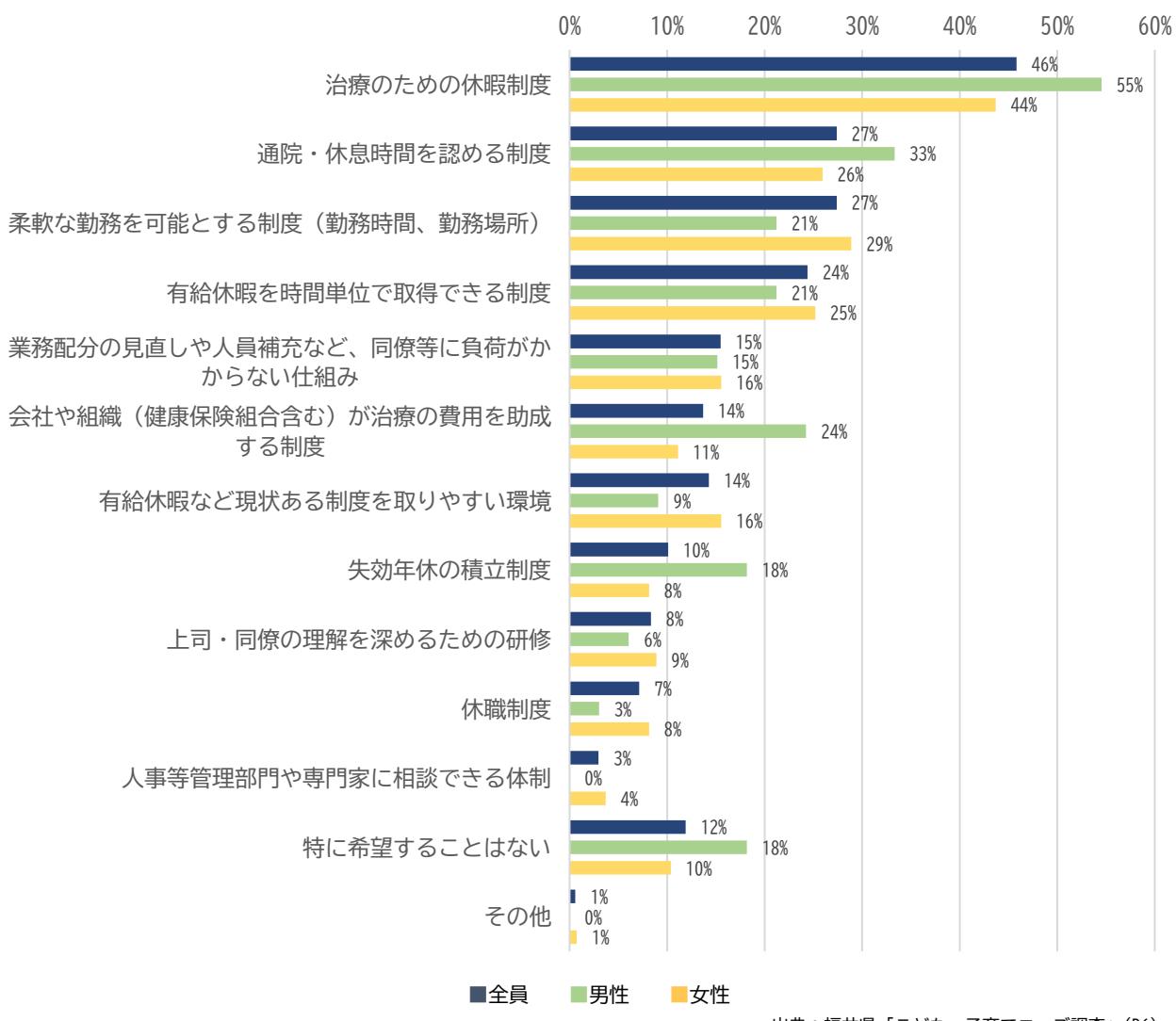
出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(図18) 育児やふれあいの時間が十分でない主な理由



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

(図19) 不妊治療と仕事の両立のために会社に希望すること



出典：福井県「こども・子育てニーズ調査」(R6)

[これまでの主な取組み]

男女ともに安心して仕事と子育てが両立できるための職場環境づくりを促進するため、令和元年度から、残業・休日勤務など長時間労働の改善、仕事と子育ての両立支援などについて積極的に取り組むことを宣言した企業に対する支援や、優良な労働環境を整えた企業を表彰し、情報発信することにより横展開を図ってきました。

さらに、男性の育児休業取得や長期間の育児短時間勤務、不妊治療休暇の制度化など、企業の働き方改革を進め、両立支援を強化するため、男性育休促進企業奨励金事業などにより企業の実情に応じた体制整備や意識改革などを促進してきました。

[実績]

項目	2013年度 (平成25年度)	2023年度末 (令和5年度)
男性の育児休業取得率	5.5%	31.4%

○保育所・放課後子どもクラブ等の環境整備

本県は、共働き率が高いことから保育所等の利用率が高く、働きながら安心して子育てができるよう、保護者の就労形態に応じた保育ニーズに対応する延長保育や休日保育、また、子どもが病気で仕事を休めない時の病児保育など、保育の充実を進めています。子どもの数の減少に伴い、入所児童数も全体的に減少していますが、保育所等の入所率は横ばいとなっており（表8）、特別な配慮が必要な児童が増加しています。

各市町では、一時期、受け入れに必要な保育者の確保が困難になり、一部の地域で待機児童が発生していましたが、県保育人材センターによる潜在保育者への就職支援等の保育者確保策等を講じた結果、令和2年度以降待機児童ゼロを維持しています。

しかし、県が毎年実施している保育所等現況調べでは、就職後10年末満で退職する保育者が退職者全体の約7割を占めており、保育者の待遇改善や魅力のある職場づくりなどによる定着率の向上が課題となっています（図20）。

また、指定保育士養成施設の入学者が近年減少傾向にあり、令和6年度の入学者は平成30年度の約半数となっています（図21）。このことは、新規保育者の確保に非常に大きな影響を及ぼすこととなるため、保育者を目指す若者を増加させ、指定保育士養成施設への入学につなげる施策が必要です。

また、本県では、県内の小学生が安全・安心で健やかに過ごせる放課後の「居場所づくり」を推進するため、放課後や休業日等に子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て体験・交流・学習活動を行う「放課後子ども教室」と、保護者が共働きなどで留守となる家庭の小学生に、遊びと生活の場を提供する「放課後児童クラブ」を連携して実施する「放課後子どもクラブ」を平成19年4月から推進しています（表9）。保育所等の利用状況と同様に、小学生の数は減少していますが、共働き率の上昇等により、一部の地域において利用希望者が増加傾向にあるほか、配慮が必要な児童が増えており、各クラブでの放課後児童支援員などの人材確保が課題となっています。

他方、冠婚葬祭等の急な用事や保護者のリフレッシュなどの際に安心して一時預かりや送迎を利用できる環境の確保を求められており、県と市町で「すみずみ子育てサポート」、「ふく育さん」・「ふく育タクシー」等の制度やサービスの周知、利便性の向上を図っていく必要があります。

（表8）年齢別保育所入所率の推移

年齢	区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
0歳児	福井県	12.6%	13.6%	13.0%	13.1%	11.7%
	全国	16.9%	17.6%	17.5%	17.0%	17.3%
1～2歳児	福井県	75.5%	78.6%	77.5%	78.5%	78.0%
	全国	50.4%	54.0%	56.0%	57.8%	59.3%
3～5歳児	福井県	86.5%	89.4%	90.6%	91.1%	87.7%
	全国	55.4%	56.3%	57.5%	59.5%	61.4%
計	福井県	71.3%	74.0%	74.2%	75.1%	73.0%
	全国	47.7%	51.1%	50.9%	52.4%	54.1%

出典：こども家庭庁「福祉行政報告例」、「保育所等関連状況取りまとめ」

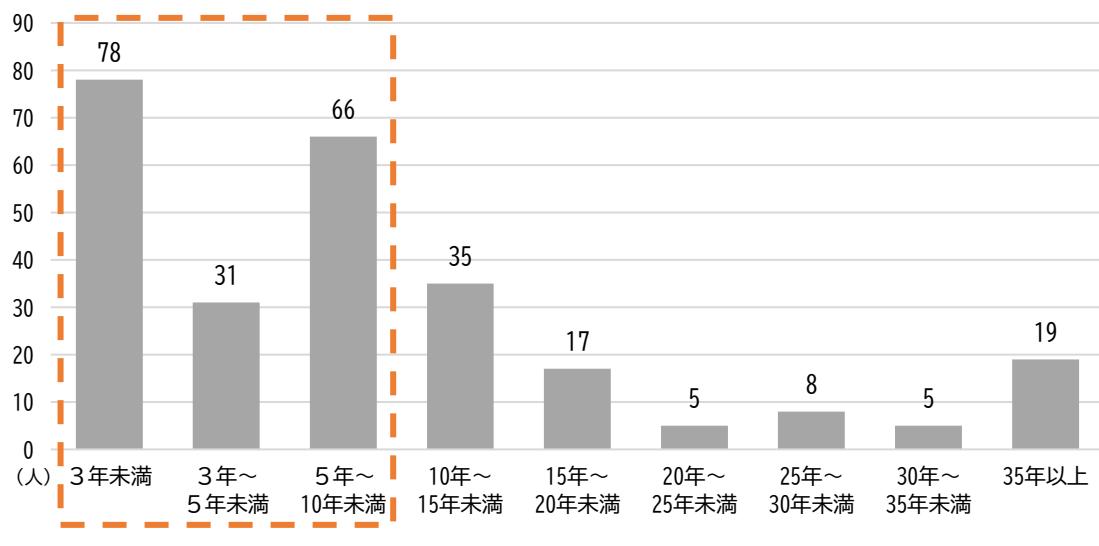
年齢別保育所入所数の推移（人）

年齢	2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
0歳児	691	713	658	623	557
1～2歳児	8,586	8,343	8,090	8,082	8,024
3～5歳児	15,568	15,554	15,196	14,730	14,183
計	24,845	24,610	23,944	23,435	22,764
0～5歳児人口	34,863	33,236	32,281	31,202	30,072

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

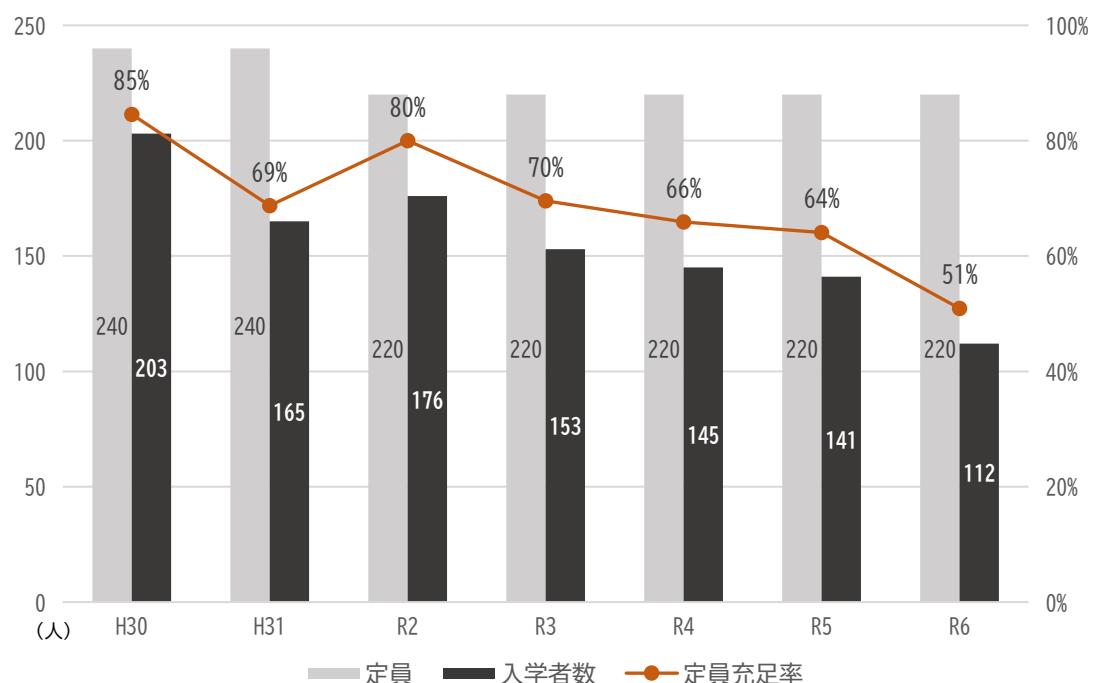
（図20）県内保育者・保育教諭の退職者数（正規職員・経験年数別）

経験年数10年未満での退職者数が多く、3年未満の割合が最も多い。



出典：福井県「令和6年度保育所等現況調べ」

（図21）県内指定保育士養成施設入学者の状況（年度）



※令和6年度指定保育養成施設定員

仁愛大学：70名 仁愛女子短期大学：100名 福井県医療福祉専門学校：50名

(表9) 過去5年間の放課後子どもクラブの実施状況

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
子ども教室数	136	134	134	133	131
児童クラブ数	260	254	254	256	253
小学校数	187	185	185	185	184
実施校区数	187	184	184	184	183

(令和6年10月1日現在、子ども教室および児童クラブは支援単位の数)

[これまでの主な取組み]

保育所、認定こども園等については、市町のニーズ量に応じた定員設定を指導するとともに、必要な保育量を整備するため、安定的な保育者確保のための支援を行いました。

まず、保育士の待遇改善策として、採用から7年目までの若手保育士等を対象とした家賃補助や、園全体で子育て中の保育者をフォロー（急な休みへのフォローや早番・遅番のシフト免除等）している園に対し、奨励金を支給（令和5年度～）しています。

新たな保育士の確保・再就職支援としては、県内の私立保育所等に常勤でUIターン就職した居住者に対する移住支援金の支給（令和6年度～）、小学生から高校生向けの保育体験の実施や保育の仕事の魅力を伝えるショート動画の公開等により保育の仕事の魅力を発信（令和5年度～）しています。

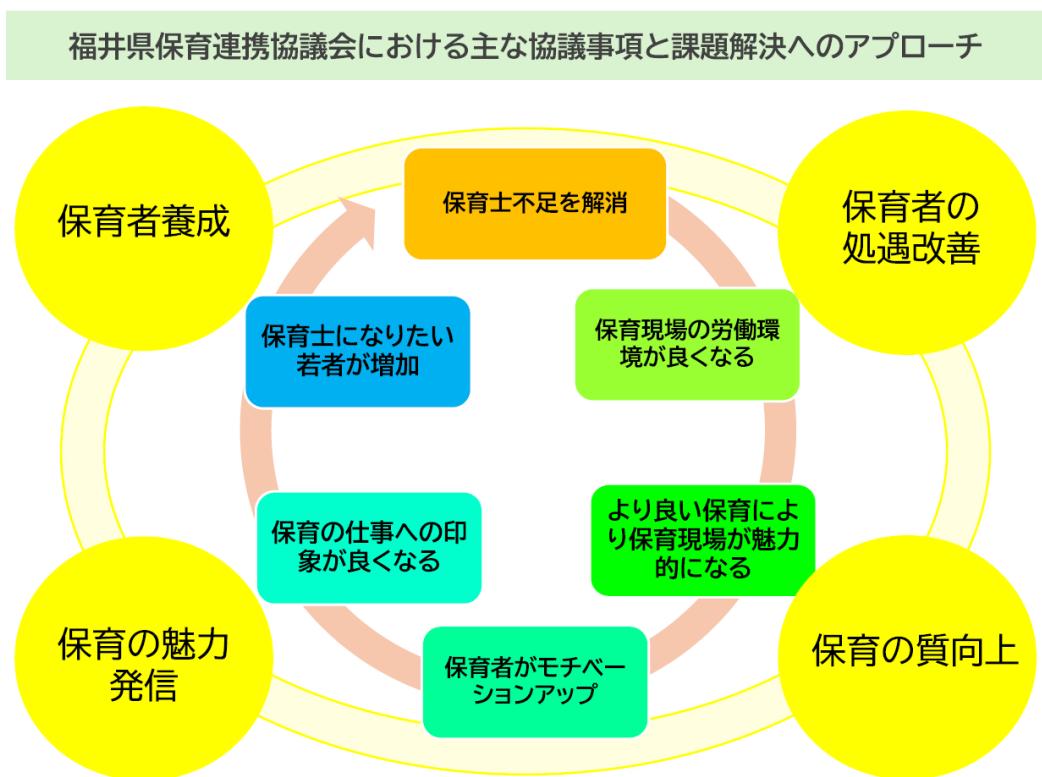
保育者の業務負担軽減のためには、保育補助者等の配置（平成31年度～）について、国庫補助基準以上に配置した場合の雇い上げ費用を補助対象とした（令和5年度～）ほか、低年齢児担当保育士の加配（平成13年度～）に係る補助単価の引き上げ（令和5年度～）、ICT導入経費に対する支援（平成28年度～）を行いました。

さらに、令和6年度においては、保育現場、指定保育士養成施設、行政が一体となって県内の保育人材の安定的な確保について協議し、互いに協力・連携する場として、「福井県保育連携協議会」を設立しました。まずは優先的に取り組むべき課題として「保育者の待遇改善」および「保育の魅力発信」を掲げ、事業内容やその周知方法について、議論しながら進めています（図22）。

放課後子どもクラブについては、利用を希望する小学生を受け入れできる環境を整備するため、県では、運営・施設整備費への支援のほか、令和5年度から、合同就職説明会の開催による職員の確保支援や資質向上のための研修、メンタルケアを実施し、人材確保に向けた施策を強化しています。

すみずみ子育てサポート事業については、令和2年度から第2子以降の利用料を無償化するとともに、令和3年度からは無償化の対象を多胎児の第1子に拡大し、より多くの子育て世帯が負担なく利用できるよう制度を充実させています。また、令和5年度に開始した「ふく育さん」と「ふく育タクシー」については、県内全域で利用できる体制を整備し、より使いやすいサービスとなるよう、WEBで一元的に申込ができるオンライン窓口（ふく育サービスプラットフォーム）を設置しています。

(図22)



出典：第1回福井県保育連携
協議会 資料（R6）

4 こども家庭福祉

○子どもの貧困・ひとり親家庭

本県の生活保護世帯における19歳以下的人数が県全体の19歳以下に占める割合は0.2%（令和4年）、小中学校で就学援助を受けている児童・生徒の数が県全体の公立小中学校児童生徒に占める割合は8.5%（令和4年）となっています（表10）。

また、本県の児童扶養手当受給世帯の児童数が18歳以下の人口に占める割合は5.3%（令和5年）となっており、いずれも全国平均より低い状況です。近年、本県も含め全国の割合は減少傾向となっています（表11）。

令和4年度に県が実施したひとり親世帯の実態調査や令和6年7月に実施した「子どもの生活状況調査」では、ひとり親自身の勤労収入は5年前に比べ改善が見られているものの、依然低い水準になっています（図24、表12）。一般的に「相対的貧困」として位置づけられる等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の割合は、ひとり親家庭（3～4割）のほうがふたり親世帯（1割以下）に比べ大きくなっています（図23）。ひとり親のこどもに関する悩みでは、家計への負担が大きい「教育・進学」が最も多い状況です（図25）。

令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更されました。全ての子どもたちが貧困による困難を強いられることがないよう、民間団体等を含め各機関が連携し、居場所づくりや、学びや進学等のサポート体制を強化していく必要があります。

（表10）生活保護世帯および就学援助対象世帯の子どもの数・割合

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
生活保護世帯の19歳以下人口【A】(人)	293	292	287	287	281
【A】が19歳以下人口に占める割合 (全国値)	0.21% (1.11%)	0.22% (1.01%)	0.22% (0.94%)	0.22% (0.89%)	0.22% (0.85%)
就学援助対象児童生徒数【B】(人)	5,385	5,275	5,186	5,195	4,992
【B】が公立小中学校生徒児童に占める割合 (全国値)	8.59% (14.72%)	8.53% (14.52%)	8.52% (14.43%)	8.67% (14.22%)	8.48% (13.90%)

出典：厚生労働省「被保護者調査」

出典：就学援助：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

（表11）児童扶養手当受給世帯の状況

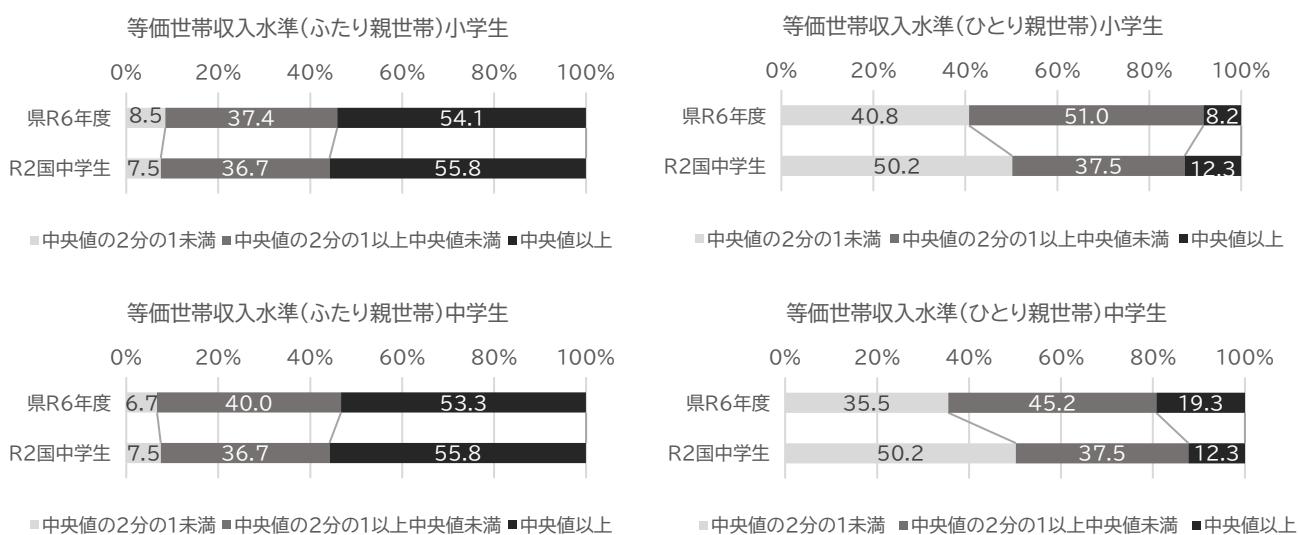
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童扶養手当受給世帯数	5,134	4,941	4,726	4,596	4,518	4,336	4,049
児童扶養手当受給世帯の児童数【A】(人)	7,793	7,512	7,124	6,986	6,808	6,557	6,202
【A】が18歳以下の人⼝に占める割合	6.00%	5.74%	5.64%	5.64%	5.53%	5.45%	5.28%
全国の割合	7.23%	7.09%	6.92%	6.84%	6.77%	6.60%	6.52%

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

（受給世帯数、受給世帯の児童数は、上記出典の年度末数値から算定）

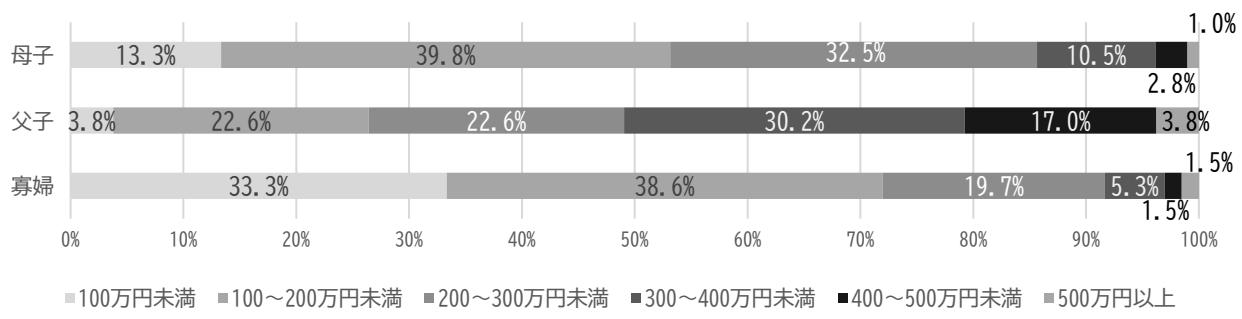
出典：県統計調査課、総務省統計局「18歳以下の人口（10月1日現在の推計人口）」

(図23) 小学生・中学生の親の収入



出典：福井県「子どもの生活状況調査」(R6)

(図24) ひとり親自身の勤労収入



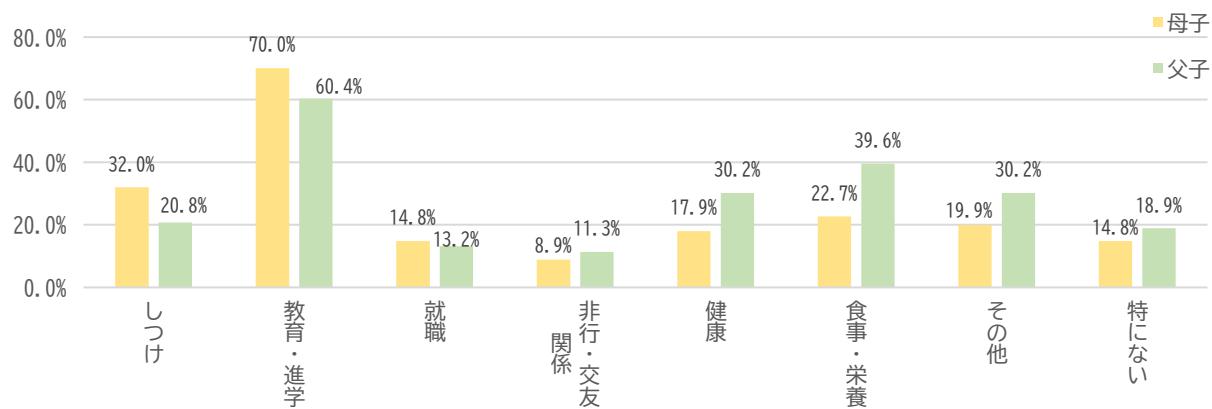
出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

(表12) ひとり親自身の勤労収入(平均)

	2017年 (平成29年)①	2022年 (令和4年)②	(②-①)
母子家庭	182万円	200万円	+18万円
父子家庭	265万円	292万円	+27万円

出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

(図25) こどもに関する悩み



出典：福井県「ひとり親家庭実態調査」(R4)

[これまでの主な取組み]

親の失業や離婚等により家庭環境が変化した子どもの学習や生活を支援するため、低所得世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援会場の実施か所拡大や、習い事にかかる経費の支援を実施しました。また、ひとり親の教育訓練受講料の自己負担の撤廃、養育費確保のための公正証書作成支援を新たに開始しました。

子どもの進学にかかる経済的支援については、高校・大学へ進学する際の入学金や授業料などへの貸付を行ったほか、高等学校等の授業料無償化を段階的に実施しました。

○ヤングケアラー

本県で実施したヤングケアラーに関する調査（抽出調査）において、家族の世話をしていることで、「やりたいけど、できていないことがある」と回答した割合は小学生で

1. 51%、中学生で1.05%となっています。

また、自分がヤングケアラーと自覚している割合は、小学生で0.50%、中学生で0.66%となっています（表13）。

（表13）ヤングケアラーの自覚および家族の世話によりできないことがある子どもの割合

		2021年度 (令和3年度)	2024年度 (令和6年度)
家族の中にお世話をしている人がいる子どもの割合	小学5年生		8.17%
	中学2年生	4.52%	6.96%
家族の世話をしていることで、「やりたいけど、できていないことがある」と回答した割合	小学5年生		1.51%
	中学2年生		1.05%
自分がヤングケアラーと自覚している割合	小学5年生		0.50%
	中学2年生	0.80%	0.66%

出典：福井県「ヤングケアラーに関する調査」、「子どもの生活状況調査」

[これまでの主な取組み]

ヤングケアラーの状況を把握するための実態調査を実施するとともに、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげていくため、教育委員会と連携して子どもへ支援制度を周知するとともに、民生委員・児童委員や福祉関係者に対し、ヤングケアラーへの理解促進や支援機関の連携について研修を実施しました。

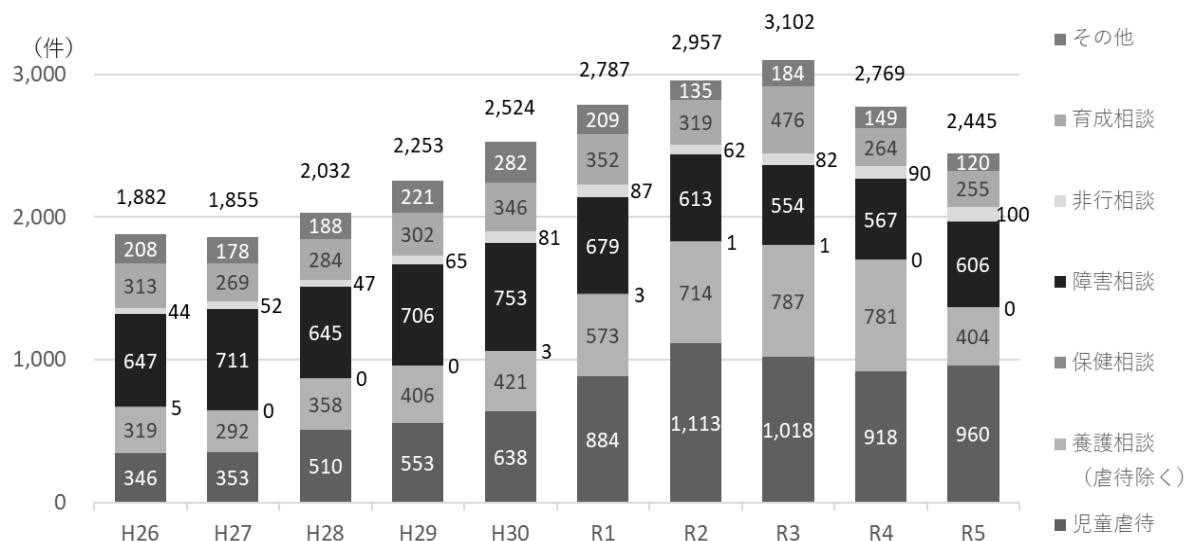
また、令和4年度からは、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し、進学の相談などができる居場所づくりを行っています。

○社会的養育

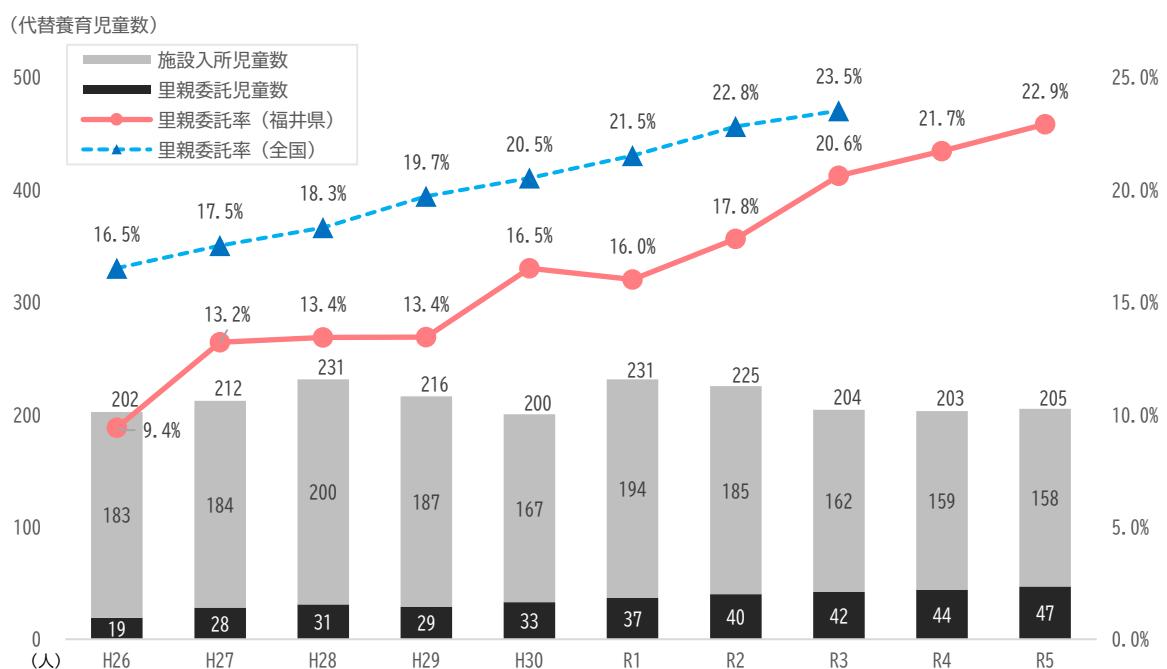
県では、2か所の児童相談所を設置し、児童に関する専門的な相談・支援や市町への助言を行っています。児童相談所における児童相談対応件数は、平成28年度から2,000件以上で毎年推移しており、近年は養護や虐待に関する相談の割合が多くなっています(図26)。

また、保護者がいない、虐待を受けているなどの理由により、家庭での養育が困難なことから児童養護施設等に入所または里親へ委託している「代替養育を必要とすることもの数」については、近年200人程度で推移しています。里親委託率は、全国に比べると低い状況ですが、増加傾向にありその差は小さくなっています(図27)。

(図26) 児童相談所の児童相談対応件数(年度)



(図27) 代替養育を必要とすることものの数の内訳・里親委託率(年度)

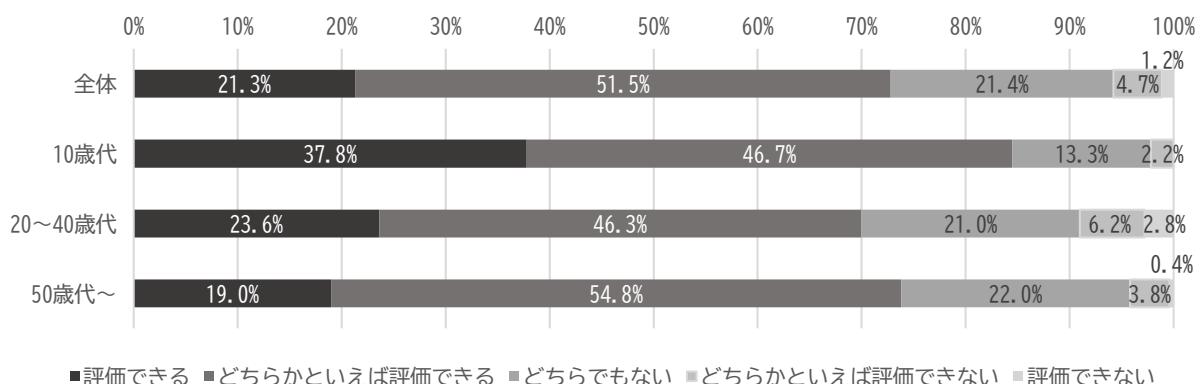


5 こども・子育て施策の評価・認知度

県民アンケート（令和5年度）の結果、本県がこれまでに進めてきた子育て施策に対して、72.8%が「（どちらかといえば）評価できる」としているものの、約3割は「どちらでもない」・「（どちらかといえば）評価できない」としています（図28）。

また、福井県独自の子育て施策に対する認知度では、認知度が5割を超えた事業は14施策のうち3施策のみであり（図29）、施策ごとの認知度に大きなばらつきがあることがわかっています。また、施策の認知度を高めることは、施策の効果を高め、当事者が感じる子育て施策への満足度の向上につながるものであることから（図30）、施策の内容が、当事者にとってわかりやすく、利用しやすいものであることに加え、必要な人に必要な情報が的確に届く仕組みづくりが必要となっています。

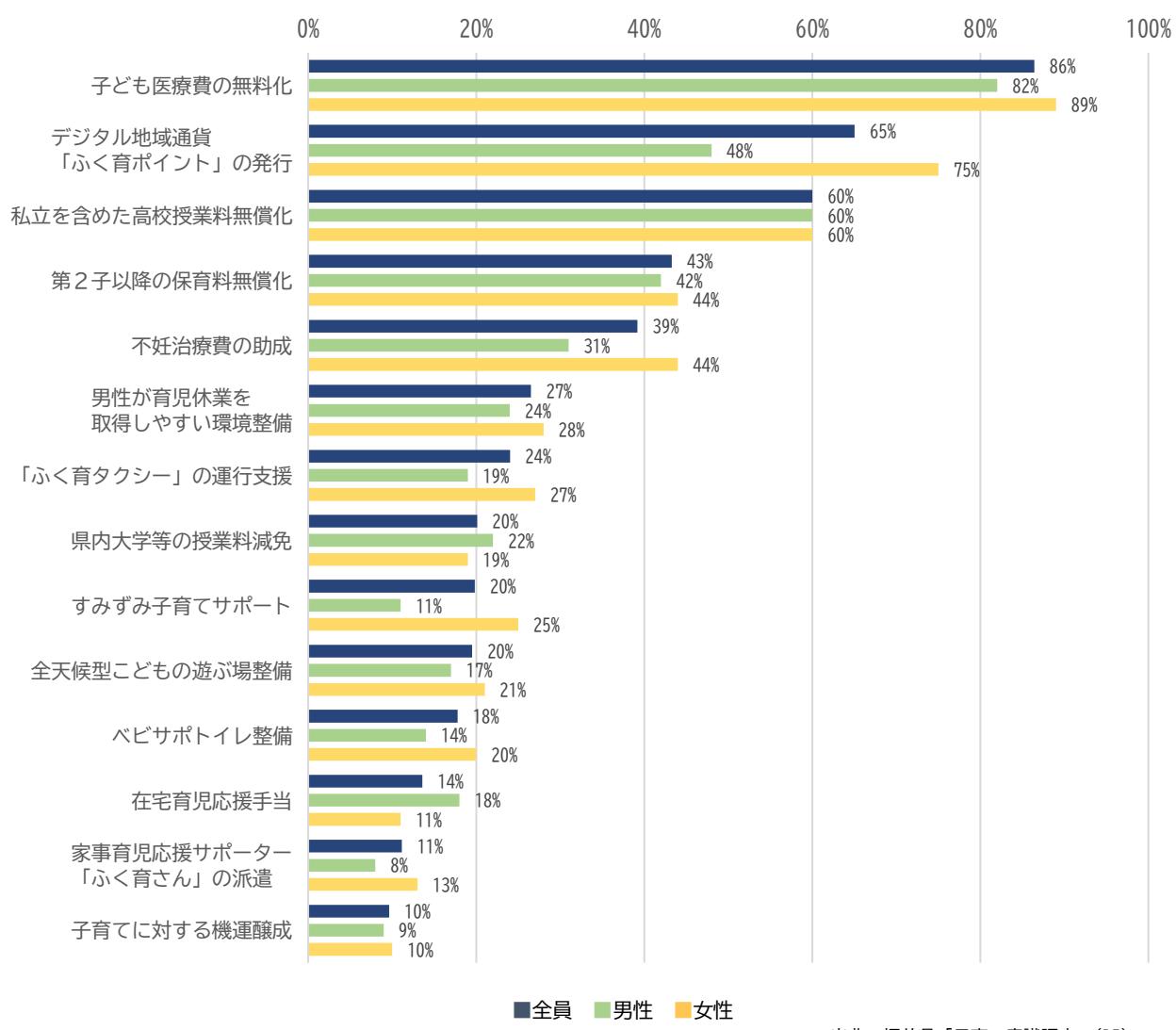
（図28）「ふく育県」が行う子育て施策の評価



■評価できる ■どちらかといえば評価できる ■どちらでもない ■どちらかといえば評価できない ■評価できない

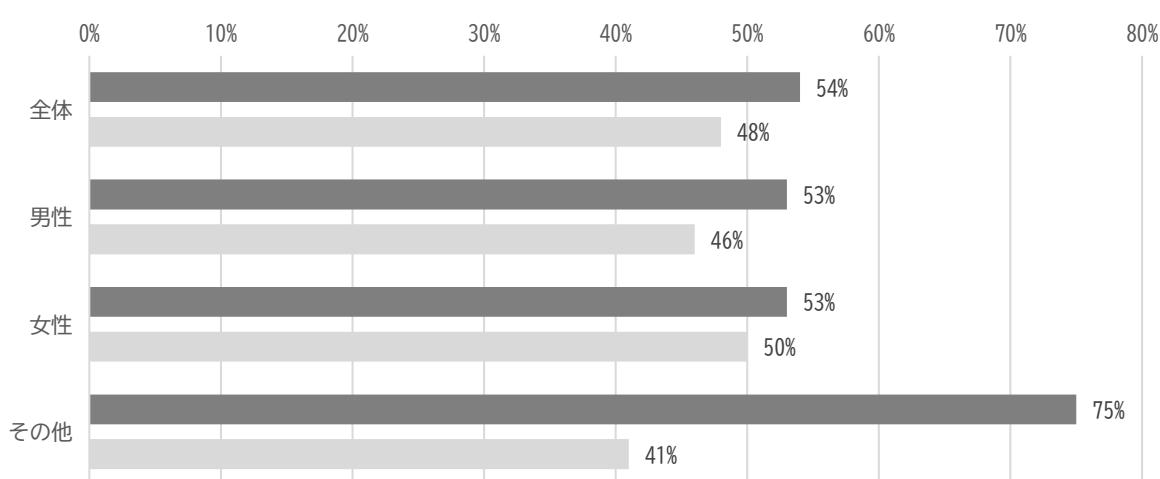
出典：福井県「県民アンケート」（R5）

(図29) 福井県独自の子育て施策に対する認知度



出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

(図30) 子育て施策に対する認知度と行政による子育て支援への満足度について



※全体の回答のうち「とても満足している、まあまあ満足している」と回答した方を集計のベースとしている。

出典：福井県「子育て意識調査」(R5)

第4章 こども・若者、子育て当事者からの意見

こども基本法において、こども施策の基本理念は「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とされ、こども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるよう地方公共団体に義務付けられています。

本県としても、同法の基本理念に共感し、こども・若者の意見を今後のこども・子育て施策に反映させていくため、本計画の策定にあたっては、Webアンケート調査によるこども・若者のニーズ調査に加え、自由記述式の意見聴取用のホームページを設置し、広くこどもたちから意見聴取を図るとともに、様々な環境のこども・若者等と対面で意見交換を行いました。寄せられた意見は、福井県こども・子育て応援会議で共有し、検討資料としています。

こども・若者等からの意見聴取にあたって、様々な状況にあって声を聽かれにくいこどもや若者、意見を表明することへの意欲や関心を必ずしも高くもてないこどもや若者がいることも十分認識し、対面での意見交換など、全てのこども・若者に意見を表明する機会を提供できるように十分な配慮や工夫を行う必要があると考えています。

[主な意見交換等の実施状況]

日時	内容
令和6年5月8日～	(Webアンケート) こども・若者の意見募集
7月16日	嶺南西特別支援学校の生徒との意見交換
7月23日	盲学校の生徒との意見交換
9月14日	知事とふくいわくわくmakers(こども・若者グループ)との座談会
9月17日	ろう学校の生徒との意見交換
10月26日	多胎児子育てサークルとの意見交換
11月4日	ひとり親家庭を応援する団体との意見交換
11月11日	嶺北地域の子育て当事者との意見交換会
11月24日	嶺南地域の子育て当事者との意見交換会
11月28日	福井南高校の生徒との意見交換
12月7日	医療的ケア児を育てる保護者との意見交換会



こども・若者グループとの座談会の様子（2024/9/14）



子育て当事者との意見交換会の様子（2024/11/24）

[子ども・若者からの意見と本計画への反映ポイント]

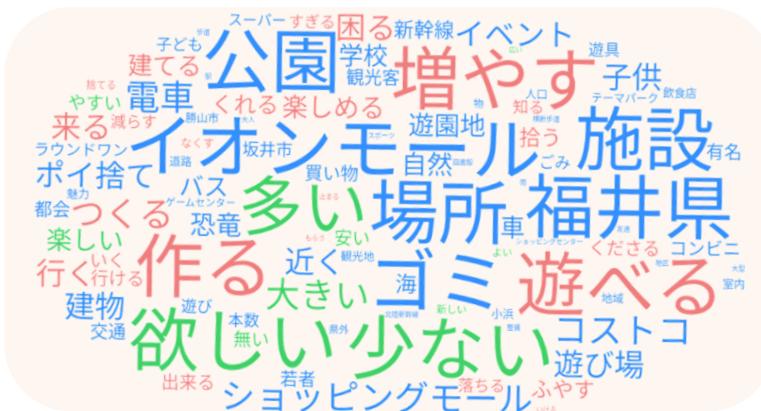
今回実施した意見聴取では以下のような意見がありました。いただいた意見は以下の視点にて本計画に反映しています。

子ども・若者の主な意見	本計画への反映ポイント
もっと若者の話を聞いてほしい（小）	子ども・若者の意見聴取を引き続き実施
障がいなどを持っていても関係なく過ごしやすい街になるとよい（中）	介護、障がい、子育てなどの支援機関が連携した協働支援体制を構築
障がい者に、もっと優しい社会になってほしい（小）	
こどもも若者も抱え込んでいる悩みや話せなくて辛くなっている人もいると思うので、打ち明けられるような場所がほしい（若）	生きづらさを抱えたときに集える居場所拠点を確保
こどもや若者の居場所を増やしてほしい（高）	家庭でも学校でもない安心できる多様な居場所づくりを支援
ばあばが家にいるから児童クラブに入れないらしい。みんなが児童クラブにいけるようにしてほしい（小）	放課後児童クラブの人材確保や事業運営を支援し、こどもたちの安心・安全な活動環境を確保
福井県に関する宿題をもっと作ってほしい（小）	自分の将来などを考える機会を提供するライフデザイン教育を推進
職業経験の授業が小中高を通して少ないのでどんな仕事があるか分からない（高）	地域の特性を活かした体験学習や職業教育を充実
若者の新たなチャレンジを支援してほしい（高）	若い世代が将来への夢や希望を見いだす活動を応援
習い事に行くのに、親が送り迎えできないときがあり、行きたくても行けない日がある（小）	様々な子育てのニーズをサポートする「ふく育タクシー」の運行
両親の子育ての負担を軽減してほしい（高）	保育料無償化等による日本一の“ふく育”応援など、ゆりかごから巣立ちまでの切れ目のない支援の継続
市民イベントをもっと増やしてほしい（高）	市民主体の子育て応援イベントをつなぐ情報発信により応援
お父さんが忙しそうなので、もっと仕事が早く終わるようにしてほしい（小）	男性育休の促進や時短勤務等の両立支援制度の整備や働き方改革の促進
こどもたちが室内で遊べる場所を増やしてほしい。特に冬場、外で遊ぶことができない（小）	天候にかかわらずこどもたちがいつでも楽しめる全天候型遊び場の整備を推進

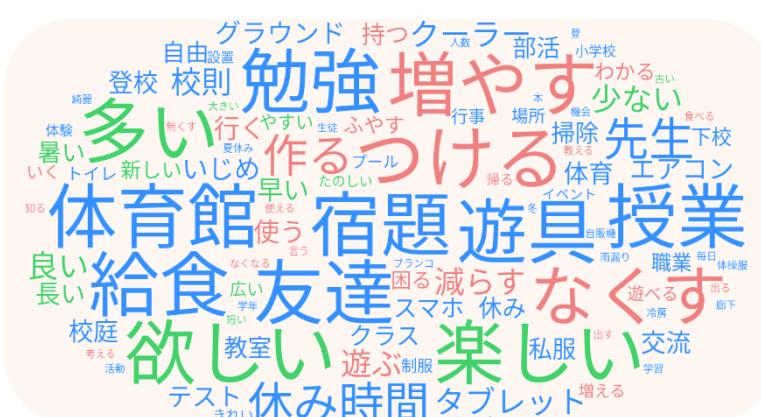
※ 小：小学生、中：中学生、高：高校生、若：若者

【参考】子ども・若者からの意見（テキストマイニングによる集計結果（出現頻度順）

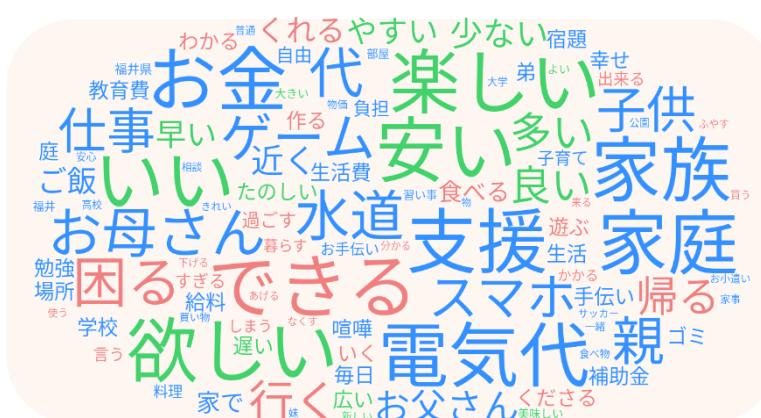
『あなたやみんなにとって福井がよりよくなるため、「こんなことに困っている」「こんなことができる」と良いな」と思う意見や提案』について多数の声をいただきました。



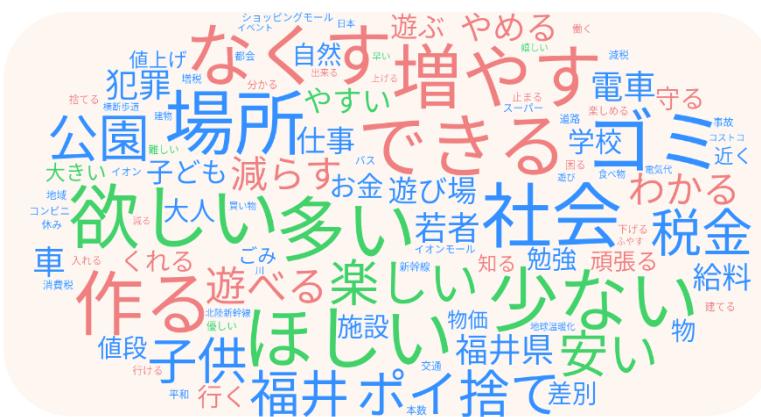
テーマ「福井県のこと」	
回答者	件数
小学生	2,186
中学生	1,392
高校生	228
その他	96
合計	3,902



テーマ「学校のこと」	
回答者	件数
小学生	2,003
中学生	1,081
高校生	171
合計	3,255



テーマ「家庭のこと」	
回答者	件数
小学生	1,713
中学生	788
高校生	126
合計	2,627



テーマ「社会のこと」	
回答者	件数
小学生	1,723
中学生	923
高校生	186
合計	2,832

第5章 本計画の方向性

前章までに見てきた本県のこども・子育てを取り巻く現状などから、本県が直面する大きな課題として、以下の3つが挙げられます。

① 家庭における支え合いの力が低下してきている。

- ・三世代同居率が年々低下 H22：17.6% → R2：11.5%
- ・Iターン世帯を含めた核家族世帯が増加 R1：51.4% → R6：56.3%
- ・高齢者有業率の上昇 H29：27.8% → R4：30.9%

② 子育てやこどもをもつことに関して希望するライフコースを歩めていない人がいる。

- ・20～40代の理想の子どもの数 2人：47% → 3人：37%
- ・合計特殊出生率 R1：1.56 → R5：1.46
- ・20代～30代の若者の約7割は結婚意欲があるが、67.6%は交際相手がいない／28.5%は交際経験がない

③ 本県がこれまで進めてきた子育て施策に対して評価していない／無関心層が約3割。

また施策そのものの認知度が高くない。

- ・本県の子育て施策を評価していない・どちらでもない：27.2%
- ・本県の独自施策14のうち、県民の半数以上が認知していた施策は3つ

これらの課題を踏まえた検討すべき観点と、こども・若者の主な意見から、本計画での目指す姿の方向性を描きます。

〔目指す姿の方向性〕

《課題を踏まえた検討の観点》

○様々な家庭環境に応じたサポートや情報発信の充実により、必要な支援が確実に届く体制づくりが必要

○若い世代が将来に夢を見だし、多様な一人ひとりの結婚や出産・子育ての希望が叶う社会環境づくりが必要

○こどもをもつことや福井で子育てすることの前向きなイメージを、将来に向けて社会全体で共有できる仕組みづくりが必要

《こども・若者の主な意見》

私にはお父さんがいない。お母さんが一人で家のこと をやっていて大変・・・

誰かの居場所を増やす活動をしたい！

障がいについてもっと学びたい！

子どもが自らの可能性を発見できる活動の場を応援してほしい！

交際相手はほしいけど活動方法が分からな...

乳幼児との触れ合いなどの機会がもっとあると良い！

たくさんのすてきな子育てイベントがあるけどどれも単発でもったいない...

《目指す姿の方向性》

一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない

安心感のある社会

一人ひとりの夢が叶い、幸せを実感できる**希望**をもてる社会

子育ての“よろこび”が育まれ、広がり、**共感**し合う社会

〔基本理念〕

こども・子育ての“よろこび”を次世代につなぐ「ふく育県」へ

家庭や地域のつながりを大切にする福井らしい子育て環境を基盤とし、こども・若者や子育て世代一人ひとりの多様な夢や希望が叶う社会の実現を図ることにより、社会全体でこどもの“よろこび”・子育ての“よろこび”を分かち合い、次世代につないでいく「ふく育県」を目指します。

〔政策モデル〕

一人ひとりの安心と希望を追求し、共感を拡げていく3つの「ふく育モデル」を掲げます。

I 一人ひとりに寄り添い、誰も取り残さない「ふく育安心モデル」

あらゆる環境におかれたこどもや若者が取り残されないきめ細かな支援を実施し、分野を超えて互いを理解、尊重し合う社会を目指します。

II 一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる「ふく育希望モデル」

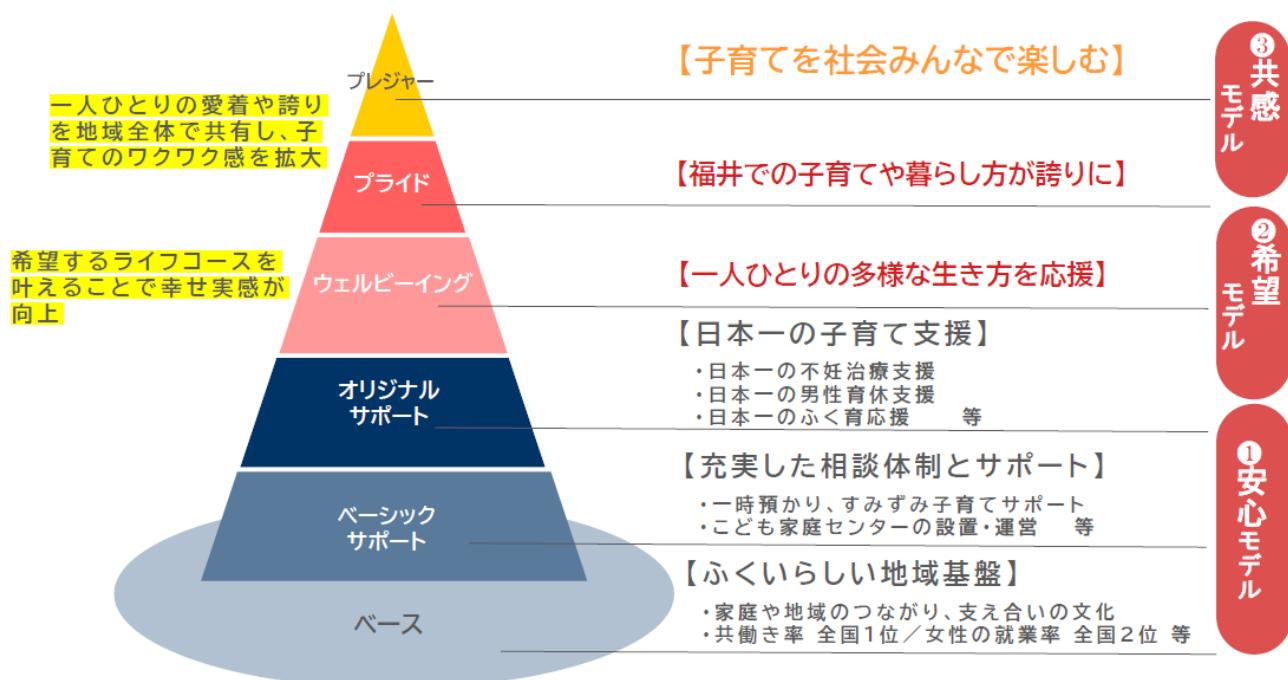
一人ひとりの夢や希望を応援する風土を醸成し、こどもをもつことや子育ての幸せを実感できる社会を目指します。

III 子育ての“よろこび”が育まれ、さらに広がっていく「ふく育共感モデル」

子育てを応援する福井への愛着が地域全体に浸透し、こどもをもつことや子育てのよろこびが大きく育まれ、共感し合う社会を目指します。

[ふく育モデルの体系]

家庭や地域のつながりを大切にする福井らしい地域基盤のもと、充実した子育てサポートにより生まれる「安心」に、個人の夢や生き方の応援により生まれる「希望」を重ね、さらにその結果育まれる福井への愛着や誇りを県民みんなで共有し、子育てのよろこびが大きく広がっていく社会全体への「共感」を目指すものです。



第6章 本計画の最重点プロジェクト

基本理念の実現に向けた3つの「ふく育モデル」ごとに、次の施策を最重点プロジェクトとして取り組みます。

I ふく育安心モデル

I ふく育安心モデル

一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会

【最重点プロジェクト】

■ 子どもの安全・安心を確保

- ひとり親や多胎児、医療的ケア児など様々な家庭環境におかれた子ども・若者に寄り添った支援
- 安心できる多様な居場所づくりへの支援

■ 安心の子育て環境を確保

- 保育人材確保と教育・保育の質の向上
- 様々な家庭の子育てをきめ細やかに支える「ふく育さん」・「ふく育タクシー」や「すみずみ子育てサポート事業」の充実
- 産後訪問や子ども食堂を介した見守り活動など、訪問型（アウトリーチ型）支援の実施
- 必要な情報を適切なタイミングで届ける仕組みづくり

[子どもの安全・安心を確保]

- ・様々な家庭環境（ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児などを育てる家庭）に応じた支援の充実

ひとり親家庭や多胎児を育てる家庭に対して、一時預かりや送迎、生活支援などの子育て支援事業の利用料に対する補助を行います。特にひとり親家庭に対しては、習い事や通学、受験等にかかる費用を支援し、子どもとその家族が安心して暮らせるよう家庭の状況に応じた専門的なサポートや経済的支援を充実します。また、医療的ケア児などを育てる家庭に対して、受け入れ事業所の拡大や移動支援等のサービスを充実し、保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

- 安心できる多様な居場所づくりへの支援

放課後に生徒が気軽に集える「学校内居場所カフェ」など、家庭でも学校でもない第三の居場所づくりへの支援を行うとともに、放課後子ども教室・放課後児童クラブ、校内カフェ、こども食堂、フリースペース、公民館、子ども会など、こども・若者の心身の安全が確保され、一人ひとりが安心して過ごせる場づくりを推進します。

[安心の子育て環境を確保]

- 保育人材の確保と教育・保育の質の向上

保育補助者等の配置やＩＣＴ導入の支援など、保育士等の負担軽減や処遇改善を進めるとともに、児童生徒が乳幼児と触れ合う機会を増やすなど、保育の仕事の魅力を若い世代に発信することにより、保育人材の確保と教育・保育の質の向上に取り組みます。

- 様々な家庭の子育てをきめ細やかに支える「ふく育さん」・「ふく育タクシー」や「すみずみ子育てサポート事業」の充実

子育て世帯の家事・育児、外出をサポートするふく育サービス（ふく育さん、ふく育タクシー）の普及と利便性向上を図りながら、ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児などを育てる育児負担の大きな家庭への利用促進を進め、様々な家庭の子育てをきめ細やかに支えます。また、急な用事等でサポートが必要な時に、子どもの一時預かりや保育所等への送迎、家事支援のサービスを安心して利用できるよう、「すみずみ子育てサポート事業」を通じて市町とともに事業者の確保と安価にサービスを利用できる環境づくりに取り組みます。

- 産後訪問やこども食堂を介した見守り活動など、訪問型（アウトリーチ型）支援の実施

産後訪問やこども食堂を介した見守り活動など、様々な環境におかれられた子育て世帯に対するアウトリーチ型支援を展開し、当事者の状況を適切に把握しながら、効果的な情報提供や支援を行います。

- 必要な情報を適切なタイミングで届ける仕組みづくり

子育て支援策や母子保健等に関する情報を集約・発信するアプリの活用などを通して、子育て世帯が必要な情報に素早く、簡単にアクセスできる環境を整備します。



子どもの成長を支える保育者（イメージ）



社会全体での子育て応援（イメージ）

こどもたちの声を、地域の未来に

鯖江市吉川地区では、令和6年度に初めて策定する「まちづくり計画」に、地元の小中高生の意見を反映する取組みを進めています。地区の未来を描くためのワークショップには、延べ24人のこどもたちが参加。「雪道の登下校を安全に」、「将来のごみ問題に責任を」など、積極的に意見があがりました。

こどもたちの意見を反映することは、福祉や教育だけでなく、今後あらゆる分野で重要になってきます。

本県の明るい未来をつくるために、保護者や大人が、次世代を担うこどもたちの願いや発想に耳を傾け、世代を超えて一緒に将来を描いていくことが大きな一歩になります。



ワークショップの様子

II 忻く育希望モデル

II 忻く育希望モデル

一人ひとりの夢や希望が叶い、幸せを実感できる社会

【最重点プロジェクト】

■ こども・若者の夢や希望を応援

- 若者の恋愛気運の醸成・出会いの機会の拡充
- こども・若者や子育て世代への伴走的な支援に取り組む団体への応援

■ こども・子育ての幸せ実感を実現

- 将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）からスタートする「ゆりかごから巣立ちまで」の切れ目ない支援の推進

[こども・若者の夢や希望を応援]

・若者の恋愛気運の醸成・出会いの機会の拡大

若者とその親に向けた恋愛・結婚に関する情報発信や、マッチングアプリ運営会社と連携した恋愛気運の醸成や出会いの機会の提供、若者交流イベントの開催支援により、交際を希望する若者の活動を後押しします。

また、県と市町で組織するふくい結婚応援協議会において、県内での結婚を希望する方に、「ふく恋」AIマッチングシステムによる出会いの機会を提供します。ふく恋では、ふくい結婚応援企業との連携等により会員の拡大を図るとともに、地域の縁結びさんとの連携等により会員のサポートの充実を図ります。

・こども・若者や子育て世代への伴走的な支援に取り組む団体の応援

子育てへの同じ悩みを抱える当事者団体の自主活動に対する応援や、こども・若者・子育て世代への伴走活動支援など、困難な状況におかれたりこども・若者や子育て世代に寄り添った様々な主体の活動を応援することで、社会全体で子育てを応援する地域づくりを推進します。

[子ども・子育ての幸せ実感を実現]

- 将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）からスタートする「ゆりかごから巣立ちまで」の切れ目ない支援の推進

若い世代が自分たちの生活や健康に向き合い、ライフプランについて考えてもらう機会をつくり、希望に応じた妊娠・出産のための情報提供や経済的支援を実施するほか、産後も安心して子育てができる環境づくりを推進し、こどもをもちたい夫婦やカップルを応援します。

また、複数のこどもを育てる家庭を積極的に応援し、第2子以降の保育料無償化や在宅育児応援手当の支給、国において実施する多子世帯に対する大学等授業料等の無償化や、高校授業料の無償化などにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。



「ふく恋」AI マッチングシステム



多胎児サークルが開催する研修会の様子

ふく育 Column 02

みんなに届け！高校生の思い

早産などで授乳が困難な母親に変わり、小さく生まれた赤ちゃんのために寄付された母乳（ドナーミルク）を提供する取組み「母乳バンク」。県内2台目（全国で3台目）となる、母乳バンクを気軽に知って活動を支援できる寄付型自動販売機が、令和6年12月に福井県立病院に設置されました。認知度が高くはない中、設置の発端になったのは、「小さく生まれた赤ちゃんが生きるために頑張っていること、それを支える家族がいることを知ってほしい」と母乳バンクの啓発活動に励んでいる福井南高校生の思いです。

県では、子ども・若者や子育て世代に寄り添った県民の主体的な活動を応援します。



「母乳バンク」を支援する自動販売機（福井南高校）

ふく育 Column 02

III 忻く育共感モデル

III 忻く育共感モデル

子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会

【最重点プロジェクト】

■ 社会全体でこども・子育てを応援

- 市民主体のこども・子育て応援イベント**のつなぎや情報発信の応援
- 時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大により、誰もが**仕事と家庭を両立できる社会**の実現
- こども・若者目線での政策形成**機運の醸成

■ 子育てのワクワク感を増大

- こどもたちがいつでも楽しめる**全天候型遊び場を全市町で整備**
- 福井県児童科学館等の「**ふく育県**」シンボルとしてのあり方を検討

[社会全体でこども・子育てを応援]

- ・**市民主体のこども・子育て応援イベントのつなぎや情報発信の応援**
こども・子育てを応援する県民やイベントをつなぐ一体的な情報発信の展開により、みんなで支えるこども・子育て応援社会をつくります。
- ・**時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大により、誰もが仕事と家庭を両立できる社会の実現**
誰もが、自身が希望する関わり方での仕事と家庭の両立ができるよう、官民一体となって、時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を進めます。
- ・**こども・若者目線での政策形成機運の醸成**
こども・若者など若い世代からの意見聴取における心がまえや、こども・若者の声が政策に反映された取組みを広く紹介するなど、こども・若者目線での政策立案・実行を強化します。

[子育てのワクワク感を増大]

- ・こどもたちがいつでも安心して楽しめる全天候型遊び場の整備促進

天候に関わらずこどもたちが安全・安心に遊ぶことができ、子育てをもっと楽しくする環境づくりを進めるため、県内全市町において全天候型の遊び場整備を促進します。

- ・福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討

夢や希望をデザインするワークショップの開催や、県内の児童館・児童センターとの連携などを通して、「ふく育県」シンボルとして、大型児童館（福井県児童科学館・福井県こども家族館）の魅力を充実させます。

特に、開館30周年（2029年）を迎える福井県児童科学館については、こうした観点から将来的なあり方を議論し、必要な対応策を検討・実施します。



定時退社・育児休業取得促進キャンペーン

定時退社や育児休業取得の推進



全天候型の遊び場（大野市「おおの天空パーク OSORA」）

ふく育 Column
03

みんなで支える子育て応援社会！

令和6年7月、福井市東郷地区の有志グループが、「地区内に子育て中の核家族が増える中、身近に頼れる人がいない親も多い」ことから、地元住民のための交流サロン「にじいろカフェ」を東郷公民館に開設しました。

季節に合わせたイベントや学習支援、こども食堂など、子育て支援や多彩な催しを企画し、活動を展開しています。当初2人だった有志グループは、徐々に賛同者が増え、活動の幅が広がっています。



交流サロンでのイベントの様子

こどもや保護者、さらには地域がつながることで、みんなが安心して子育てを楽しめる社会をつくっていきます。

ふく育 Column 03

第7章 具体的な施策の内容

〔本計画における施策体系〕

★子どもの意見反映

具体的な施策の方向性		実施施策
I 「ふく育安心モデル」一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会		
1 子どもの安全・安心を確保	子ども・若者主体の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育・養育の現場における子どもの権利等に関する理解促進と意見聴取の推進 ・子どもが行きなくなる学校づくりなど「誰一人取り残されず、個性が尊重される学び」の推進 ・子どもや若者に寄り添う活動に取り組む団体の応援 ・子どもの安全安心のための見守り活動の推進
		<ul style="list-style-type: none"> ・養育に困難を抱える家庭への支援を拡充し、児童虐待防止等の取組みを強化 ・ヤングケアラーや不登校など不安を抱える家庭への支援の充実と子どもたちが集まる居場所の確保 ・生活困窮世帯やひとり親家庭児童への学習・生活支援の充実 ・親を頼ることができない子どもたちの家庭的で安定した生活環境の場の確保 ・入所児童の退所後を見据えた自立支援と退所後も支え合えるネットワークの構築 ・青少年の非行防止活動と有害環境対策などによる健全育成の推進 ・思春期の保健対策の強化
		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所など家庭でも学校でもない多様な居場所づくりへの支援 ・様々な家庭環境（ひとり親世帯や多胎児・医療的ケア児・発達障がい児などを育てる世帯）に応じた支援の充実 ・障がいや発達の特性に合わせた切れ目ない支援・サービスの充実 ・幼児教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続 ・小児医療の体制充実および慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援 ・児童相談所、市町、施設等子どもに関わる支援者の研修・交流拠点の設置 ・介護、障がい、子育て、生活困窮などの支援機関が連携した協働支援体制の構築 ・外国にルーツを持つ児童生徒等に対する生活支援や相談体制の強化
		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な家庭をきめ細やかに支える子育てサービスの充実（ふく育さん、ふく育タクシー、すみずみ子育てサポート） ・「放課後児童クラブ」の人材確保や事業運営を支援し、安心・安全な活動環境を実現 ・母子保健・児童福祉の一体的相談支援を担う「子ども家庭センター」の活用 ・子ども食堂等と連携したアウトリーチ型の見守り体制の構築 ・待機児童ゼロを維持するための保育人材確保と教育・保育の質の向上 ・就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度の実施 ・子どもの豊かな育ちを支える保育者の仕事魅力発信
	2 安心の子育て環境を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援策や母子保健等に関する情報の集約・発信アプリなど子育て支援DXの推進
		<ul style="list-style-type: none"> ・施策の利用シーンなどを分かりやすく伝える当事者目線での広報展開

II 「ふく育希望モデル」一人ひとりの夢が叶い、幸せが実感できる社会			
1 こども・若者 の 夢や 希望を 応援	人生の希望を叶え る社会づくり	・自分の将来や生き方を考える機会を広く提供する「ライフデザイ ン教育」の推進	★
		・地域の特性を活かした体験学習や職業教育の充実	★
		・こども・若者が将来への夢や希望を見いだす活動を応援	★
		・自己の適正と能力に応じた職業能力開発の機会確保と就労支援	
		・若者の恋愛気運の醸成・出会いの機会の拡充	★
2 こども・子育て の 幸 せ 実 感 を 実 現	「ゆりかごから巣 立ちまで」切れ目 のない支援の実現	・将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）等、 こどもを持つことを望む夫婦やカップルへの支援	
		・不妊治療支援の継続と市町や関係機関と連携した母子保健の 充実	
		・保育料無償化、高校授業料無償化、大学の授業料支援等による “ふく育”応援	★

III 「ふく育共感モデル」子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会			
1 社会全体で こども・子育て を 応 援	みんなで支える こども・子育て 応援社会づくり	・地域の様々な主体が参加する見守りネットワークの構築	★
		・民生委員・児童委員やアクティビシニア層、外国人県民など 地域の担い手による活動支援	
		・子育て世帯への相談機能の充実	
		・時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を通じた、 誰もが仕事と家庭を両立できる社会づくり	★
		・女性のキャリアアップと就業を支援	
		・企業等と行政が連携し、社会全体で子育て世帯を応援する 環境づくり	
		・「こども・若者政策マインド」を県内に広げ、こども・若者目線 での政策立案・実行を強化	
2 子育ての ワクワク感 を増大	家族で子育てを 楽しむ風土づくり	・こどもたちの健やかな育ちを支える全天候型遊び場等の整備 推進	★
		・夫婦や家族で家事・育児を楽しむ「共家事」の普及拡大	★
		・親子のふれあいや親学びを通して家庭の教育力向上を支援	★
	楽しさやよろこび が感じられる子育 て観の醸成	・こども・子育てへの前向きなイメージを醸成するキャンペー ーンの展開	
		・市民主体の“ふく育”イベントをつなぐ情報発信の応援	★
		・福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を 検討	★
		・小・中・高校生を対象に乳幼児と触れ合う機会を創出	★

[本計画の主な施策]

I 「ふく育安心モデル」一人ひとりに寄り添い、誰も取り残されない社会

1 こどもの安全・安心を確保

○こども・若者主体の社会づくり

こどもの教育・養育の現場におけるこどもの権利等に関する理解促進と意見聴取の推進

- ・こどもを含む県民へ広く人権意識の普及啓発を図るとともに、施設入所児童に対し意見表明支援員による意見形成、意見表明支援等を実施し、こどもアドボカシー（こどもが意見や考えを表明できるようにサポートすること）を推進します。

〔主な事業〕 こどもの権利擁護環境整備事業
人権啓発フェスティバル開催事業

こどもが行きたいくなる学校づくりなど「誰一人取り残されず、個性が尊重される学び」の推進

- ・児童生徒と教員の対話等を基にした楽しい学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や「校内サポートルーム」の設置拡充、民間フリースクール等との連携などにより、こどもが安心して学べる多様な居場所づくりを推進します。また、インクルーシブ教育の推進をはじめ、特別支援教育などこどもの多様性に応じた学びと環境づくりに取り組むほか、いじめ・不登校等の多様な困難に「チーム学校」で支援します。

〔主な事業〕 不登校対策支援事業

こどもや若者に寄り添う活動に取り組む団体の応援

- ・こども・子育てに関する自主活動に取り組む団体等への応援金を創設するとともに、当事者自身が行う社会的養護経験者間のネットワーク化や情報交換、ピアサポート、意見表明等の活動を支援します。

〔主な事業〕 ①こども・子育て伴走応援事業
②社会的養護当事者団体活動支援事業

こどもの安全安心のための見守り活動の推進

- ・各小中学校区の見守り隊の活動を支援し、こどもの安全確保活動の充実を図るとともに、地域の人々への「夕方見守り運動」と、企業団体等への「ながら見守り活動」を普及させることで、地域全体で、こどもを狙う犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。

〔主な事業〕 こども安心見守り推進事業

○一人ひとりの環境に寄り添った支援の充実

養育に困難を抱える家庭への支援を拡充し、児童虐待防止等の取組みを強化

- ・ こどもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者およびそのこどもに対し相談対応を行うとともに、訪問支援員による家事・養育支援（訪問型）、放課後等のこどもの居場所の提供（通所型）、こどもや親子でのショートステイ等を組み合わせて、養育に困難を抱える家庭への早い段階からの支援を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見等に取り組みます。

〔主な事業〕 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業）

④妊産婦等生活援助事業

ヤングケアラーや不登校など不安を抱える家庭への支援の充実とこどもたちが集まる居場所の確保

- ・ 養育環境に課題があり不登校等になっているこどもや、ヤングケアラーおよびその家庭に対し、訪問による相談支援、通所や短期入所による生活支援などを組合せ、家庭環境を適切に把握し、世帯全体を支える対策を推進します。
- ・ ヤングケアラーを始め、困難な状況に置かれたこども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、市町や関係機関・団体等の連携を強化するとともに、生きづらさを抱えたときに気軽に集え、相談できる居場所を確保します。

〔主な事業〕 ヤングケアラー支援事業

家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、
子育て短期支援事業）（再掲）

生活困窮世帯やひとり親家庭児童への学習・生活支援の充実

- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもの習い事や大学受験にかかる費用等の経済的支援を行うとともに、ひとり親の就労意欲向上に向けた講習会の開催や、職業訓練・研修受講等にかかる費用の支援を実施します。また、生活困窮者向けの相談窓口を設置し、生活支援物資（食料品・日用品）を配布するとともに、こども食堂や地域のNPO法人等が行う食料供給等の活動を支援します。

〔主な事業〕 ひとり親家庭等習い事支援事業

ひとり親家庭ライフプランセミナー

生活困窮者あんしんサポート事業

親を頼ることができないこどもたちの家庭的で安定した生活環境の確保

- ・施設等での養育を必要とする全てのこどもに「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、里親委託をさらに進めるとともに、施設の小規模・地域分散化を図ります。

〔主な事業〕 児童入所施設等措置費
児童福祉施設等施設整備事業

入所児童の退所後を見据えた自立支援と退所後も支え合えるネットワークの構築

- ・施設での養育を必要とすることの退所後を見据えた養育・自立支援を行うとともに、退所した児童等が相談や一時的に生活できる場の確保や、社会的養護経験者間のネットワーク化や情報交換、ピアサポート等の活動を支援します。

〔主な事業〕 社会的養護自立支援拠点事業
児童入所施設等措置費（再掲）

青少年の非行防止活動と有害環境対策などによる健全育成の推進

- ・市町が設置する青少年愛護センターや、少年指導委員および少年警察協助員と連携し、街頭補導活動、非行防止・健全育成啓発等の事業を行います。また、家庭でインターネットの適正利用等を考える機会を提供します。

〔主な事業〕 青少年愛護センター補助事業
少年警察協助員活動
家庭の教育力向上事業

思春期の保健対策の強化

- ・家庭、学校保健関係者、専門機関等が連携し、児童・生徒に対して適切な時期での性感染症教育（エイズ教育を含む）や薬物乱用防止教育を行うとともに、発達段階に応じて自他の命を大切にするこころの育成を図ります。

〔主な事業〕 感染症予防対策事業
薬物乱用防止指導強化事業
地域自殺対策強化事業

○こどもを支える体制の強化と分野を超えた連携

放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所など家庭でも学校でもない多様な居場所づくりへの支援

- ・こども・若者が過ごす場所、時間、活動、人との関係性、全てがこども・若者にとっての居場所になり得ることを認識し、当事者目線での自主的な居場所づくりを応援します。
- ・放課後子ども教室や、放課後児童クラブ、校内カフェ、こども食堂、フリースペース、公民館、子ども会等における、多様な居場所づくりを推進します。
- ・医療的ケア児や強度行動障がい児等が自分らしくいきいきと過ごせるよう、放課後等デイサービス事業所などの受入れ拡大に向けた支援を充実します。また、子どもの障がいの程度や家庭事情を勘案し、放課後児童クラブも含めて利用者の希望に寄り添った居場所が確保されるよう市町の取組みを促進します。
- ・放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所などの職員の資質向上を図り、障がいのあるこどもなどが身近な地域で療育を受けられる体制を整備します。

〔主な事業〕 ④こども・子育て伴走応援事業（再掲）

- 高校内居場所カフェ事業
- ひきこもり対策推進事業
- 医療的ケア児者等と家族のための在宅生活サポート事業
- 重度化対応施設整備等支援事業補助金
- こども療育体制確保事業

様々な家庭環境（ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児などを育てる家庭）に応じた支援の充実

- ・ひとり親家庭や多胎児・医療的ケア児を育てる家庭など、育児負担の大きな家庭への「ふく育サービス」（ふく育さん、ふく育タクシー）の利用支援を行います。
- ・多胎児を育てる家庭ならではの大変さや困難さを軽減するため、多胎育児サポートガイドブックの配布や身体障がい者等専用駐車場（ハートフルパーキング）の優先利用などを進めます。
- ・医療的ケア児を受け入れる事業所の拡大や入浴等のサービス充実を図り、保護者の精神的、身体的負担を軽減するための一時預かりや移動支援等の環境づくりを進めます。

〔主な事業〕 「ふく育サービス」利用支援事業

- 医療的ケア児者等と家族のための在宅生活サポート事業（再掲）
- 重度化対応施設整備等支援事業補助金（再掲）

障がいや発達の特性に合わせた切れ目ない支援・サービスの充実

- ・5歳児健診を含めた乳幼児健診や育児相談、医療機関受診等を通じ、子どもの特性に応じて、「子育てファイルふくいっ子」に基づく個別支援や、保育力ウンセラーの巡回相談等を行うとともに、就学前の引継ぎにより、切れ目ないサポートを行います。
- ・気がかりな子どもや障がいのある子どもが各地域で質の高い療育を受けられるよう、子ども療育センターの多職種チームが関係機関に出向き、療育指導・人材育成を行います。また、子ども療育センターとスクラム福井との連携強化により、発達障がい児の早期発見・早期支援を行います。
- ・拠点となる医療機関において、家族等が発達の特性の基礎知識や関わり方等を学ぶ講座を開催し、子育て不安の解消や早期発見・療育につなげていきます。

〔主な事業〕 こども療育センター・総合福祉相談所機能強化事業
こども療育体制確保事業（再掲）
発達障がい児（者）支援センター運営事業
保育力ウンセラー配置事業

幼児教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続

- ・福井県幼児教育支援センターを中心に関係機関が連携し、園内リーダー・市町幼児教育アドバイザーの育成等により、教育・保育の質の充実を図るとともに、「学びをつなぐ希望のバトン カリキュラム」の拡充や校区ごとの架け橋カリキュラムの毎年度更新、保育者・小学校教諭等を対象とした接続講座等により、幼児教育・保育と小学校教育の連携強化を図ります。

〔主な事業〕 幼児教育支援事業

小児医療の体制充実および慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

- ・夜間・休日等に利用可能な看護師による電話相談を実施するとともに、オンライン相談サービス等を普及するなど、子どもの急病等への保護者の不安を軽減します。
- ・小児慢性特定疾病を抱える子どもへの医療費助成や、小児慢性特定疾病児童自立支援相談所における相談支援など、家族も含め必要な支援を行います。また、小児期医療から成人期医療への円滑な移行の支援に向けた対応を進めます。
- ・LTC（生命を脅かされている状態）にある子どもの実態把握を行うとともに、関係者による協議会を設置するなど、地域型子どもホスピスの取組みを支援します。
- ・小児病棟における付き添い者の負担軽減に向けて、県内医療機関に対し小児入院患者の付き添いの実態等を調査し環境改善を図ります。

〔主な事業〕 #800子ども医療電話相談事業
小児慢性特定疾病医療費助成事業
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
こどもホスピス支援モデル事業

児童相談所、市町、施設等こどもに関わる支援者の研修・交流拠点の設置

- ・児童相談所の職員体制を充実するとともに専門性の向上のための人材育成を実施します。また、市町や施設職員に対する研修や組織を超えた交流の場の充実を図ります。

〔主な事業〕 児童相談対応職員資質向上研修事業
こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

介護、障がい、子育て、生活困窮などの支援機関が連携した協働支援体制の構築

- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、属性や世代を問わず対応するため、各分野の支援機関や民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の連携強化などにより、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的支援体制の構築を図ります。
- ・自治会長や民生委員など地域の担い手がつながる協議体の構築や住民の居場所づくりの取組みを行う市町を支援し、こども・子育て世帯を地域コミュニティで支える体制の構築を図ります。

〔主な事業〕 重層的体制支援整備事業

母子保健・児童福祉の一体的相談支援を担う「こども家庭センター」の活用

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を一体的に行うこども家庭センターを全市町に設置し、妊娠期から出産・子育てまで様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。

〔主な事業〕 子ども・子育て支援交付金事業（利用者支援事業）

外国にルーツを持つ児童生徒等に対する生活支援や相談体制の強化

- ・外国人等に寄り添ったワンストップ相談体制を強化し、プッシュ型で外国にルーツを持つ方への支援を行う仕組みを構築します。また、日本語指導が必要な児童・生徒等に対する支援員の配置を支援するとともに、保護者を対象に、日本語教育の啓発や普及を進めます。

〔主な事業〕 ~~新~~外国人総合相談体制強化事業
外国人児童生徒等支援事業

2 安心の子育て環境を確保

○子育てのサポート体制を充実

様々な家庭をきめ細やかに支える子育てサービスの充実（ふく育さん、ふく育タクシー、すみずみ子育てサポート）

- ・「ふく育サービス」（ふく育さん、ふく育タクシー）の利便性向上と利用促進を図るとともに、家事・育児のサポートが必要な時に、子どもの一時預かり・保育所送迎・家事支援のサービスを安心・安価に利用できる「すみずみ子育てサポート事業」の充実を図ります。また、子どもの預かりや送迎を地域内の相互扶助や有償ボランティア等によって補完する仕組みづくりを進めるなど、地域や家庭環境に関わらず、誰もが子育てしやすい環境を整えます。

〔主な事業〕 「ふく育サービス」利用支援事業（再掲）
すみずみ子育てサポート事業

「放課後児童クラブ」の人材確保や事業運営を支援し、安心・安全な活動環境を実現

- ・子どもや保護者の希望に応じ、放課後等に安心・安全に活動できる居場所を確保するため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営支援を行うほか、放課後児童クラブの安定的な人材確保に向けた就職説明会や職場改善のための相談員派遣を実施します。

〔主な事業〕 放課後子どもクラブ応援事業
放課後児童クラブ持続可能な職場づくり対策事業

子ども食堂等と連携したアウトリーチ型の見守り体制の構築

- ・児童等の見守り環境強化のため、子ども食堂や市町、児童家庭支援センター等の連携に向けた研修会・交流会を開催します。

〔主な事業〕 支援対象児童等見守り強化事業

待機児童ゼロを維持するための保育人材確保と教育・保育の質の向上

- ・指定保育士養成施設への入学者増加に向けた支援（成績上位者への授業料減免等）や、保育士試験受験者のための試験対策講座の実施により、新規保育人材の確保に取り組みます。
- ・保育士等の待遇改善（若手保育者への家賃補助等）や、保育士自身の子育てとの両立支援（早番遅番のシフト免除や看護休暇の利用等）を園全体でフォローする体制を整備している施設への応援手当の支給等により、働きやすい職場づくりを推進するとともに、ＩＣＴ等の活用により保育者の業務負担を軽減し、安定的な保育人材の確保を図ります。

〔主な事業〕 指定保育士養成施設における志願者応援事業
◎保育士試験対策事業
保育の職場づくり総合対策事業（ＩＣＴ等活用推進報奨金）

就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園制度の実施

- ・子どもの健やかな育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化するため、現在は保護者の就労などが利用の条件となっている保育所等を、生後6か月から3歳未満のこどもは誰でも時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度を実施します。

〔主な事業〕 ⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどもの豊かな育ちを支える保育者の仕事魅力発信

- ・小学生から高校生、その保護者および潜在保育士に対して、保育の仕事に対するネガティブイメージの払拭や魅力の発信を行い、保育者を目指す者の増加を図ります。

〔主な事業〕 保育士・保育の現場の魅力発信事業

○当事者に確実に届く情報発信

子育て支援策や母子保健等に関する情報の集約・発信アプリなど子育て支援DXの推進

- ・子育て支援サイト「ふく育」等、子育て世帯に身近なツールにおいて、県・各町ごとに分かれている子育てに役立つ情報を一元的に発信する。

〔主な事業〕 「ふく育」応援事業

施策の利用シーンなどを分かりやすく伝える当事者目線での広報展開

- ・県内の子育て世代を対象に、本県の子育て支援策を周知するとともに、若い世代が、こどもを持つことに対して抱く前向きなイメージを醸成するため、マスメディアを活用した広報を実施するほかイベントを実施します。

〔主な事業〕 「ふく育」ブランド定着事業

Ⅱ 「ふく育希望モデル」一人ひとりの夢が叶い、幸せが実感できる社会

1 こども・若者の夢や希望を応援

○人生の希望を叶える社会づくり

自分の将来や生き方を考える機会を広く提供する「ライフデザイン教育」の推進

- ・将来の夢・目標や挑戦したいこと等を記す「夢へのパスポート」の小中高での活用や、ふくいの未来と地域政策を考える「地域デザイン講座」の開催、県内で活躍する地元OB等と交流する機会の充実等により、自らの将来を主体的に選び取っていく姿勢を育みます。

〔主な事業〕 ふくい未来人材育成事業
ふるさと教育推進事業

地域の特性を活かした体験学習や職業教育の充実

- ・地域の人々や企業と協働する地域課題解決型の体験活動・探究学習の推進や、全職業系高校における地域産業・企業を学ぶ県独自の共通科目「ふくいの産業」の実施、地場産食材を活用した食育の推進等により、郷土への理解を深め、愛着や誇りを育みます。

〔主な事業〕 ふくいの食育推進事業
ふるさと教育推進事業（再掲）
ふくいの産業教育推進事業

こども・若者が将来への夢や希望を見いだす活動を応援

- ・こども・子育てに関する自主活動に取り組む団体等への応援金を創設し、こども目線の自主的な挑戦を応援するほか、こども・若者や子育て世代への伴走活動を応援します。

〔主な事業〕 こども・子育て伴走応援事業（再掲）

自己の適正と能力に応じた職業能力開発の機会確保と就労支援

- ・人材確保支援センターにおいて、未就職者等を対象とした適職診断、企業見学、模擬面接を実施します。また、ふくい若者サポートステーションにおいて、若年無業者に対し、就職に向けた相談やカウンセリング、自立支援プログラムを実施します。

〔主な事業〕 人材確保支援センター運営事業
若者無業者（ニート）自立支援事業

若者の恋愛気運の醸成・出会いの機会の拡充

- ・県と市町で組織するふくい結婚応援協議会において、「ふく恋」AIマッチングシステムにより出会いの機会を提供するとともに、交際や結婚を希望する若者の活動を後押しするため、若者とその保護者に向けた恋愛・結婚に関する情報発信、マッチングアプリ運営会社と連携した恋愛気運の醸成や出会いの機会の提供等の取組みを実施します。

〔主な事業〕 ④若者の恋愛活動応援事業
オールふくい連携婚活応援事業

2 こども・子育ての幸せ実感を実現

○「ゆりかごから巣立ちまで」切れ目のない支援の実現

将来の妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）等、こどもを持つことを望む夫婦やカップルの支援

- ・プレ妊活健診の推進や妊娠・出産に関する情報提供の実施、および女性の健康相談窓口を開設します。こどもを持つことを望む夫婦等に不妊検査や治療にかかる費用の一部を助成します。また、感染症に関するパンフレットを学校に配布し、正しい知識の普及啓発を図ります。

〔主な事業〕 ④プレコンセプションケア推進事業
不妊治療費助成等事業
感染症予防対策事業（再掲）

不妊治療支援の継続と市町や関係機関と連携した母子保健の充実

- ・特定不妊治療や一般不妊治療等にかかる費用を助成するとともに、遠方の妊娠婦が総合周産期母子医療センターで出産する必要がある場合に、移動にかかる交通費や宿泊費を助成します。
- ・母子保健事業と周産期医療・小児医療体制との連携を図るとともに、母子の心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業や、乳幼児の健康保持、病気・障がい等の早期対応のための新生児聴覚検査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健診など、月齢・年齢に応じた検査体制の整備・強化により、安全・安心に出産・子育てができる環境を整備します。
- ・リトルベビーハンドブックの作成・配布やドナーミルクの啓発などによる低出生体重児の保護者のサポートや、大切なことを亡くされた保護者へのグリーフケアを進めます。

[主な事業] 不妊治療費助成等事業（再掲）
ハイリスク妊娠交通費等支援事業
産後ケア支援事業

保育料無償化、高校授業料無償化、大学の授業料支援等による“ふく育”応援

- ・第2子以降の保育料無償化および在宅育児応援手当の支給、国における高校授業料無償化や、多子世帯に対する大学等授業料等の無償化などにより子育て世帯への経済的支援を充実します。また、第2子以降の一時預かりや病児保育等に係る利用料の無償化、3～5歳児の第3子以降の副食費の無償化を継続します。

[主な事業] すくすく保育支援事業
ふく育応援プロジェクト
こども医療費助成事業

III 「ふく育共感モデル」子育ての“よろこび”が育まれ、広がっていく社会

1 社会全体でこども・子育て応援社会づくり

○みんなで支えるこども・子育て応援社会づくり

地域の様々な主体が参加する見守りネットワークの構築

- ・児童等の見守り体制強化のため、こども食堂や青少年育成団体、市町との連携を強化するとともに、各小中学校区の見守り隊の活動支援や、地域住民によるドラレコ見守り協力者の活動を推進します。

〔主な事業〕 ~~④~~支援対象児童等見守り強化事業（再掲）

安全で安心な地域社会づくり事業

こども安心見守り推進事業（再掲）

民生委員・児童委員やアクティビシニア層、外国人県民など地域の担い手による活動支援

- ・地域づくりの担い手同士がつながるプラットフォームの構築や地域コミュニティの場を形成する居場所づくりを支援し、分野や制度を超えた地域づくりを推進します。
- ・高齢者を含めた多世代間の活動を応援するとともに、外国人と日本人県民とのコミュニケーションの橋渡しや災害時の自助・共助等の担い手として「ふくい外国人コミュニティリーダー」を認定します。

〔主な事業〕 ~~④~~身近な地域の支え合い推進モデル事業

シニアチャレンジ応援事業

外国人も暮らしやすい環境づくり事業

子育て世帯への相談機能の充実

- ・地域や大型児童館等における子育てマイスター（保育士や保健師など子育てに関する資格を持っている方）の活動を推進します。
- ・地域の子育て支援センター・子育て広場等において、子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育て支援の情報提供を行います。

〔主な事業〕 子育てマイスター地域活動推進事業

時短勤務や男性育休など多様な働き方の拡大を通じた、誰もが仕事と家庭を両立できる社会づくり

- ・男性の育児休業や長期の育児短時間勤務、不妊治療休暇など、仕事と家庭の両立に向けた職場環境整備に取り組む県内企業等に対して奨励金を支給します。また、働き方改革に向けた宣言を行った企業に対する取組みの支援や、労働環境の優良な企業を表彰し横展開を図ります。

〔主な事業〕 男性育休促進企業奨励金事業
「社員ファースト企業」推進事業
㊣短時間正社員等の多様な働き方導入促進事業

女性のキャリアアップと就業を支援

- ・ふくい女性活躍支援センターにて、就職や子育てとの両立に関する相談対応や支援情報の提供を行うとともに、女性の採用・育成・登用を進める企業を支援し、女性が活躍できる働きやすい職場づくりを進めます。

〔主な事業〕 ふくい女性活躍支援センター運営事業
企業の女性活躍推進事業

企業等と行政が連携し、社会全体で子育て世帯を応援する環境づくり

- ・子育て世帯等向けに「ふく育パスポート」を発行し、「ふく育」応援団（子育て世帯等を応援する店舗等）にてサービスが受けられる仕組みづくりを行うとともに、企業や関係団体、子育て当事者等とともに作り上げる子育てイベントを実施し、社会全体で子育て世帯等を応援する環境づくりを進めます。

〔主な事業〕 「ふく育」応援事業（再掲）
「ふく育」ブランド定着事業（再掲）

「こども・若者政策マインド」を県内に広げ、こども・若者目線での政策立案・実行を強化

- ・こども・若者目線の政策立案の進め方や、意見聴取の心がまえ・事例などを紹介する「こども・若者政策マインド」のPR版を製作し、県内市町等に共有することで、こどもの意見聴取とその反映に関する理解を深め、こども・若者の視点や考え方へ寄り添った政策の立案・実行につなげます。

〔主な事業〕 「こども・若者政策マインド」の策定

2 子育てのワクワク感を増大

○家族で子育てを楽しむ風土づくり

こどもたちの健やかな育ちを支える全天候型遊び場等の整備推進

- ・県内17市町と連携し、全天候型遊び場の整備を進めるとともに、公立施設の老朽化した遊び場等の修繕や改修を進め、安全で楽しい子どもの遊び場環境づくりを進めます。また、家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動を推進し、こどもたちの健やかな育ちを応援します。

〔主な事業〕 こどもの遊び場整備事業

総合グリーンセンターの遊具の修繕等

こどもの読書活動推進事業

夫婦や家族で家事・育児を楽しむ「共家事」の普及拡大

- ・夫婦や家族で家事をシェアする共家事に加え、家事の省力化・外部化による「ラク家事」を促進し、自分時間や家族時間など「ゆとり時間」の創出を図ります。

〔主な事業〕 共家事・ラク家事促進によるゆとり時間創出事業

親子のふれあいや親学びを通して家庭の教育力向上を支援

- ・親子で学ぶ道徳講座の実施等により、世代間で意見や考えの共有を図ります。また、家庭教育の理解促進に向けた相談体制や情報発信を強化するとともに、親のまなびあいプログラム「親はぴトーク」の開催推進等、保護者同士が悩みを共有し学び合う機会等を充実し、「こどもとともに成長する楽しさ」を広げます。

〔主な事業〕 道徳教育総合推進事業

家庭の教育力向上事業（再掲）

○楽しさやよろこびが感じられる子育て観の醸成

こども・子育てへの前向きなイメージを醸成するキャンペーンの展開

- ・県内の子育て世代を対象に、本県の子育て支援策を周知するとともに、若い世代が、こどもを持つことに対して、より前向きなイメージを持てるよう、マスメディアやSNS等を活用した広報を実施するほか、こども・子育て応援イベントを実施します。また、移住相談会などの機会を通して、本県の子育て環境の魅力を県外に発信します。

〔主な事業〕 「ふく育」ブランド定着事業（再掲）

市民主体の“ふく育”イベントをつなぐ情報発信の応援

- ・県内の子育て世代を対象に、親子で楽しみながらお役立ち情報が得られるイベントを開催するとともに、市民主体の活動がつながり、活性化されるよう団体の交流会を実施します。また、子育て支援サイト「ふく育」にて県・市町で一体的に子育てに役立つ情報を発信します。

〔主な事業〕 「ふく育」応援事業（再掲）
「ふく育」ブランド定着事業（再掲）

福井県児童科学館等の「ふく育県」シンボルとしてのあり方を検討

- ・児童の健全育成を図るため、児童館・児童センターを活用した遊びの活動等の充実を図るとともに、こうした施設の連携の中心となる大型児童館（福井県児童科学館・こども家族館）の「ふく育県」シンボルとしての魅力向上に向け、夢や希望をデザインするワークショップの開催などを行います。特に、開館30周年（2029年）を迎える福井県児童科学館については、こうした観点から将来的なあり方を議論し、必要な対応策を検討・実施します。

〔主な事業〕 児童館整備事業
児童科学館・こども家族館運営事業

小・中・高校生を対象に乳幼児と触れ合う機会を創出

- ・結婚・子育てに対する具体的なイメージづくりや、保育の仕事への理解を深め、将来の保育人材を確保するため、小・中・高校生に保育所等で乳幼児と触れ合う体験を提供する活動を支援します。

〔主な事業〕 地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業（市町）
保育士・保育の現場の魅力発信事業（再掲）

〔目標〕

◆総合評価

評価項目	現状	目標
ふく育県の評価	72.8% (2023年度)	現状値以上 (2029年度)
将来こどもを持ちたいと考えている県民の割合	40.7% (2023年度)	60.0% (2029年度)

◆個別評価

評価項目	現状	目標
保育所等の待機児童	0人 (2023年度)	0人 (2029年度)
一時預かりの平均利用回数 ※保育園等や放課後児童クラブ利用者を除く対象のこども一人当たり	5.2回 (2023年度)	6.5回 (2029年度)
障害福祉サービス等を利用している医療的ケア児数	91人 (2024年度)	110人 (2029年度)
夕方見守り運動協力店（企業・団体等）	1,684店舗 (2023年度)	2,000店舗 (2029年度)
里親委託率	22.9% (2023年度)	42.0% (2029年度)
「住んでいる地域に自分の居場所がある」と感じている若者の割合	50.8% (2024年度)	65.0% (2029年度)
県・市町の結婚応援事業をきっかけとする婚姻件数	109件 (2023年度)	200件 (2029年度)
産後ケアを受けた人数（延べ）	1,541人日 (2023年度)	3,100人日 (2029年度)
将来の夢や希望（目標）を持っている児童生徒の割合	小学校：85.3% 中学校：68.9% 高校：74.9% (2024年度)	小学校：90.0% 中学校：80.0% 高校：80.0% (2029年度)
男性の育児休業取得率	31.4% (2023年度)	85.0% (2029年度)
「社員ファースト企業」宣言企業数	521社 (2023年度)	1,500社 (2029年度)
乳幼児ふれあい事業の参加人数	3,168人 (2023年度)	5,500人 (2029年度)
子育てに「楽しみや喜び」のイメージを持っている県民の割合	44.2% (2024年度)	60.0% (2029年度)

第8章 計画の推進体制

本計画は、学識経験者や、児童福祉・子育て関係者等で構成する「福井県こども・子育て応援会議」（「福井県 こども応援分科会・子育て応援分科会」を含む）での議論や、令和6年1月に県が行った子育て意識調査、令和6年5月に行なったこども・子育てニーズ調査の結果のほか、こども・若者、子育て当事者との意見交換や、教育機関と連携したアンケートフォームの活用などを通じて、幅広い県民の方々からの意見や提案を基に策定したものです。

本計画を実行性のあるものとするため、以下のとおり関係機関などと連携し、本計画にかかる施策の進捗状況の把握や進行管理、各機関との連絡調整・情報の共有などを行います。

1 総合的な推進体制

- ・地域の子育て支援、幼児教育・保育、青少年育成、企業、労働など様々な分野の関係者で構成する推進会議を設置し、県・市町をはじめ、民間の関係機関・団体等の結婚・子育て応援の積極的な実践を促すとともに、その進捗状況を評価し計画を着実に推進します。
- ・また、進捗状況の評価・管理に伴う会議資料は本計画の一部とすることとします。

2 市町、関係団体などとの協力・連携

- ・市町のこども・子育て施策関係課等との意見交換などを通じて、市町との一層の連携強化を図ります。

福井県こども・子育て応援会議 委員等名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	団体名	備考
石川 昭義	仁愛大学 副学長 人間生活学部子ども教育学科 教授	委員長
大野 三和	地域の縁結びさん	
改藤 修	一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 会長	
芝 美代子	NPO法人わくわくくらぶ 理事長	
館 直宏	NPO法人おっとふあーざー 代表理事	
玉前 晃	福井県民間保育連盟 会長	
田村 洋子	公益財団法人 青少年育成福井県民会議 会長	
徳本 達之	福井県私立幼稚園・認定こども園協会 会長	委員長代理
中森 一郎	福井大学大学院 教授	
野尻 知子	ふくい移住センター	
野尻 富美	越前市「みんなの食堂」実行委員会 代表	
橋本 幸代	福井県済生会乳児院 院長	
平谷 美智夫	平谷こども発達クリニック 院長	
山埜 浩嗣	福井県経営者協会 専務理事	
山口 慎太郎	東京大学大学院 経済学研究科 教授	アドバイザー

オブザーバー：福井市、高浜町

(委員14名、アドバイザー1名)

福井県 こども応援分科会・子育て応援分科会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

(こども応援分科会)

氏名	団体名
敷田万里子	NPO法人 親子関係支援センター やまりす 理事長
竹内恵美子	小学校長会（福井市啓蒙小学校 校長）
竹内英俊	高校校長会（福井県立武生高校 校長）
田邊みちよ	重症心身障がい児者 福祉サービス事業所 はあもにい 施設長
牧田菊子	中学校長会（福井市清水中学校 校長）
山本道次	社会福祉法人 白梅学園 園長

(子育て応援分科会)

氏名	団体名
浅見由紀	ふくい女性ネット NEXT 会長
石川舞	保護者
江守直美	公益社団法人 福井県看護協会 会長
奥井麻結	株式会社 P u R e M a 代表取締役社長
北川浩文	株式会社 日本エー・エム・シー 代表取締役
藤井浩之	日本労働組合総連合会男女共同参画推進委員会

福井県こども・子育て応援計画 策定経過

日 程	内 容
令和6年 6月12日	第1回福井県こども・子育て応援会議 福井県子ども・子育て支援計画の進捗状況 福井県こども・子育て応援計画の策定について こども・若者への意見聴取の取組みについて
6月27日	第1回市町担当課長会議
7月30日	第1回こども応援分科会 こどもたちが安心して安全に暮らせる社会とは こどもたちが豊かに、健やかに成長できる社会とは
8月19日	第1回子育て応援分科会 こどもも親も、双方が幸せな社会とは 子育てを地域全体で担い、楽しむ社会とは
9月25日	第2回こども応援分科会 こども・若者の意見聴取（中間とりまとめ）について これまでの議論の深堀について
10月16日	第2回子育て応援分科会 こども・若者の意見聴取（中間とりまとめ）について これまでの議論の深堀について
11月 1日	第2回市町担当課長会議
11月20日	第2回福井県こども・子育て応援会議 福井県こども・子育て応援計画の骨子案について
令和7年 1月29日	第3回福井県こども・子育て応援会議 福井県こども・子育て応援計画案について
2月17日 ～ 3月10日	パブリック・コメントによる意見募集
3月31日	計画策定

※その他、こども・若者からの意見聴取や子育て当事者との意見交換を実施（第4章参照）

第9章 幼児教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育の提供

(1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第62条第2項第1項の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定する必要があります。

この県設定区域において、教育・保育施設の認可、認定の際に需給調整の必要性を判断します。

○区域設定の内容

区域の設定に当たっては、現状において市町ごとに保育ニーズに対応し需給バランスを確保しており、保育所利用のほとんどが市町域内となっていることから、県設定区域を各市町単位とし県内17区域とします。

ただし、各市町の区域を超えた広域利用の実態を考慮した広域調整が必要となります。

福井地区（福井市）、敦賀地区（敦賀市）、小浜地区（小浜市）、
大野地区（大野市）、勝山地区（勝山市）、鯖江地区（鯖江市）、
あわら地区（あわら市）、越前市地区（越前市）、坂井地区（坂井市）、
永平寺地区（永平寺町）、池田地区（池田町）、南越前地区（南越前町）、
越前町地区（越前町）、美浜地区（美浜町）、高浜地区（高浜町）、
おおい地区（おおい町）、若狭地区（若狭町）

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

別表「教育・保育の量の見込みおよび提供量」のとおり、各年度における量の見込みについては、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計しており、保育の必要性に応じた各認定区分の必要利用定員数となります。

また、提供量については、市町が定める教育・保育施設等の利用定員を積み上げた供給量となります。

県全体では、今後、子どもの数の減少もあり、計画期間内において全体的な保育需要の高まりはみられません。しかし、低年齢児の保育需要は高く、各市町において保育需要が異なり、人口減少を含めた地域の課題に応じた提供量を確保する必要があります。認定こども園の活用や保育者確保などを行い、待機児童ゼロを維持します。

(3) 認可・認定の需給調整

① 基本的な考え方

教育・保育施設の認可・認定に当たっては、認定区分ごとに県設定区域内の教育・保育施設の利用定員総数が計画に定める量の見込みにすでに達しているか、またはこれを上回る場合、需給調整を実施し、必要量に応じた利用定員の設定を指導します。

② 幼稚園、保育所から認定こども園へ移行する場合

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、国の基本指針においてその普及に取り組むことが望ましいとされており、保育所や幼稚園が認定こども園に移行する際の需給調整についての特例が設けられています。

特例では、認定こども園へ移行を希望する保育所・幼稚園があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定することができるよう、「量の見込み」を上回って認可・認定を行う「数」を県支援計画に定めることとされています。県支援計画で定める「数」は既存施設の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定することとされていますが、本県では、認定こども園への移行について未定としている施設もあることから、具体的な数は定めず、供給量が需要量を上回る場合においても、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

認定区分	内容	利用施設
1号	満3歳以上の教育を希望する就学前児童	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園 ※2号認定のうち教育利用希望は幼稚園利用あり
3号	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業

教育・保育の量の見込みおよび提供量

1,000 000 000 2,000 000 000 3,000 000 000 4,000 000 000 5,000 000 000 6,000 000 000 7,000 000 000 8,000 000 000 9,000 000 000 10,000 000 000

▲)については、設備運営基準を満たした上で定員の弾力化により定員を超えて受け入れる予定。

教育・保育の量の見込みおよび提供量

		R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度							
		1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計		
量の見込み(人)【A】	29	647	340	110	1,126	33	600	0	600	295	101	1,029	33	592	285	102	1,012	30	538	302	102	972	29	520	299	102	950	28	49	297	103	927	
提供量(人)【B】	32	647	340	110	1,129	33	600	0	600	295	101	1,029	33	592	285	102	1,012	30	538	302	102	972	29	520	299	102	950	28	49	297	103	927	
特定教育・保育施設	32	639	314	95	1,080	33	593	272	87	985	33	585	263	88	969	30	531	279	88	928	29	514	276	88	907	28	493	274	89	884			
特定地域型保育事業	8	26	15	49	7	23	14	44	7	22	14	43	7	23	14	44	7	23	14	44	6	23	14	43	6	23	14	43	0	0			
上記以外				0					0				0			0			0			0		0			0		0	0	0		
【B】-【A】	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
保育(教育希望)を1号設定				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		R6年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度							
		1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計		
量の見込み(人)【A】	33	537	315	105	980	28	0	489	261	94	872	23	486	246	91	846	18	426	248	88	780	13	0	406	240	86	745	8	0	387	235	83	713
提供量(人)【B】	33	537	315	105	980	28	0	489	270	95	925	70	490	250	95	905	70	430	250	90	840	70	410	240	90	810	70	390	240	85	785		
特定教育・保育施設	33	534	312	105	984	70	487	270	95	922	70	488	250	95	903	70	425	248	90	833	70	407	240	90	807	70	388	240	85	783			
特定地域型保育事業	3	3	3	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上記以外				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
【B】-【A】	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
保育(教育希望)を1号設定				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度							
		1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計		
量の見込み(人)【A】	21	369	221	86	697	23	15	349	222	73	682	22	355	218	72	667	22	345	214	70	651	21	335	207	69	632	20	13	324	203	67	614	
提供量(人)【B】	89	409	229	77	804	89	375	210	70	744	49	375	210	70	704	46	369	201	65	681	46	369	201	65	681	46	369	201	65	681			
特定教育・保育施設	89	409	229	77	804	89	375	210	70	744	49	375	210	70	704	46	369	201	65	681	46	369	201	65	681	46	369	201	65	681			
特定地域型保育事業				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
上記以外				0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
【B】-【A】	68	40	8	▲9	107	66	11	▲12	▲3	62	27	20	▲8	▲2	37	24	▲13	▲5	30	25	34	▲6	▲4	49	26	45	▲2	▲2	67				
保育(教育希望)を1号設定				51	11	62	12	25	37	10	20	30	11	38	33	49	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

※唯保育事業の不足分(日)=[A]-[B]については、設備運営基準を満たした上で定員の満力化により定員を超えて受け入れる予定。

教育・保育の量の見込みおよび提供量

		R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度					
		1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計				
量の見込み(人)【A】	168	1,597	854	229	2,648	100	66	1,398	855	215	2,634	95	62	1,313	858	210	2,538	95	62	1,307	839	206	2,509	91	58	1,241	1,299	849	201	2,410	90	58	1,234	799	196	2,377	
提供量(人)【B】	587	1,701	796	229	3,313	498	1,623	855	224	3,200	433	1,623	858	230	3,144	433	1,623	839	230	3,125	283	1,622	826	236	2,967	292	1,622	818	236	2,968	2,968	2,968	0	0	0		
特定教育・保育施設	432	1,701	796	229	3,158	438	1,623	855	224	3,140	373	1,623	858	230	3,084	373	1,623	839	230	3,065	223	1,622	826	236	2,907	232	1,622	818	236	2,908	2,908	2,908	0	0	0		
特定地域型保育事業					0				0			0			0			0			0			0			0			0		0	0	0	0		
上記以外	155				155	60			60		60		60		60		60		60		60		60		60		60		60		60		60		60		
【B】-【A】	419	104	▲ 58	0	465	396	159	0	9	566	333	0	20	606	338	246	0	24	616	192	323	7	35	557	202	330	19	40	591	591	591	447	447	447			
※確保方策の不足分(【B】-【A】=▲)については、設備運営基準を満たした上で定員の彈力化により定員を超えて受け入れる予定。 ※新規開設を予定					332		234		566		276		330		606		276		340		616		134		423		557		144		144		144				

		R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度					
		1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計				
量の見込み(人)【A】	24	510	271	96	901	16	0	454	259	89	818	13	445	243	87	788	11	0	418	259	86	774	9	0	410	236	85	760	7	0	392	253	83	735			
提供量(人)【B】	25	511	271	96	903	20	470	260	90	840	15	450	260	90	815	15	430	260	90	795	10	410	250	90	770	10	400	255	85	750	750	750	750				
特定教育・保育施設	25	510	271	96	902	20	469	260	90	839	15	449	260	90	814	15	429	260	90	794	10	409	260	90	769	10	399	255	85	749	749	749	749				
特定地域型保育事業					0				0			0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	
上記以外	1	1	0	0	2	4	16	1	1	22	2	5	17	3	27	4	12	1	4	21	1	0	4	5	10	3	8	2	2	15	15	15	15				
【B】-【A】	1	1	0	0	2	4	18	1	22	2	2	25	27	4	27	4	17	4	12	21	1	0	9	10	3	12	8	4	12	12	12	15					
※確保方策の不足分(【B】-【A】=▲)については、設備運営基準を満たした上で定員の弾力化により定員を超えて受け入れる予定。 ※新規開設を予定					4		18		22		2		25		27		4		17		4		1		9		10		3		12		12		15		

		R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度												
		1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計	1号	2号	3号 (1・2歳)	合計											
量の見込み(人)【A】	318	1,570	944	226	3,058	301	0	1,525	944	334	3,104	296	1,514	903	329	3,042	285	0	1,451	888	322	2,946	277	1,404	872	316	2,869	268	0	1,358	856	311	2,793											
提供量(人)【B】	829	1,597	963	318	3,707	735	1,561	945	311	3,592	735	1,561	945	311	3,552	645	1,546	945	311	3,447	645	1,546	945	311	3,447	645	1,546	945	311	3,447	645	1,546	945	311	3,447									
特定教育・保育施設	823	1,597	948	305	3,673	735	1,561	917	297	3,510	645	1,561	917	297	3,510	645	1,546	917	297	3,405	645	1,546	917	297	3,405	645	1,546	917	297	3,405	645	1,546	917	297	3,405									
特定地域型保育事業				8	4	12		8	4	12		8	4	12		8	4	12		8	4	12		8	4	12		8	4	12		8	4	12										
上記以外	6		7	9	22																																							
【B】-【A】	511	271	19	92	649	434	36	1	▲ 23	448	439	47	42	18	510	360	95	57	▲ 11	501	368	142	73	▲ 5	573	377	188	89	0	654	654	654	277	277	277									
※確保方策の不足分(【B】-【A】=▲)については、設備運営基準を満たした上で定員の弾力化により定員を超えて受け入れる予定。 ※新規開設を予定																																												

教育・保育の量の見込みおよび提供量

坂井市	R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度								
	1号			2号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号								
	合計	3号 (1・2歳) 0歳	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳) 以外	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計								
量の見込み(人)【A】	173	1,822	1,041	335	3,371	133	1,758	1,052	348	3,291	128	1,24	1,063	347	3,241	130	1,25	1,590	1,035	344	3,224	124	1,20	1,632	1,024	343	3,143	123	1,20	1,642	1,014	341	3,120						
提供量(人)【B】	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698	163	2,172	1,058	305	3,698				
特定教育・保育施設																																							
特定地域型保育事業																																							
上記以外																																							
【B】-【A】		▲ 10	350	17	▲ 30	327	30	414	6	▲ 43	407	35	469	5	▲ 42	457	33	457	35	▲ 39	474	23	▲ 39	457	35	▲ 39	474	23	▲ 39	457	35	▲ 39	474	23	▲ 39	457	35	▲ 36	578
保育(教育希望)を1号指定																																							

*確保方法の不足分(【B】-【A】)=▲については、設備運営基準を満たした上で定員の弾力化により定員を超えて受け入れられる予定。

永平寺町	R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度					
	1号			2号			2号			1号			2号			2号			1号			2号			1号			2号			1号					
	合計	3号 (1・2歳) 0歳	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳) 以外	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計					
量の見込み(人)【A】	27	346	271	0	644	13	361	0	183	55	612	10	365	0	195	55	625	10	347	0	202	55	614	10	329	0	199	55	593	10	319	0	197	55	581	
提供量(人)【B】	31	356	276	1	664	14	368	14	190	56	628	11	371	203	56	641	11	353	210	56	630	11	335	207	56	609	11	311	0	325	205	56	597			
特定教育・保育施設	30	354	276	1	661	14	368	14	188	56	626	11	371	200	56	638	11	353	207	56	627	11	335	204	56	606	11	311	0	325	202	56	594			
特定地域型保育事業	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
上記以外																																				
【B】-【A】		4	10	5	1	20	1	7	1	16	1	6	8	1	16	1	6	8	1	16	1	6	8	1	16	1	6	8	1	16	1	6	8	1	16	
保育(教育希望)を1号指定																																				

池田町	R5年度(実績)						R7年度						R8年度						R9年度						R10年度						R11年度					
	1号			2号			2号			1号			2号			2号			1号			2号			1号			2号			1号					
	合計	3号 (1・2歳) 0歳	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳) 以外	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計	1号	3号 (1・2歳)	合計					
量の見込み(人)【A】	0	23	24	5	52	1	32	15	5	53	1	0	32	15	5	53	1	0	27	16	5	49	0	24	18	6	48	0	25	19	6	50				
提供量(人)【B】	10	45	22	3	80	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22			
特定教育・保育施設	10	45	22	3	80	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22	6	70	6	36	22			
特定地域型保育事業																																				
上記以外																																				
【B】-【A】		10	22	▲ 2	28	5	4	7	1	17	5	4	7	1	17	5	4	7	1	17	5	4	7	1	17	5	4	7	1	17	5	4	7	1	17	
保育(教育希望)を1号指定																																				

教育・保育の量の見込みおよび提供量

R5年度(実績)										R6年度										R7年度										R8年度										R9年度										R10年度										R11年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
南越前町					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計					1号					2号					3号 (1・2歳)					合計	

「アーティストで有名な強カナヘイトが、昌本を紹介してもらいました。」

「アーティストで有名な強カナヘイトが、昌本を紹介してもらいました。」
（写真左から）左：アーティストの木下信也、右：アーティストの木下信也

1

教育・保育の量の見込みおよび提供量

【別表：教育・保育の量の見込みおよび提供量の見方】

		〇〇年度				
		1号	2号 教育利用希望 以外	3号 (1・2歳)	3号 (0歳)	合計
量の見込み(人)			16,582	8,535	2,164	30,887
提供量(人)		3,606	1,695	14,887		
【A】	【B】	6,594	16,621	8,762	1,660	33,637
特定教育・保育施設		6,594	16,603	8,714	1,648	33,559
特定地域型保育事業	0	0	18	48	12	78
上記以外	0	0	0	0	0	0
〔B〕-〔A〕		2,988	39	227	▲ 504	2,750
保育(教育希望)を1号認定		1,293		1,457		2,750

「県全体の量の見込み」
各市町内の「市町内の子ども」の合計

「上記以外」
確認を受けない幼稚園、
企業主導型保育施設の地域枠

① 3歳以上児について教育の量の
見込み(1号の需要)が提供量を下回る。

② 0歳児において保育の量の
見込み(需要)が提供量を上回る。

③ 保育の必要性があつても教育利用希望が
ある場合、1号認定の枠で受け入れ、その
定員枠を利用することにより、受け入れ可。
 $6,594 - (3,606 + 1,695) = 1,293$ 人

④ 保育の必要性があるが教育利用希望が
利用し、残りの2・3号認定の保育需要量を2・3号定
枠の中で受け入れることにより、受け入れ可。
 $(16,621 + 8,762 + 1,660) - (14,887 + 8,535 + 2,164) = 1,457$ 人

(4) 教育・保育の一体的提供とその推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況によらず、地域のこどもを受け入れることができる施設であることから、既存の保育所、幼稚園から認定こども園への移行希望などを踏まえ、認可に向けた助言や施設運営などへ必要な支援を行います。

(県内の認定こども園設置数の推移（見込）)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
認定こども園 設置数	160	160	164	165	165

(5) 教育・保育の人材確保と資質向上

(県内保育所等で働く保育士・保育教諭数と勤務形態) (年度)



県内の保育所等で働く保育士・保育教諭数は、近年 5,000 人程度で推移しています。入所児童数は年々減少していますが、入所児童に対する気になる子の占める割合が増加しており、その対応のために保育者の配置が必要であるほか、令和 6 年度に 7 年ぶりの配置基準改正（〈3歳児〉20:1→15:1、〈4・5歳児〉30:1→25:1）が行われ、さらに令和 7 年度からは、1歳児の職員配置を 6:1 から 5:1 以上に改善した場合に、加算措置が行われる予定であるため、さらなる保育者の確保が必要となってきます。

また、こども誰でも通園制度について、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として各市町の判断で実施され、令和8年度から新たな通園給付として全市町で実施されるため、新たな保育士の確保が必要となる場合もあり、子どもの数が減っても保育者の必要数は、今後数年間変わらないものと考えています。

専門性や経験を積んだ職員による質の高い教育・保育を行うためには、安定的な人材の確保と定着が必要です。県としては、指定保育士養成施設が行う入学者増のための取組みへの支援や就学資金貸付により新規保育者の確保を強化し、現職保育士の離職防止に向け、職員給与や職員配置の改善を実施するほか、就職相談やマッチングにより潜在保育士の活用を進めます。

また、幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要があり、併有を促進するための特例制度について周知し、令和12年3月までの特例期間内の取得を促進します。

保育士等の専門性を高め保育の質の向上を図るため、幼児教育から小学校への接続や保護者支援など保育の課題に対応した研修や保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、県社会福祉協議会において主任保育士やリーダー職員対象の階層別研修を実施します。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な推進

市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、是正指導等を行うなど市町との連携を進めます。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容)

項目		2023 年度 (令和 5 年度) (実績)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
放課後 児童 クラブ	量の見込み（人）	11,077	11,816	11,587	11,239	11,135	10,871
	提供量の見込み（人）	11,565	12,797	12,711	12,659	12,573	12,522
延長保育 事業	量の見込み（人）	5,869	6,153	5,997	5,887	5,746	5,634
	確保内容（人）	5,909	6,153	6,010	5,906	5,771	5,671
子育て 支援短期 事業	量の見込み（人日）	1,167	1,405	1,365	1,348	1,315	1,297
	確保 内 容	ショートステイ (人日)	1,795	1,961	1,934	1,927	1,909
		トワイライトステイ (人日)	31	97	97	96	93
		計	1,826	2,058	2,031	2,023	2,002
一時 預かり 事業	量の見込み（人日）	64,552	67,595	66,858	65,321	63,895	62,883
	確保内容（人日）	106,217	109,769	108,976	108,531	107,727	107,249
病児・ 病後児 保育事業	量の見込み（人日）	11,718	14,340	14,064	13,822	13,499	13,225
	確保内容（人日）	19,215	21,963	21,852	21,708	21,572	24,179
地域 子育て 支援拠点 事業	量の見込み（人回）	270,812	280,496	277,337	276,499	271,540	267,912
	確保内容（か所）	57	58	58	58	58	58
産後ケア 事業	量の見込み（人日）	-	3,177	3,169	3,523	3,543	3,589
	確保内容（人日）	-	3,115	3,124	3,481	3,504	3,553
子育て 世帯訪問 支援事業	量の見込み（人）	-	424	429	431	428	428
	確保内容（人）	-	350	380	395	401	406
児童育成 支援拠点 事業	量の見込み（人）	-	127	163	163	163	163
	確保内容（人）	-	60	69	76	83	83
乳児等 通園支援 事業	量の見込み（人）	-	463	602	594	588	579
	確保内容（人）	-	240	377	376	375	376

市町では、市町子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、これに対応する確保の内容、実施時期を設定しており、県は、市町計画に従って各事業の実施が図られるよう支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業のうち、①放課後児童クラブ、②延長保育事業、③子育て短期支援事業(ショートステイ)、④一時預かり事業、⑤病児・病後児保育事業、⑥地域子育て支援拠点事業、⑦産後ケア事業、⑧子育て世帯訪問支援事業、⑨児童育成支援事業、⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、県全体の量の見込みと確保内容を集計しています。特に、放課後児童クラブについては、小学校6年生までの児童の利用希望に応じた受け入れができるよう定員の確保を図り、就学前児童から小学生まで切れ目ない支援を実施します。

(放課後児童クラブの量の見込みおよび提供量)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
福井市	量の見込み（人） 【A】		3,488	3,418	3,271	3,209	3,155
		1年生	1,234	1,179	1,119	1,136	1,101
		2年生	1,128	1,143	1,074	1,033	1,047
		3年生	802	783	791	754	723
		4年生	228	225	201	205	203
		5年生	68	64	65	58	61
		6年生	28	24	21	23	20
	提供量の見込み（人）【B】		3,806	3,806	3,836	3,836	3,836
【B】 - 【A】			318	388	565	627	681
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
敦賀市	量の見込み（人） 【A】		878	831	782	763	731
		1年生	255	260	244	254	231
		2年生	257	213	217	204	212
		3年生	198	191	158	162	151
		4年生	115	115	110	91	93
		5年生	39	40	40	39	32
		6年生	14	12	13	13	12
	提供量の見込み（人）【B】		1,098	1,098	1,098	1,098	1,098
【B】 - 【A】			220	267	316	335	367
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
小浜市	量の見込み（人） 【A】		411	418	431	438	446
		1年生	115	114	122	115	118
		2年生	116	108	108	118	112
		3年生	84	100	93	94	103
		4年生	59	55	68	66	68
		5年生	28	30	28	34	32
		6年生	9	11	12	11	13
	提供量の見込み（人）【B】		407	407	407	407	407
【B】 - 【A】			▲ 4	▲ 11	▲ 24	▲ 31	▲ 39
提供量の不足分に係る対応		定員を超える利用（長期休暇）については、学校の空き教室を利用するなどし、一時的に定員を増やして対応する。					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
大野市	量の見込み（人） 【A】	269	244	243	232	218	
		1年生	96	82	101	83	
		2年生	93	80	67	83	
		3年生	48	51	43	37	
		4年生	25	24	25	22	
		5年生	6	6	6	6	
		6年生	1	1	1	1	
提供量の見込み（人）【B】		269	244	243	232	218	
【B】 - 【A】		0	0	0	0	0	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
勝山市	量の見込み（人） 【A】	585	564	543	522	502	
		1年生	140	135	129	123	
		2年生	125	120	115	111	
		3年生	115	110	106	101	
		4年生	85	82	79	77	
		5年生	73	71	69	67	
		6年生	47	46	45	43	
提供量の見込み（人）【B】		585	564	543	522	502	
【B】 - 【A】		0	0	0	0	0	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
鯖江市	量の見込み（人） 【A】	1,035	1,000	944	928	877	
		1年生	355	344	296	332	
		2年生	329	337	326	281	
		3年生	269	255	261	253	
		4年生	51	52	49	50	
		5年生	23	4	4	4	
		6年生	8	8	8	8	
提供量の見込み（人）【B】		1,035	1,000	1,000	1,000	1,000	
【B】 - 【A】		0	0	56	72	123	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
あわら市	量の見込み（人） 【A】		488	482	458	444	438
		1年生	134	135	120	120	127
		2年生	106	106	106	95	94
		3年生	101	91	90	91	81
		4年生	75	77	69	69	69
		5年生	53	52	53	48	48
		6年生	19	21	20	21	19
	提供量の見込み（人）【B】		500	500	500	450	450
【B】 - 【A】			12	12	42	6	12
提供量の不足分に係る対応		一部クラブの拡張を検討。					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
越前市	量の見込み（人） 【A】		1,151	1,185	1,213	1,204	1,179
		1年生	421	389	406	386	380
		2年生	348	391	357	376	356
		3年生	256	261	294	264	280
		4年生	92	105	106	125	102
		5年生	27	31	42	38	50
		6年生	7	8	8	15	11
	提供量の見込み（人）【B】		1,203	1,203	1,203	1,203	1,203
【B】 - 【A】			52	18	▲ 10	▲ 1	24
提供量の不足分に係る対応		定員の不足が予測される区域については、児童クラブの増設等を検討。					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
坂井市	量の見込み（人） 【A】		2,035	2,019	1,947	1,990	1,955
		1年生	490	489	448	502	448
		2年生	516	514	517	486	542
		3年生	479	440	448	443	416
		4年生	327	328	294	306	300
		5年生	154	177	173	172	181
		6年生	69	71	67	81	68
	提供量の見込み（人）【B】		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
【B】 - 【A】			165	181	253	210	245
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
永平寺町	量の見込み（人） 【A】		318	317	321	333	335
		1年生	82	83	85	92	85
		2年生	77	77	77	80	86
		3年生	64	63	64	64	66
		4年生	39	44	44	44	45
		5年生	34	30	34	33	33
		6年生	22	20	17	20	20
	提供量の見込み（人）【B】		400	400	400	400	400
【B】 - 【A】			82	83	79	67	65
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
池田町	量の見込み（人） 【A】		29	28	28	31	28
		1年生	5	5	8	8	5
		2年生	4	5	5	9	5
		3年生	10	4	5	5	8
		4年生	4	8	3	4	6
		5年生	5	3	5	2	3
		6年生	1	3	2	3	1
	提供量の見込み（人）【B】		29	28	28	31	28
【B】 - 【A】			0	0	0	0	0
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
南越前町	量の見込み（人） 【A】		246	229	215	210	191
		1年生	53	43	48	48	35
		2年生	51	54	43	49	49
		3年生	51	40	43	34	39
		4年生	40	44	34	36	29
		5年生	28	25	27	21	22
		6年生	23	23	20	22	17
	提供量の見込み（人）【B】		360	360	300	300	300
【B】 - 【A】			114	131	85	90	109
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
越前町	量の見込み（人） 【A】		274	250	243	240	
		1年生	85	80	80	80	
		2年生	63	75	71	71	
		3年生	68	45	54	51	
		4年生	32	30	20	24	
		5年生	16	13	12	8	
		6年生	10	7	6	4	
提供量の見込み（人）【B】		295	295	295	295	295	
【B】 - 【A】		21	45	52	55	56	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
美浜町	量の見込み（人） 【A】		171	174	177	184	
		1年生	39	39	39	41	
		2年生	41	41	41	41	
		3年生	34	34	34	36	
		4年生	21	22	23	24	
		5年生	20	21	22	23	
		6年生	16	17	18	19	
提供量の見込み（人）【B】		171	174	177	184	187	
【B】 - 【A】		0	0	0	0	0	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
高浜町	量の見込み（人） 【A】		164	161	159	157	
		1年生	60	54	52	54	
		2年生	48	47	42	41	
		3年生	23	30	29	26	
		4年生	23	20	26	25	
		5年生	5	6	5	7	
		6年生	5	4	5	4	
提供量の見込み（人）【B】		165	165	165	165	165	
【B】 - 【A】		1	4	6	8	8	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
おおい町	量の見込み（人） 【A】		179	173	171	161	
		1年生	50	46	52	45	
		2年生	54	44	39	45	
		3年生	40	49	40	36	
		4年生	24	23	29	23	
		5年生	7	8	8	9	
		6年生	4	3	3	3	
提供量の見込み（人）【B】		179	173	171	161	148	
【B】 - 【A】		0	0	0	0	0	
提供量の不足分に係る対応							

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
若狭町	量の見込み（人） 【A】		95	94	93	89	
		1年生	34	29	29	27	
		2年生	29	31	26	26	
		3年生	19	22	24	20	
		4年生	8	8	10	11	
		5年生	3	3	3	4	
		6年生	2	1	1	1	
提供量の見込み（人）【B】		95	94	93	89	85	
【B】 - 【A】		0	0	0	0	0	
提供量の不足分に係る対応							

(産後ケア事業の量の見込みおよび確保方策)

福井市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	282	287	587	598	608
確保方策（延べ人数）	282	287	587	598	608
敦賀市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	730	714	702	696	694
確保方策（延べ人数）	730	714	702	696	694
小浜市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	154	151	148	146	144
確保方策（延べ人数）	154	151	148	146	144
大野市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	234	225	222	219	210
確保方策（延べ人数）	234	225	222	219	210
勝山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	130	129	133	136	140
確保方策（延べ人数）	130	129	133	136	140
鯖江市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	300	300	300	300	300
確保方策（延べ人数）	300	300	300	300	300
あわら市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	117	117	164	164	180
確保方策（延べ人数）	117	117	164	164	180
越前市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	68	67	66	64	64
確保方策（延べ人数）	68	71	72	74	76
坂井市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	490	508	538	558	588
確保方策（延べ人数）	490	508	538	558	588
永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	30	30	30	30	30
確保方策（延べ人数）	30	30	30	30	30
池田町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	84	84	84	84	84
確保方策（延べ人数）	21	35	35	35	35

南越前町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	110	108	101	101	101
確保方策（延べ人数）	110	108	101	101	101
越前町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	99	99	99	99	99
確保方策（延べ人数）	99	99	99	99	99
美浜町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	13	13	13	12	12
確保方策（延べ人数）	13	13	13	12	12
高浜町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	193	193	193	193	193
確保方策（延べ人数）	193	193	193	193	193
おおい町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	8	8	8	7	7
確保方策（延べ人数）	8	8	8	7	7
若狭町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	136	136	136	136	136
確保方策（延べ人数）	136	136	136	136	136

資料編

参考資料1 福井県こども応援分科会・子育て応援分科会での意見を見る化したグラフィックレコード（作 岩崎かおり）

第2回 こども応援分科会

9/25 @ヨリバカフェ



(1) 石原 081

第2回 子育て応援分科会

10/16 @ヨリバカフェ



(2) 石原 081

参考資料2 福井県子育て意識調査（令和5年度）の結果概要

福井県子育て意識調査概要

福井県子育て意識調査

■ 目的 現在行っている少子化・子育て支援策に対する県民の評価を調査することで、長期的な視点での政策評価を行う
また、合計特殊出生率が全国地に比べて高い2つの県（島根県、宮崎県）や低い2つの県（秋田県、奈良県）との比較により、本県の独自性や相違点を把握する
※本調査の集計にあたっては、山口慎太郎氏（東京大学経済学部教授）、茂木良平氏（ポンペウ・ファブラ大学政治社会科学院研究員、南デンマーク大学人口学センター助教）からご意見をいただいている。

■ 対象 令和5年11月1日現在、20～40代の男女
福井県在住 4,000人
秋田県在住 750人、奈良県在住 750人
島根県在住 750人、宮崎県在住 750人

■ 期間 令和5年11月～令和6年1月

■ 有効回答数

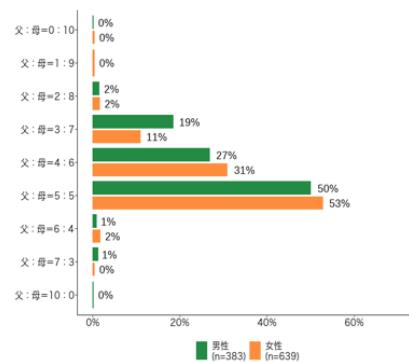
調査対象	調査数	回答数	回答率
福井県	4,000	1,606	40.2%
秋田県	750	203	27.1%
奈良県	750	171	22.8%
島根県	750	198	26.4%
宮崎県	750	160	21.3%

家事育児の分担

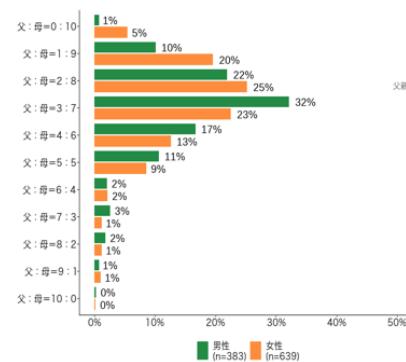
福井県子育て意識調査

- 5割以上の人人が平等(5:5)な家事育児分担を理想としているが、実際は、女性のほうが負担が多いケースが8割以上。(5:5を実現できているケースは約1割)
- 理想の家事育児分担を実現するには、労働環境の整備と職場の理解促進が必要不可欠。

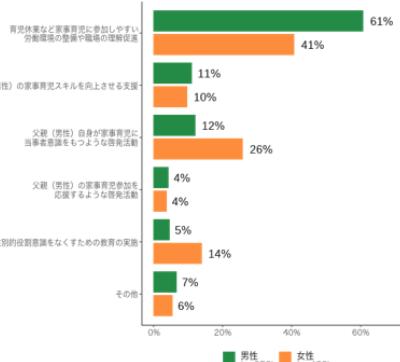
問【配偶者がいると回答した方】父親と母親の家事育児への理想的な関わり具合



問【配偶者がいると回答した方】父親と母親の家事育児への実際の関わり具合



問【父親の実際の関わり具合が理想の関わり具合より低い方】理想的な家事育児の関わり具合を実現するために必要だとと思うこと



理想の子の数の実現に向けて希望すること

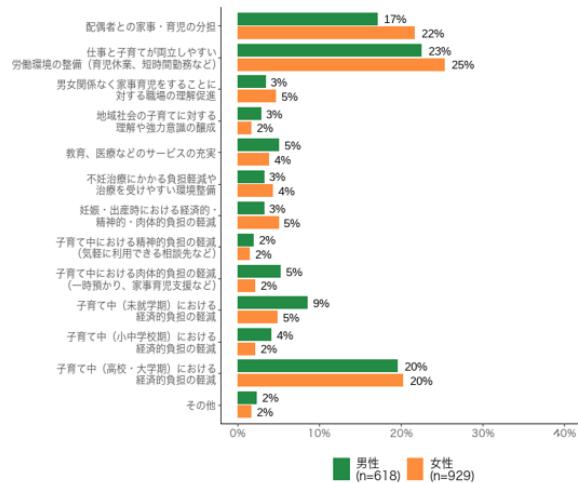
福井県子育て意識調査

- 現在子どもを既に持つており、「もう1人子どもを持ちたいと考えている」人は3割以上
- 理想の子の数の実現に向けて、**仕事と子育てを両立しやすい環境や家事・育児の適切な分担**を求める意見が多い。(特に女性にその意見が多い。)

問 今後3年以内に子どもを持ちたいと考えているか(すでに子さんがいる方はもう1人持ちたいと考えているか)



問 理想とする子どもの数を実現するために必要だと思うこと(1位)

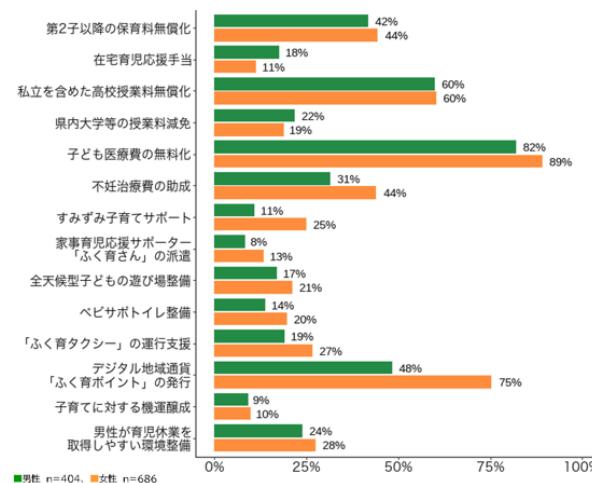


県の施策の認知度と評価

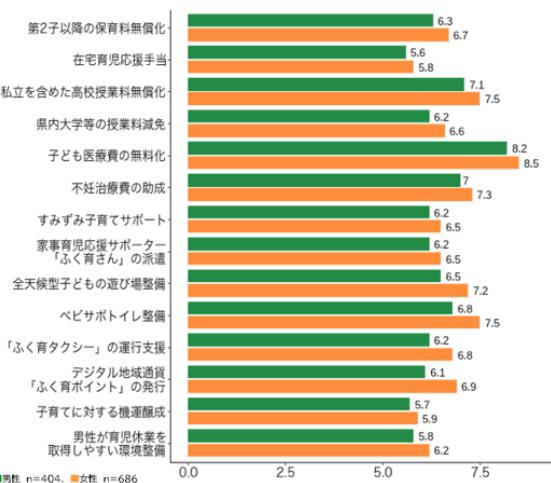
福井県子育て意識調査

- 14の独自施策のうち、**認知度が5割を超えてるのは3つ**。経済的支援策については認知度が高め。
- 一方、**全ての施策で満足度の平均値は約6以上**と、子育て支援策に対する一定の評価は得られている。

問 【配偶者がいるまたはこどもがいると回答した方】福井県が独自に実施している子育て支援策の認知度



問 【配偶者がいるまたはこどもがいると回答した方】福井県が独自に実施している子育て支援策の制度に対する評価



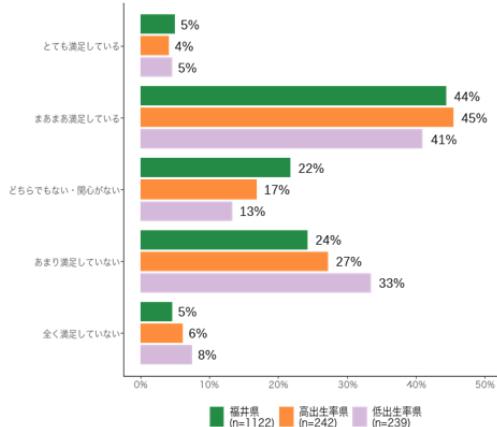
子育て支援策への満足度

福井県子育て意識調査

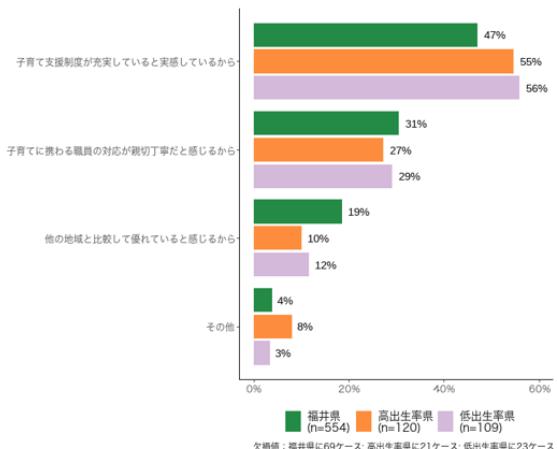
○ 子育て支援策への満足度について、福井県は「どちらでもない・関心がない」の割合が高く(2割以上)、満足していない割合は低出生率県が最も高い。

○ 一方で、満足している人については、「他地域と比較して優れていると感じている」割合が高い。

問【配偶者がいるまたはこどもがいると回答した方】居住している地域(県全体)の行政による子育て支援に満足しているか



問【前問で満足していると回答した方】満足していると回答した理由



参考資料3 福井県こども・子育てニーズ調査（令和6年度）の結果概要

福井県こども・子育てニーズ調査概要

福井県こども・子育てニーズ調査

■ 目的 県内のこども・若者や子育て世帯、未婚者を対象に、こどもや子育て当事者のおかれている現状、ニーズ等を把握する

■ 対象

- ①こども(小学校5年生～高校3年生)
- ②若者(19～30歳未満)
- ③保護者(未就学児～高校生の親)
- ④未婚者(20～40歳未満)

■ 期間 令和6年5月7日～5月21日

■ 有効回答数 2,008人(有効回答率 22.1%)

(回答内訳)	調査対象	調査数	回答数	回答率
	こども	1,500	367	24.5%
	若者	1,000	175	17.5%
	保護者	3,600	979	27.2%
	未婚者	3,000	487	16.2%
	合計	9,100	2,008	22.1%

近所や地域の人とのかかわり

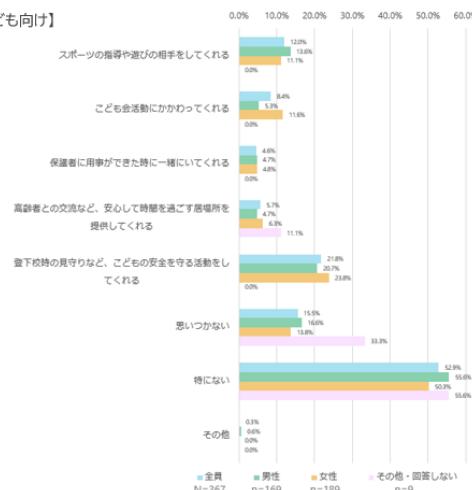
福井県こども・子育てニーズ調査

○近所や地域の人に期待することについて、こども目線では「おもいつかない」「特ない」が多くを占めている。

○一方、保護者からは、「**こどもの安全を守る活動**」、「**地域ぐるみでのかかわり**」を期待する回答が多い。

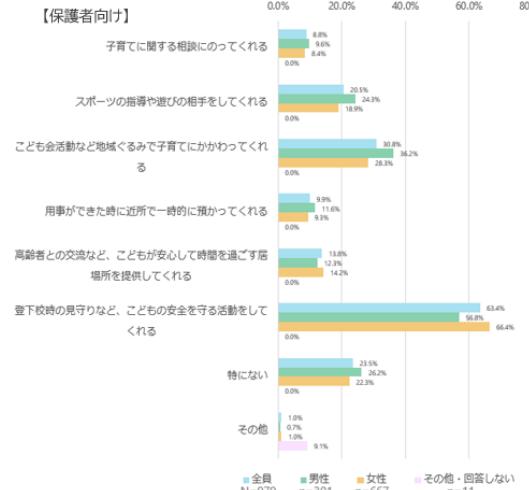
問 普段の生活中で、近所や地域の人にどのようなことをしてほしいと思いますか。
(複数回答、3つまで)

【こども向け】



問 子育てをする上で、近所や地域の人に実際にどのようなことをしてほしいと期待しますか。
(複数回答、3つまで)

【保護者向け】



子育て支援サービスの情報発信

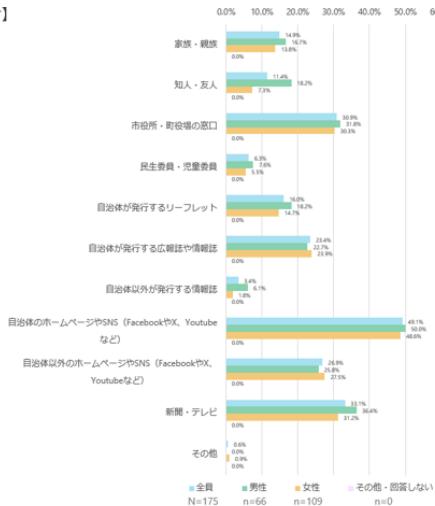
福井県こども・子育てニーズ調査

○自治体のホームページやSNSでの情報発信の充実を求める声が大きい。

○妊娠・出産に満足していない方の理由について、「利用できるサービスについての情報不足」の回答が最も高い。

問 子育て支援サービスの情報は、どこからの情報発信をより充実してほしいと思いますか。
(複数回答、3つまで)

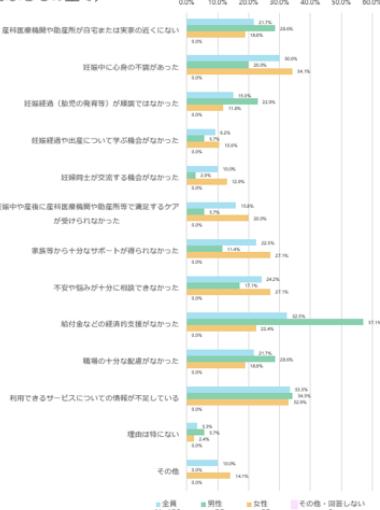
【若者向け】



■ 全員
N=175 ■ 男性
n=66 ■ 女性
n=109 ■ その他・回答しない
n=0

問【妊娠・出産】にあたって満足していないと回答した方※)満足していない理由
(複数回答、当てはまるもの全て)

【保護者向け】



■ 全員
N=120 ■ 男性
n=35 ■ 女性
n=85 ■ その他・回答しない
n=0

結婚・子育ての捉え方

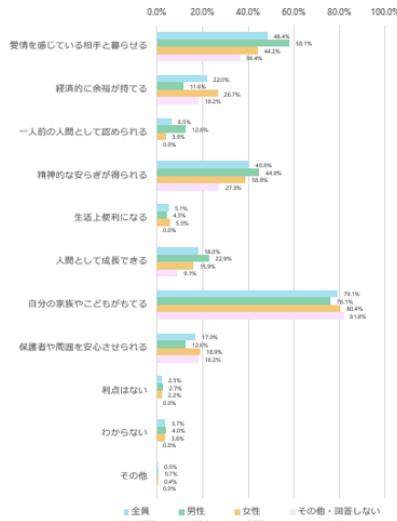
福井県こども・子育てニーズ調査

○約8割の保護者が、「家族や子どもがもてる」が結婚の利点だと感じている。

○一方で、子育てにあたって「仕事と子育ての両立が難しい」と感じている保護者が最も多く、また、経済的負担の側面よりも、「身体の疲れ」や「自分の自由時間がない」ことを負担と感じている人が多い。

問 結婚することの利点は何だと思いますか。(複数回答、3つまで)

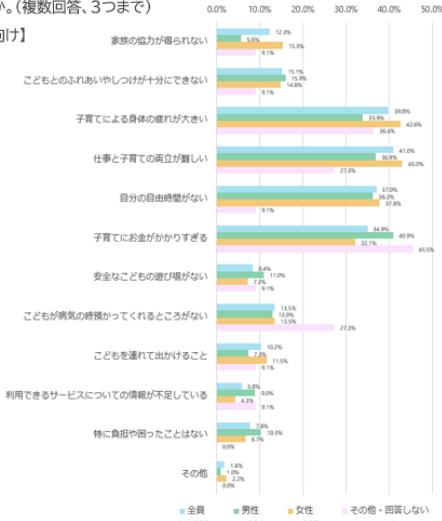
【保護者向け】



■ 全員
N=979 ■ 男性
n=301 ■ 女性
n=667 ■ その他・回答しない
n=11

問 こどもを育てるにあたって、負担に思うことや困ったこと、不安に思うことなどはありますか。(複数回答、3つまで)

【保護者向け】



■ 全員
N=979 ■ 男性
n=301 ■ 女性
n=667 ■ その他・回答しない
n=11

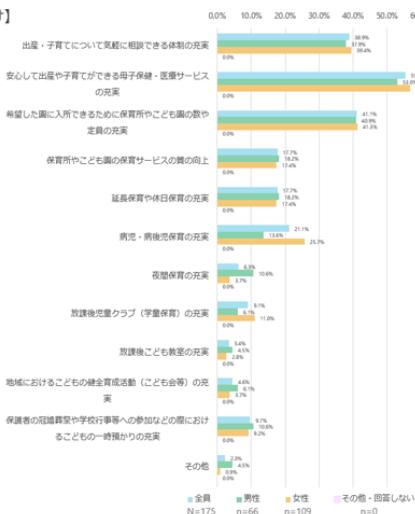
行政に求める子育て支援サービス

福井県こども・子育てニーズ調査

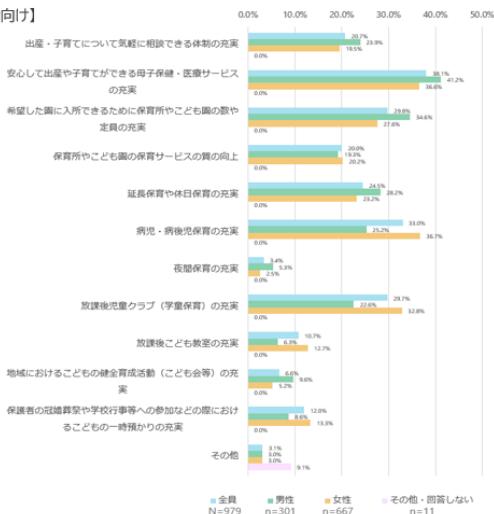
- 行政に求める子育て支援サービスについて、若者・保護者とも「母子保健・医療サービスの充実」が最も高い。

問 健やかに子どもを生み育てるために、「子育て支援サービス分野」で行政にどのような施策をより充実してほしいと思いますか。(複数回答、3つまで)

【若者向け】



【保護者向け】



行政に求める子育て環境づくり

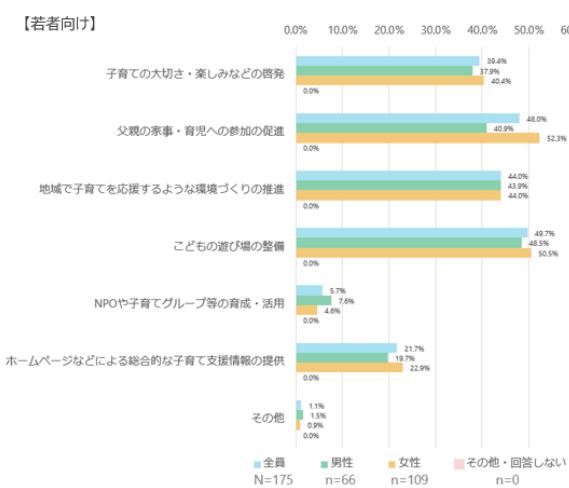
福井県こども・子育てニーズ調査

- 若者が行政に求める環境づくりとして、「子どもの遊び場」「父親の家事・育児参加」「地域全体で子育てを応援する環境づくり」「子育ての楽しみの啓発」などの回答がまんべんなく高い。

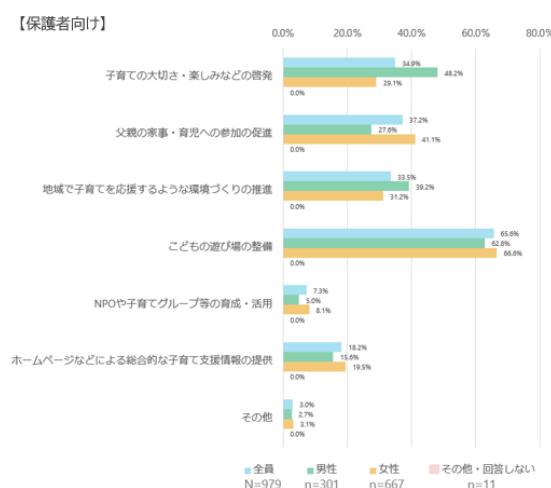
- 実際に子育て中の保護者からは、「子どもの遊び場整備」の充実を求める声が最も大きい。

問 健やかに子どもを生み育てるために、「子育て環境づくり分野」で行政にどのような施策をより充実してほしいと思いますか。(複数回答、3つまで)

【若者向け】



【保護者向け】



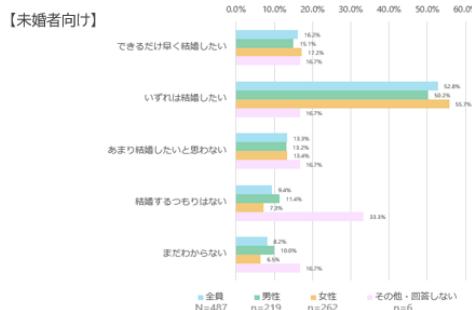
結婚への意識・行動

福井県こども・子育てニーズ調査

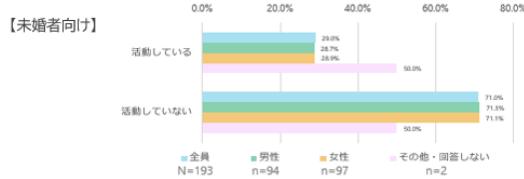
○ 20~40歳未満の未婚者のうち、**結婚希望のある方は約7割**

○ 「交際相手が欲しい」と回答した者のうち、**約7割が「活動が億劫」「方法がわからない」「自信がない」などの理由で恋人探しをしていない。**

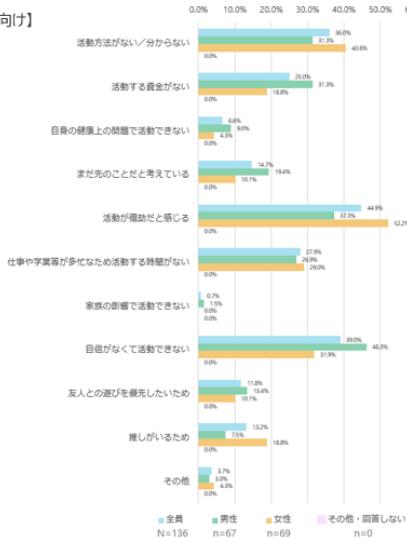
問 結婚についてどのようにお考えですか。



問 [現在交際中ではないが、交際相手が欲しいと答えた方]現在、恋人さがしを意識した活動をおこなっていますか。



【未婚者向け】



子どもたちのよりよい人生のための子育て支援

はじめに

子育て支援は単なる少子化対策にとどまりません。子どもたちの人生の基盤を築き、将来の可能性を広げるための社会的投資です。経済学の研究からは、幼児期の教育・保育環境が、その後の人生における学力や所得、さらには健康状態にまで影響を与えることが明らかになっています。

福井県の子育て支援の強み

福井県は全国でも最先端の子育て支援を展開してきました。2020年以降、待機児童ゼロを維持し続けているほか、女性就業率は55.6%で全国2位、共働き世帯割合は61.2%で全国1位と、女性の活躍を支える基盤が整っています。第2子以降の保育料無償化や高校授業料無償化など、全国トップクラスの経済的支援も特徴です。また、全小学校区での放課後児童クラブの実施や、全天候型遊び場の整備など、子育て環境の充実にも力を入れています。

さらなる飛躍に向けた課題

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て世帯の孤立が課題となっています。また、男性の育児参加をさらに促進し、女性に偏りがちな子育ての負担を軽減していく必要があります。保育の質のさらなる向上も重要な課題です。

効果的な子育て支援の方向性

経済学の研究からは、現金給付よりも保育・教育サービスの提供が、子どもの発達により効果的であることが分かっています。特に質の高い幼児教育は、子どもの将来の可能性を大きく広げます。そのため、保育士の待遇改善や研修機会の充実により、専門性の高い保育人材を確保・育成していく必要があります。

また、男性の育児休業取得は、その後の育児参加を促進する重要な契機となります。カナダでの研究では、1か月程度の育休取得でも、3年後の育児・家事時間が2割程度増加することが示されています。働き方改革と合わせて、男性の育児参加を積極的に推進していく必要があります。

社会全体で取り組む子育て支援

子育て支援は行政だけでなく、企業や地域社会全体で取り組むべき課題です。企業における両立支援の充実、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、様々な主体が連携して子育て世帯を支援していく必要があります。

子育て支援の充実は、確かに財政負担を伴います。しかし、それは子どもたち一人一人の可能性を開花させ、将来の社会を支える人材を育てるための投資です。この投資は、20-30年後には税収増や社会保障費の抑制という形で必ず社会に還元されます。

おわりに

福井県は、これまでの成果を基盤としながら、さらに充実した子育て支援を目指していきます。保育・教育の質の向上、男性の育児参加促進、地域での支え合いの強化など、様々な施策を組み合わせることで、すべての子どもが健やかに育ち、すべての親が喜びを持って子育てができる社会の実現を目指します。それは、単に出生率を上げることを目指すのではなく、子どもたち一人一人の幸せな人生を支えることを目指す取り組みです。福井から、新しい時代の子育て支援のモデルを発信していくことを願っています。

令和7年3月

東京大学 教授

山口 憲太郎

プロフィール



- ・東京大学経済学部・政策評価研究教育センター教授。1999年慶應義塾大学商学部卒業。2001年同大学大学院商学研究科修士課程修了。2006年アメリカ・ウィスコンシン大学経済学博士(Ph.D)取得。カナダ・マクマスター大学助教授、准教授を経て、2019年より現職。
- ・専門は、結婚・出産・子育てなどを経済学的手法で研究する「家族の経済学」と、労働市場を分析する「労働経済学」。
- ・福井県こども・子育て応援会議アドバイザー(R6)、福井県子育て意識調査統括アドバイザー(R5, R6)

福井県こども・子育て応援計画

策 定：令和7（2025）年3月

発 行：福井県（健康福祉部こども未来課）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0341

FAX 0776-20-0640

Eメール kodomomirai@pref.fukui.lg.jp